

ステート・ストリートTOPIXインデックス・オープン

追加型投信／国内／株式／インデックス型

投資信託説明書 (請求目論見書)

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
課税上は株式投資信託として取扱われます。

2025年8月16日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

1. ステート・ストリートTOPIXインデックス・オープンの受益権の募集については、発行者であるステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社（委託会社）は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により、有価証券届出書を2025年2月14日に関東財務局長に提出しており、2025年2月15日にその効力が発生しております。
2. この投資信託説明書（請求目論見書）は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき投資者がファンドを取得する時までに投資者から請求があつた場合に交付を行う目論見書です。
3. ステート・ストリートTOPIXインデックス・オープンの受益権の価額は、同ファンドに組入れられている有価証券の値動きの影響を受けますが、運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。
4. 当ファンドは元金が保証されているものではありません。

発行者名	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 越前谷 道平
本店の所在の場所	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号
有価証券届出書の写しを 縦覧に供する場所	該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

ステート・ストリートTOPIXインデックス・オープン
(以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

当ファンドの委託会社であるステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社（以下「委託会社」といいます。）の依頼により、信用格付業者から提供もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

3兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額^{*}とします。

収益分配金の再投資を行う場合は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

※基準価額とは、信託財産の純資産総額を受益権総口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

基準価額は、販売会社（後記「(8) 申込取扱場所」をご参照ください。）でご確認いただけるほか、下記の照会先までお問い合わせください。

<照会先>

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

電話番号 03-4530-7333

（受付時間：原則として委託会社の営業日午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：www.ssga.com/jp

(5) 【申込手数料】

申込手数料はありません。

(6) 【申込単位】

申込単位は、販売会社が定める単位とします。詳細については、販売会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2025年2月15日から2026年2月16日まで

※当該申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取り扱います。

販売会社の詳細については、前記「(4) 発行（売出）価格」に記載の＜照会先＞までお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

当ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日（詳しくは、販売会社にお問い合わせください。）までに、取得申込代金を販売会社に支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込みを受けた販売会社とします（前記「(8) 申込取扱場所」をご参照ください。）。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権の振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12) 【その他】

① 申込証拠金

該当事項はありません。

② 本邦以外の地域での発行

該当事項はありません。

③ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

◆投資信託振替制度とは

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- ① 当ファンドは、日本の金融商品取引所に上場されている株式（これに準ずるものを含む）を主要投資対象とした「日本株式インデックス・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券に投資することにより、中長期的にTOPIX（東証株価指数、配当込み）の動きに連動した投資成果の獲得を目指して運用を行うことを基本とします。
- ② 委託会社は、受託会社と合意のうえ、1兆円を限度として信託金を追加できるものとします。また委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。
- ③ 当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 () 資産複合	インデックス型 特殊型

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

■ 当ファンドが該当する商品分類

項目	該当する商品分類	内容
単位型・ 追加型	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書又は信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	株式	目論見書又は信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
補足分類	インデックス型	目論見書又は信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファミリーファンド	日経 225 TOPIX
不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	日々 その他 ()	アンド・オブ・ ファンズ		その他
資産複合 資産配分固定型 資産配分変動型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

■ 当ファンドが該当する属性区分

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産(投資信託 証券(株式 一般))	目論見書又は信託約款において、株式、債券、不動産投資以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載は、組入資産を表します。
決算頻度	年1回	目論見書又は信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	日本	目論見書又は信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書又は信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
対象インデックス	TOPIX	信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。

※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

④ ファンドの特色

- 1 マザーファンドへの投資を通じて、日本の金融商品取引所に上場されている株式(これに準ずるもの)を含む)に投資します。
- 2 TOPIX(東証株価指数、配当込み)の動きに連動した投資成果の獲得を目指して運用を行うことを基本とします。
 - TOPIX(東証株価指数、配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものであり、当ファンドおよび投資対象とするマザーファンドの投資成果の比較基準となるベンチマークとします。
- 3 当ファンドは、「ファミリーファンド方式」により運用を行います。
 - ファミリーファンド方式については、「ファンドの仕組み」をご覧ください。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

投資対象とするマザーファンドの概要

日本株式インデックス・マザーファンド

運用の基本方針	中長期的な観点から、TOPIX(東証株価指数、配当込み)の動きに連動した投資成果の獲得を目指して運用を行うことを基本とします。
主要投資対象	日本の金融商品取引所に上場されている株式(これに準ずるもの)
投資態度	<ul style="list-style-type: none">・ TOPIX(東証株価指数、配当込み)をベンチマークとします。・ 株式の組入比率は、原則として信託財産総額の50%超を基本とします。

ベンチマーク

TOPIX

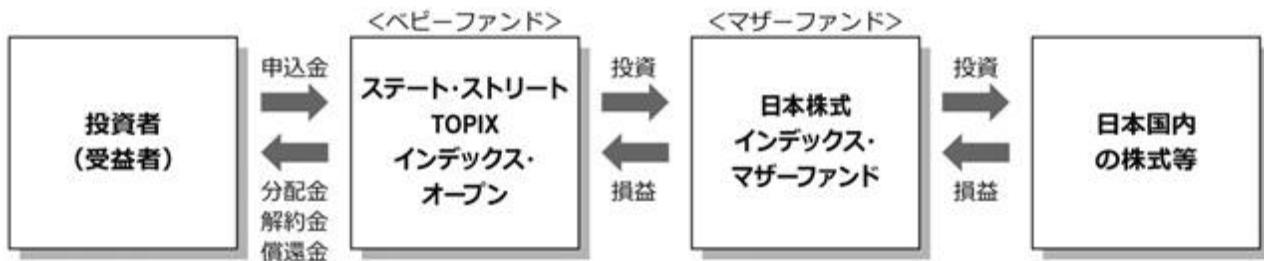
- ①TOPIXの指標値およびTOPIXの商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」と言います。)の知的財産であり、株価指数の算出、指標値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利およびTOPIXの商標に関するすべての権利はJPXが有します。
- ②JPXは、TOPIXの指標値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指標値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行うことができます。
- ③JPXは、TOPIXの商標の使用もしくはTOPIXの指標の引用に関して得られる結果について、何ら保証、言及をするものではありません。
- ④JPXは、TOPIXの指標値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、JPXは、TOPIXの指標値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ⑤当ファンドは、JPXにより提供、保証または販売されるものではありません。
- ⑥JPXは、当ファンドの購入者または公衆に対し、当ファンドの説明、投資のアドバイスをする義務を持ちません。
- ⑦JPXは、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社または当ファンドの購入者のニーズを、TOPIXの指標値を算出する銘柄構成、計算に考慮するものではありません。
- ⑧上記に限らず、JPXは当ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。

(2) 【ファンドの沿革】

2024年1月11日 信託契約締結、設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

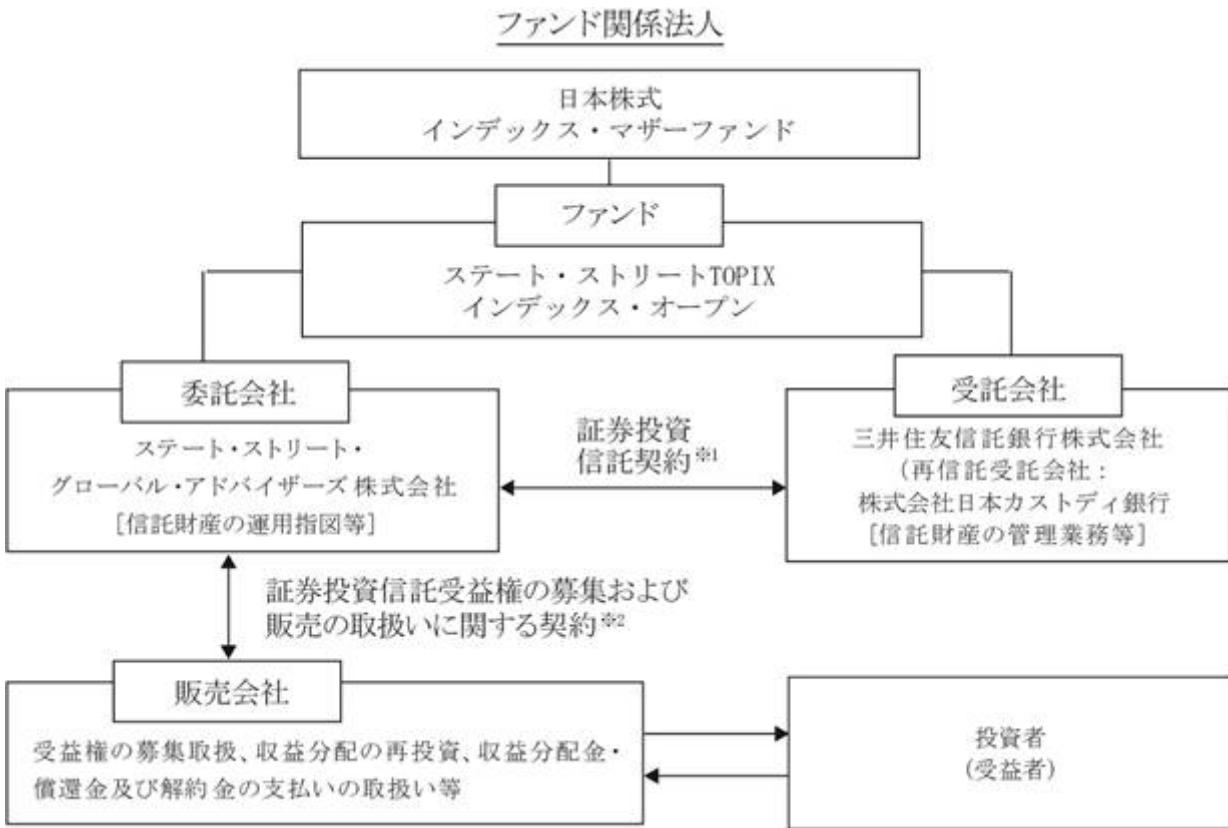
- ① 当ファンドは、「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資して、その実質的な運用を行う仕組みです。また、マザーファンドの損益はすべてベビーファンドに還元されます。



② ファンドの関係法人

ファンドの関係法人は以下のとおりです。

- 1) **ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社**（以下「委託会社」といいます。）
委託会社は、信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。
- 2) **三井住友信託銀行株式会社**（以下「受託会社」といいます。）
(再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行)
受託会社は、信託財産の管理業務、信託財産の計算等を行います。また、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することができます。
- 3) **販売会社**
販売会社は、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受け付けならびに収益分配金、一部解約代金および償還金の支払い等を行います。



※1 証券投資信託契約

委託会社、受託会社および受益者に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益権に関する事項ならびに信託の元本および収益の管理ならび運営に関する事項等が定められます。

なお、ファンドは、委託会社と受託会社とが証券投資信託契約を締結することにより成立します。証券投資信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づき、あらかじめ監督官庁に届け出た信託約款の内容に基づいて締結されます。

※2 証券投資信託受益権の募集および販売の取扱いに関する契約

販売会社の募集の取扱い、換金の取扱い、償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められます。

③ 委託会社の概況（本書提出日現在）

1) 資本金の額

3億1千万円

2) 沿革

1998年 2月25日	ステート・ストリート投資顧問株式会社 設立
1998年 3月31日	投資顧問業の登録
1998年 8月28日	ステート・ストリート投信投資顧問株式会社に商号変更
1998年 9月30日	投資一任契約に係る業務の認可
1998年 9月30日	証券投資信託の委託会社としての認可取得
2007年 9月30日	金融商品取引業者の登録（登録番号：関東財務局長（金商）第345号）
2008年 7月 1日	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社に 商号変更

3) 大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数	所有比率
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ジャパン・ホールディングス合同会社	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号虎ノ門ヒルズ森タワー	6,200株	100%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

当ファンドは、マザーファンド受益証券に投資することにより、中長期的にTOPIX（東証株価指数、配当込み）に連動した投資成果を目指して運用を行うことを基本とします。

マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

①TOPIX（東証株価指数、配当込み）をベンチマークとします。

②マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。

③信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

④信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）および金利先渡取引を行うことができます。

⑤資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等、やむを得ない事情が発生した場合は、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

(a) 有価証券

(b) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条、第21条および第22条に定めるものに限ります。以下同じ。）

(c) 金銭債権

(d) 約束手形

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

(a) 為替手形

② 投資の対象とする有価証券の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主としてステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された「日本株式インデックス・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します（信託約款第15条第1項）。

1) 株券または新株引受権証書

2) 国債証券

3) 地方債証券

4) 特別の法律により法人の発行する債券

5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で

定めるものをいいます。)

- 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9) 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)から11)までの証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 14) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 20) 外国の者に対する権利で19)の有価証券の性質を有するもの
- 21) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 22) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、1)の証券または証書、12)および17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券ならびに12)および17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものならびに14)の証券のうち、投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、13)の証券および14)の証券（「投資法人債券」および「外国投資証券で投資法人債券に類する証券」を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます（信託約款第15条第2項）。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

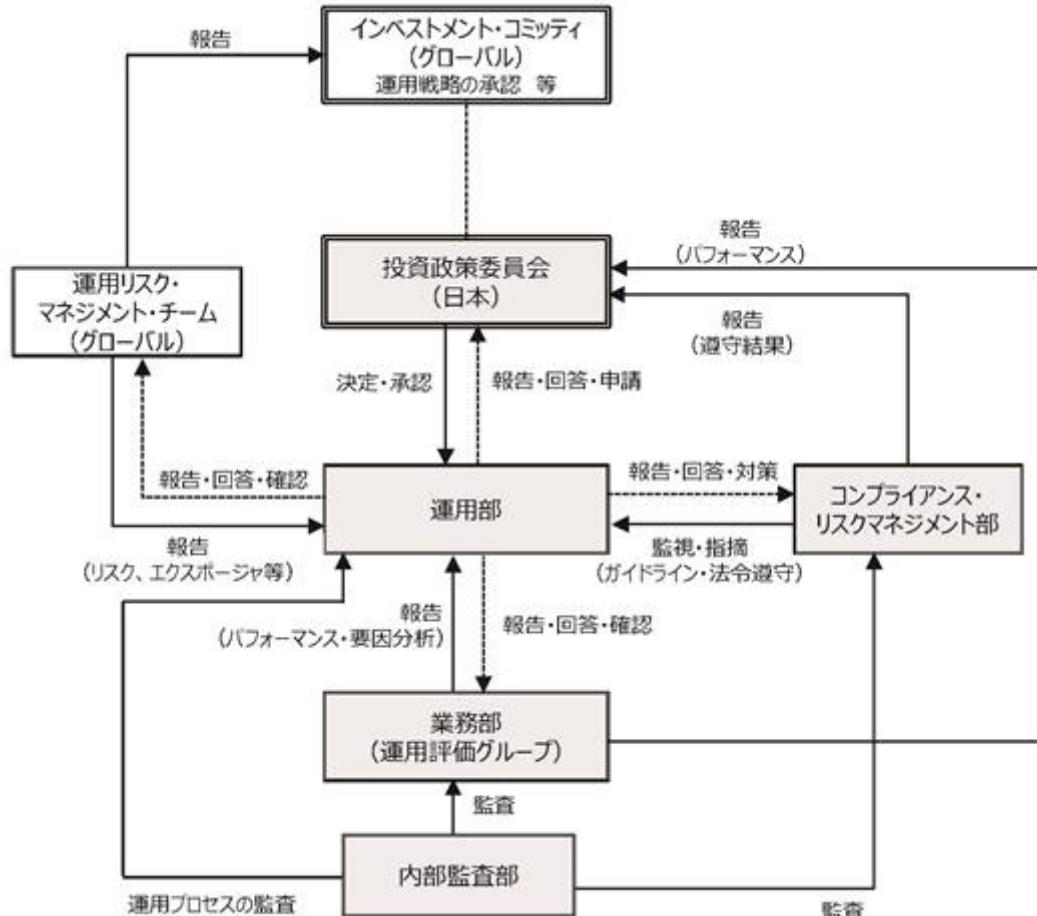
④ 上記②の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます（信託約款第15条第3項）。

⑤ 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該金融商品取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。以下同じ。）の時

価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。(信託約款第15条第4項)

- ⑥ 上記⑤において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。(信託約款第15条第5項)

(3) 【運用体制】



委託会社において、運用部の各ファンド担当者がそのポートフォリオ管理・運用を行っています。運用モデル／プロセスは基本的に、グループ会社、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・トラスト・カンパニー（所在地：アメリカ合衆国マサチューセッツ州ボストン市）を中心とした各運用戦略グループ全体で共通のものを使用し、またモデルの改善、運用パフォーマンス、市場環境に関する情報などについて海外運用拠点と十分なコミュニケーションをとることによって、質の高い運用サービスの提供を目指しています。

ファンド担当者は、いずれも国内外の有価証券市場に精通した経験豊富な投資運用の専門家であり、資産クラス・運用戦略ごとの運用チームに配置されています。また、チーム・アプローチによって運用を行うため、特定の担当者に依存することない安定した運用体制となっています。

運用の報告は、投資政策委員会に対してなされます。投資政策委員会は、チーフ・インベストメント・オフィサー、各運用戦略責任者、業務部の代表等により構成されています。投資政策委員会においては、各ファンドのパフォーマンス、ガイドラインに対する適合性、同一戦略のファンド間でのパフォーマンスの乖離状況等の報告を受けます。

グローバルには、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ（SSGA）のグローバル組織である運用リスク・マネジメント・チームが、ポートフォリオの運用リスクモニタリングを定期的に行ってています。当チームは運用チームとは独立した組織で、SSGAグローバルのチーフ・リスク・オフィサーに直接報告を行っており、ポートフォリオが顧客のガイドラインや運用戦略に即したリスク

をとっているか、また目標リターンに見合ったリスクをとっているか、リスクに対する寄与が意図したエクスポートによるものか否か等、運用戦略の中身に実質的にフォーカスしたかたちでモニタリングを行い、その結果は継続的に運用担当チームにフィードバックされています。当チームが行った戦略代表口座の分析結果は、インベストメント・コミッティ（グローバル）およびグローバルの運用戦略責任者によってレビューされています。

上記運用体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

① 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の範囲内とします。

② 分配対象収益についての分配方針

分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③ 留保益の運用方針

特に制限を設げず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

なお、上記は収益分配方針であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

<分配金に関する留意事項>

- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われるとき、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(5) 【投資制限】

① 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

- 1) マザーファンド受益証券の投資割合には制限を設けません。
- 2) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には制限を設けません。
- 3) 外貨建資産への投資は行いません。
- 4) 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）の実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 5) 有価証券先物取引等は、後記②の3)5)の範囲で行います。
- 6) スワップ取引は、後記②の4)の範囲で行います。
- 7) 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引をいいます。）の利用は行いません。

8) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

② 信託約款上のその他の投資制限

1) 投資する株式等の範囲(信託約款第18条)

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、または金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの（上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものを含みます。）とします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

2) 信用取引の指図範囲(信託約款第19条)

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (b) 上記(a)の信用取引の指図にあたっては、当該売り付けに係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売り付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(b)の売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- (d) 上記(b)においてマザーファンドの信託財産に属する当該売り付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売り付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (e) 委託会社は、上記(a)の取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

3) 先物取引等の運用指図(信託約款第20条)

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- (b) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

4) スワップ取引の運用指図(信託約款第21条)

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち当該信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少してスワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部解約を指図するものとします。
- (d) 上記(c)においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (e) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- (f) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

5) 金利先渡取引の運用指図(信託約款第22条)

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (b) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- (d) 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

6) デリバティブ取引等にかかる投資制限(信託約款第23条)

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

7) 有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款第24条)

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券を貸付することの指図をすることができます。
- (b) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

8) 公社債の空売りの指図範囲(信託約款第25条)

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引渡しましたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (b) 上記(a)の売り付けの指図にあたっては、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(b)の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財

産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

9) 公社債の借入れ(信託約款第26条)

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (b) 上記(a)の指図にあたっては、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(b)の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (d) 上記(a)の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

③ 法令に基づく投資制限

1) 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

2) デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

（参考）「日本株式インデックス・マザーファンド」の概要

当ファンドが主たる投資対象とする「日本株式インデックス・マザーファンド」の概要は、以下の通りです。

（1）投資方針

この投資信託は、中長期的な観点から、TOPIX（東証株価指数、配当込み）に連動した投資成果を目指して運用を行います。

日本の金融商品取引所に上場されている株式（これに準ずるものも含む）を主要投資対象とします。

- ① TOPIX（東証株価指数、配当込み）をベンチマークとします。
- ② 株式の組入比率は、原則として信託財産総額の50%超を基本とします。
- ③ 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）の指図することができます。

- ④ 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ⑤ 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ⑥ 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。
- ⑦ 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむをえない事情が発生した場合には、上記のような運用が行われない場合や、当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

（2）投資対象

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - (a) 有価証券
 - (b) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第16条、第17条および第18条に定めるものに限ります。）
 - (c) 金銭債権
 - (d) 約束手形
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - (a) 為替手形

② 投資の対象とする有価証券の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9) 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

- 12) 投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - 13) 投資証券もしくは投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - 14) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをおいい、有価証券に係るものに限ります。）
 - 15) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - 16) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 17) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 - 18) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
なお、1) の証券または証書、15) の証書のうち1) の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2) から6) までの証券、15) の証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、12) の証券および13) の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ③ 委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
- 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）
 - 3) コール・ローン
 - 4) 手形割引市場において売買される手形
- ④ 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ⑤ 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(3) 主な投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資は行いません。
- ③ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 信用取引の指図は、信託約款第15条の範囲で行います。
- ⑥ 有価証券先物取引等は、信託約款第16条の範囲で行います。
- ⑦ スワップ取引は、信託約款第17条の範囲で行います。
- ⑧ 金利先渡取引は、信託約款第18条の範囲で行います。
- ⑨ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑩ デリバティブ取引等にかかる投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、オプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

3 【投資リスク】

(1) ファンドのリスク特性

当ファンドは、主にマザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に日本の株式に投資を行いますが、主として以下に掲げる要因等により基準価額が大きく変動する場合があり、その運用成果（損益）はすべて投資者の皆さんに帰属します。

したがって、投資者の皆さんの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

なお、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクおよび留意点は以下のとおりですが、当ファンドのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご注意ください。また、ファンドのリスクは以下に限定されるものではありません。

① 株価変動リスク

株式の価格は、一般に個々の企業の活動および業績、経営方針、ならびに法令順守の状況等に反応して変動するほか、投資対象国の経済情勢および景気見通し、ならびに法令順守の状況等に反応して変動するほか、投資対象国の経済情勢および景気見通し、ならびに金利変動、為替相場およびそれらの見通し等にも反応して変動します。したがって、マザーファンドに組み入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落する可能性があります。

② 信用リスク

当ファンドは、日本の株式を実質的な投資対象としていることから、株式の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。したがって、このような状態が生じた場合には、当ファンドが実質的に保有する株式の価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。

なお、当ファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金等の短期金融商品で運用する場合（マザーファンドへの投資を通じて実質的に運用する場合を含む）にも、債務不履行などにより損失が発生することがあります。運用資産の規模等によっては、当ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。また、金融商品取引の相手方や受託会社の決済不履行または債務不履行等により損失を被ることがあります。

③ 流動性リスク

投資対象となる有価証券の市場規模や取引量が少ない状況や解約資金を手当てるために実質的に保有する有価証券を大量に売却しなければならない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

また、解約資金の手当てが間に合わず、売却した有価証券等の売却代金回収までの期間、一時的に当ファンドで資金借入を行うことによって解約金の支払いに対応する場合があり、その場合の借入金利は当ファンドが負担することになります。

④ パッシブ運用のリスク

当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドはパッシブ運用を採用しています。パッシブ運用とは、ベンチマークとするインデックスと連動する投資成果を目指す運用手法であり、ファンド・

マネージャーが経済情勢、市場分析等に基づき個別銘柄の売買を行うことによりインデックスを上回る投資成果を目指すアクティブ運用とは異なります。

マザーファンドは、投資成果をインデックスにできるだけ連動させるため、原則としてポートフォリオにおける時価構成をインデックスにおける銘柄別時価構成比に近づけるように投資対象銘柄の売買を行います。ただし、インデックス採用銘柄の変更や資本異動等によりポートフォリオの調整が行われる場合等、個別銘柄の売買等にあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があるため、基準価額の変動率がインデックスの変動率に一致せず、ファンドの投資成果がインデックスの投資成果に連動しない場合があります。また、インデックス採用銘柄の売買停止等の理由により当該銘柄に投資できない場合、インデックスの投資成果に連動させるため、インデックス採用銘柄以外の銘柄に投資する場合があります。

⑤ ファミリーファンド方式のリスク

当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のファンド（ベビーファンド）に追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて有価証券の売買等が行われた場合には、その売買による組入有価証券等の価格の変化や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。これにより、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

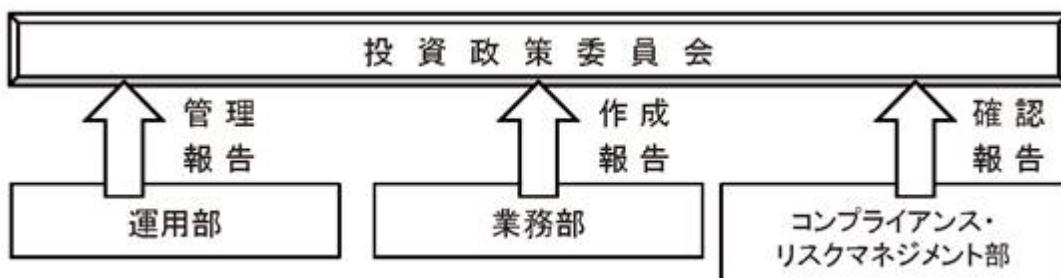
(2) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

ファンドの基準価額と対象インデックスは、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が対象インデックスとの連動または上回ることを保証するものではありません。

(3) リスク管理体制



運用部に属するポートフォリオ・マネージャーは信託約款に定める運用方針に加え、内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行います。

業務部の運用評価グループは、毎月パフォーマンス分析レポートを作成し、月次収益率と対ベンチマーク超過リターンの算出と要因分析を行います。

コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全ファンドにおける運用ガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しております。

投資政策委員会において投資行動やパフォーマンスに関する運用の報告内容を確認するとともに、毎月末の運用ガイドライン遵守状況等の確認をします。

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

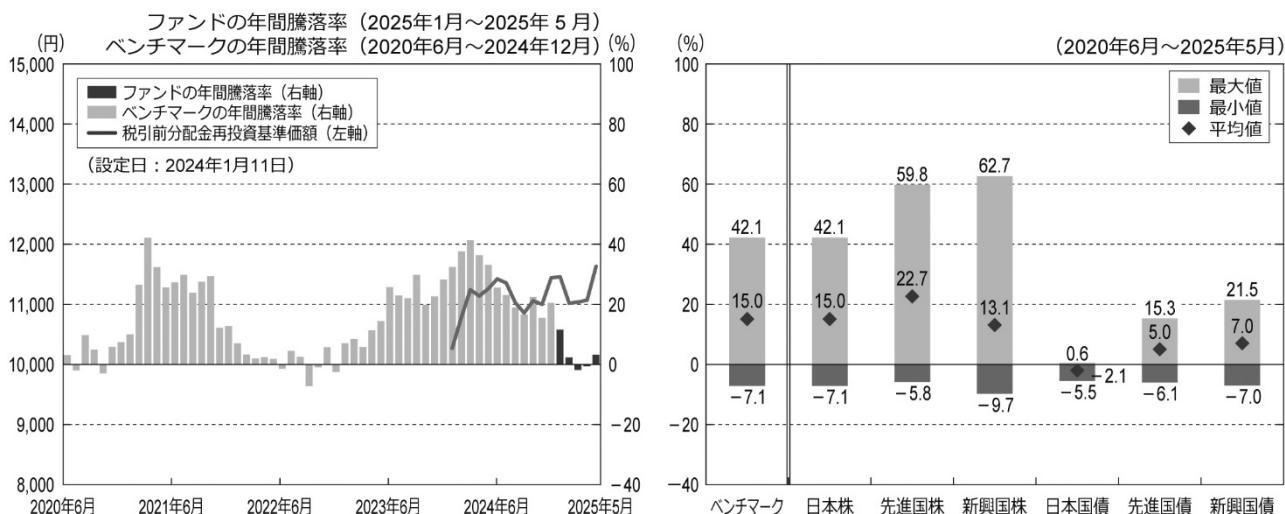
取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

上記リスクに対する管理体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

＜参考情報＞代表的な資産クラスと騰落率の比較等

投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に下記のグラフを作成しています。

＜ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移＞ <ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較＞



- 上記の左グラフは、各月末におけるファンドの年間騰落率(ベンチマークの年間騰落率を含みます。)およびファンドの分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。
 - 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。
 - 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
 - ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。なお、ファンドの年間騰落率はベンチマークの年間騰落率(2020年6月～2024年12月)を含みます。
 - 上記の右グラフは、ベンチマークと代表的な資産クラスについて、上記記載の5年間の年間騰落率の平均値・最大値・最小値を表示しています。
 - 代表的な資産クラスの全てが当ファンドの投資対象とは限りません。また、海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して円換算しています。
- ※上記のグラフは過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

「代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数

日本株:TOPIX(東証株価指数、配当込み)

TOPIX(東証株価指数、配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

先進国株:MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)

MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

新興国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

日本国債:NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。

先進国債:FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

新興国債:JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円換算ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円換算ベース)は、J.P.Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料はありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に年率0.1078%（税抜0.0980%）の信託報酬率を乗じて得た額とします。

ファンドの信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末（当日が休業日の場合は翌営業日とします。）または信託終了のときに信託財産中から支払います。

<信託報酬率の配分（税抜）>

支払先	信託報酬率（年率）	役務の内容
委託会社	0.040%	委託した資金の運用、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
販売会社	0.040%	運用報告書等各種書類の提供等、口座内のファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	0.018%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※消費税等相当額は、消費税および地方消費税に相当する金額です。

(4) 【その他の手数料等】

① 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益会社の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産にかかる監査費用等および当該監査費用にかかる消費税等（以下「監査費用等」といいます。）に相当する金額は、受益会社の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

③ 上記①の諸経費および上記②の監査費用等に加え、以下の諸費用（以下「諸費用」といいます。）および当該諸費用に係る消費税等は、受益会社の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 投資信託振替制度に係る手数料および費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
4. 約款の作成、印刷および届出に係る費用
5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
6. この信託の受益者に対する公告に係る費用ならびに約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

④ 委託会社は、上記②に定める監査費用等および諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

⑤ 上記④において上記②に定める監査費用等および上記③に定める諸費用の上限、固定率または

固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託会社が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

- ⑥ 上記④において上記②に定める監査費用等および上記③に定める諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる監査費用等および諸費用の額は、信託約款第35条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる監査費用等および諸費用は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ⑦ 上記①に定める諸経費および上記③に定める諸費用は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託会社の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。

上記のほか、信託約款の規定に基づく運用指図等により生じた費用をご負担いただく場合があります。

その他の手数料等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

※上記（1）～（4）の当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

（5）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われ、日本の居住者（法人を含みます。）である受益者については、以下のような取扱いとなります。なお、税制が改正された場合には、その内容が変更されることがあります。

■個人、法人別の課税について■

◆個人の投資者に対する課税

<収益分配金に対する課税>

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税（配当控除の適用は可能です。）のいずれかを選択することもできます。

<換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税>

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

換金（解約）時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択した場合に限ります。）との損益通算が可能です。また、換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択した場合に限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」及び「つみたて投

資枠（特定累積投資勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

◆法人の投資者に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%）の税率で源泉徴収※が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

<注1>個別元本について

- ① 投資者ごとの信託時の受益権の価額等が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。
- ② 投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行うつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。
- ③ 投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

<注2>収益分配金の課税について

- ① 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
- ② 投資者が収益分配金を受取る際、イ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2025年5月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間におけるファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率 (① + ②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
0.14%	0.10%	0.04%

※対象期間は2024年1月11日～2024年11月15日です。

※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれていません。)です。平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※その他費用とは監査費用や有価証券の保管費用等です。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

(2025年5月30日現在)

種類	国／地域名	時価合計（円）	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	99,055,856	100.00
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		3,349	0.00
純資産総額		99,059,205	100.00

(注) 投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

<参考情報>

親投資信託受益証券（日本株式インデックス・マザーファンド）

(2025年5月30日現在)

種類	国／地域名	時価合計（円）	投資比率(%)
株式	日本	44,185,163,570	96.78
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		1,468,864,682	3.22
純資産総額		45,654,028,252	100.00

(注) 投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

(2) 【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

(2025年5月30日現在)

順位	国/ 地域 名	種類	銘柄名	業種	数量 (口)	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	日本株式インデック ス・マザーファンド	—	18,358,636	5.0694	93,068,589	5.3956	99,055,856	100.00

(注1) 投資有価証券は1銘柄です。

(注2) 投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	—	100.00
合 計		100.00

(注) 投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

②【投資不動産物件】

該当する事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当する事項はありません。

<参考情報>

親投資信託受益証券（日本株式インデックス・マザーファンド）

① 投資有価証券の主要銘柄（上位30銘柄）

(2025年5月30日現在)

順位	国/ 地域 名	種類	銘柄名	業種	数量 (株)	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	590,800	2,849.50	1,683,484,600	2,769.00	1,635,925,200	3.58
2	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	383,400	3,583.00	1,373,722,200	3,810.00	1,460,754,000	3.20
3	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	702,200	1,927.50	1,353,490,500	2,025.50	1,422,306,100	3.12
4	日本	株式	日立製作所	電気機器	285,600	3,709.00	1,059,290,400	4,046.00	1,155,537,600	2.53
5	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	226,000	3,775.00	853,150,000	3,700.00	836,200,000	1.83
6	日本	株式	任天堂	その他製品	70,200	11,175.00	784,485,000	11,835.00	830,817,000	1.82
7	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	84,500	9,185.00	776,132,500	8,689.00	734,220,500	1.61
8	日本	株式	キーエンス	電気機器	11,100	62,100.00	689,310,000	60,740.00	674,214,000	1.48
9	日本	株式	三菱重工業	機械	196,300	2,275.00	446,582,500	3,352.00	657,997,600	1.44
10	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	104,500	5,420.00	566,390,000	6,112.00	638,704,000	1.40
11	日本	株式	三菱商事	卸売業	217,400	2,552.50	554,913,500	2,935.00	638,069,000	1.40
12	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	79,000	6,795.00	536,805,000	7,740.00	611,460,000	1.34
13	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	146,300	4,200.00	614,460,000	4,002.00	585,492,600	1.28
14	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	23,500	22,035.00	517,822,500	23,000.00	540,500,000	1.18
15	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	3,316,400	146.90	487,179,160	160.40	531,950,560	1.17
16	日本	株式	三井物産	卸売業	169,000	2,780.50	469,904,500	3,029.00	511,901,000	1.12
17	日本	株式	信越化学工業	化学	99,000	4,476.00	443,124,000	4,641.00	459,459,000	1.01
18	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	99,200	4,482.00	444,614,400	4,314.00	427,948,800	0.94
19	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	55,000	7,997.00	439,835,000	7,614.00	418,770,000	0.92
20	日本	株式	KDDI	情報・通信業	164,000	2,453.50	402,374,000	2,499.00	409,836,000	0.90
21	日本	株式	第一三共	医薬品	103,100	3,598.00	370,953,800	3,842.00	396,110,200	0.87
22	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	1,785,900	215.10	384,147,090	221.40	395,398,260	0.87
23	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	263,400	1,410.50	371,525,700	1,468.00	386,671,200	0.85
24	日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	7,900	47,318.44	373,815,715	48,350.00	381,965,000	0.84
25	日本	株式	HOYA	精密機器	21,600	17,765.00	383,724,000	17,115.00	369,684,000	0.81
26	日本	株式	富士通	電気機器	103,300	3,126.00	322,915,800	3,318.00	342,749,400	0.75
27	日本	株式	三菱電機	電気機器	114,200	2,512.50	286,927,500	2,904.00	331,636,800	0.73
28	日本	株式	日本電気	電気機器	79,400	3,095.00	245,743,000	3,785.00	300,529,000	0.66
29	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	66,500	3,861.00	256,756,500	4,438.00	295,127,000	0.65
30	日本	株式	丸紅	卸売業	96,600	2,444.50	236,138,700	2,945.00	284,487,000	0.62

(注1) 評価金額の上位30銘柄について記載しています。

(注2) 投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率 (%)
株式	電気機器	16.80
	銀行業	8.76
	情報・通信業	7.60
	輸送用機器	7.09
	卸売業	6.78
	機械	5.67

化学	4.66
小売業	4.65
サービス業	4.38
医薬品	3.98
保険業	3.32
食料品	3.00
その他製品	3.00
陸運業	2.30
建設業	2.19
精密機器	1.98
不動産業	1.85
電気・ガス業	1.18
その他金融業	1.08
非鉄金属	0.86
証券、商品先物取引業	0.83
鉄鋼	0.76
海運業	0.63
ゴム製品	0.62
ガラス・土石製品	0.60
金属製品	0.47
石油・石炭製品	0.41
繊維製品	0.39
空運業	0.35
鉱業	0.24
倉庫・運輸関連業	0.15
パルプ・紙	0.13
水産・農林業	0.07
合 計	96.78

(注) 投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

②投資不動産物件

該当する事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

資産の種類	資産の名称	取引所等	買建 ／ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数 先物取引	TOPIX（先物） (2025年6月限)	大阪取引所	買建	50	1,265,768,000	1,398,750,000	3.06

(注1) 投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

(注2) 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しています。

(注3) 先物取引の評価においては、原則として主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(3) 【運用実績】

①【純資産の推移】

2025年5月30日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間・月末		純資産総額（円）	1口当たりの純資産額（円）
第1期	(2024年11月15日)	分配付： 46,006,660 分配落： 46,006,660	分配付： 1.1128 分配落： 1.1128
2024年 5月末日		20,419,853	1.1260
6月末日		22,502,675	1.1422
7月末日		28,199,636	1.1357
8月末日		30,154,598	1.1030
9月末日		43,640,682	1.0857
10月末日		44,182,856	1.1059
11月末日		46,125,507	1.1001
12月末日		50,625,671	1.1441
2025年 1月末日		53,557,954	1.1455
2月末日		53,707,566	1.1018
3月末日		50,866,202	1.1037
4月末日		79,128,656	1.1071
5月末日		99,059,205	1.1632

②【分配の推移】

計算期間		一口当たりの分配金
第1期	自2024年 1月11日 至2024年11月15日	0.0000円

③【収益率の推移】

計算期間		収益率
第1期	自2024年 1月11日 至2024年11月15日	11.3%
	自2024年11月16日 至2025年 5月15日	2.2%

(注) 各計算期間中の分配金を加味して算出しています。

(4) 【設定及び解約の実績】

計算期間		設定口数(口)	解約口数(口)	発行済口数(口)
第1期	自2024年 1月11日 至2024年11月15日	48,810,775	7,466,906	41,343,869
	自2024年11月16日 至2025年 5月15日	76,856,423	35,802,456	82,397,836

(注1) 日本国外における設定、解約はありません。

(注2) 第1期の設定口数は、当初募集期間の設定口数を含みます。

(参考情報) 運用実績

基準価額・純資産の推移

(2025年5月30日現在)



※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

<基準価額・純資産総額>

基準価額	11,632円
純資産総額	99百万円

分配の推移

決算期	分配金
第1期(2024年11月15日)	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

主要な資産の状況

(マザーファンドのデータを表示しています。)

<銘柄別投資比率>

国／地域名	種類	銘柄名	投資比率
1 日本 株式 トヨタ自動車 3.58%			
2 日本 株式 ソニーグループ 3.20%			
3 日本 株式 三菱UFJフィナンシャル・グループ 3.12%			
4 日本 株式 日立製作所 2.53%			
5 日本 株式 三井住友フィナンシャルグループ 1.83%			
6 日本 株式 任天堂 1.82%			
7 日本 株式 リクルートホールディングス 1.61%			
8 日本 株式 キーエンス 1.48%			
9 日本 株式 三菱重工業 1.44%			
10 日本 株式 東京海上ホールディングス 1.40%			

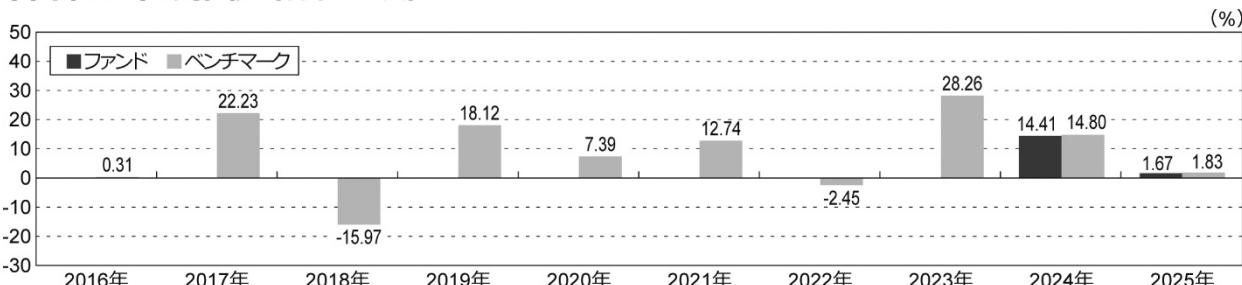
(注) 投資比率は、マザーファンド純資産総額に対する各評価金額の比率で、上位10銘柄について記載しています。

<業種別投資比率>

	業種	投資比率
1 電気機器	16.80%	
2 銀行業	8.76%	
3 情報・通信業	7.60%	
4 輸送用機器	7.09%	
5 卸売業	6.78%	
6 機械	5.67%	
7 化学	4.66%	
8 小売業	4.65%	
9 サービス業	4.38%	
10 医薬品	3.98%	

(注) 投資比率は、マザーファンド純資産総額に対する各評価金額の比率で、上位10業種について記載しています。

年間収益率の推移 (暦年ベース)



※2024年のファンドとベンチマークの年間収益率は設定日から年末までで算出しています。

※2025年のファンドとベンチマークの年間収益率は年初から5月末までで算出しています。

※年間収益率の推移は、税引前分配金を再投資したものとして算出しています。

●上記の運用実績は、過去の実績であり将来の成果を保証するものではありません。

●上記のベンチマークの情報は参考情報です。

●最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

- 1) 当ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社に所定の方法で取引口座を開設のうえ、当ファンドの取得申込みを行ってください。
- 2) 当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金受取コース」があります。なお、取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。その際、「分配金再投資コース」をお申し込みいただく方は、ご購入に際して、当ファンドに係る「自動けいぞく投資契約」（別の名称で同様の内容を有する契約を含みます。）を販売会社との間で結んでいただきます。ただし、「分配金再投資コース」を申し込まれた場合でも、分配金を定期的に受け取る旨の契約を締結することもできます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- 3) 当ファンドの取得申込みの申込締切時間は、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までとし、この受付時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとさせていただきます。なお、販売会社によっては受付時間が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- 4) 申込単位（購入単位）は、販売会社が定める単位にて受け付きます。
- 5) 取得申込価額（購入価額）は、取得申込受付日の基準価額です。基準価額は、販売会社または委託会社においてご確認いただけます。基準価額の照会方法については、後記「3 資産管理等の概要（1）資産の評価 3) 基準価額の公表」をご参照ください。
- 6) 取得申込代金（購入代金）は、購入価額に取得申込の口数を乗じて得た金額に申込手数料（購入時手数料）および当該手数料に係る消費税等相当額を加えた金額です。
- 7) 購入代金は販売会社が定める期日までにお支払いください。
- 8) 購入時手数料は前記「4 手数料等及び税金（1）申込手数料」をご参照ください。
- 9) 購入申込不可日はありません。
- 10) 金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の取得申込の受付けを中止することおよび既に受付けた受益権の取得申込の受付けを取り消すことがあります。
- 11) 当ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社に取得申込と同時にまたはあらかじめ、当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。販売会社は、当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

2 【換金（解約）手続等】

- 1) 受益者（当ファンドの受益権を取得した者）は、自己に帰属する受益権につき、取得申込みを行った販売会社を通じ、委託会社に一部解約の実行の請求を行うことにより、当ファンドを換金することができます。
- 2) 当ファンドの換金申込みの申込締切時間は、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までとし、この受付時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとさせていただきます。なお、販売会社によっては受付時間が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- 3) 解約単位（換金単位）は、販売会社が定める単位にて受け付きます。
- 4) 解約価額（換金価額）は、換金申込受付日の基準価額です。換金価額は、販売会社または委託会社においてご確認いただけます。換金価額の照会方法については、後記「3 資産管理等の概要（1）資産の評価 3) 基準価額の公表」をご参照ください。
- 5) 信託財産留保額はありません。
- 6) 換金代金（換金価額に換金する口数を乗じて得た金額）は、原則として換金申込受付日から起算して5営業日目以降にお支払いします。

- 7) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
- 8) 換金申込不可日はありません。
- 9) 金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の換金申込の受け付けを中止することおよび既に受け付けた受益権の換金申込の受け付けを取り消すことがあります。
- 10) 換金申込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して、当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社債法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

1) 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

投資対象とするマザーファンド受益証券は、当該マザーファンド受益証券の基準価額で評価します。

なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとします。また、予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

<主要投資対象の評価方法>

主要投資対象	有価証券等の評価方法
株式、投資証券等	<p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の最終相場で評価します。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 原則として、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価します。</p>
市場デリバティブ取引	原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の発表する清算値段または最終相場で評価します。

*国内で取引される資産については原則として基準価額計算日の値、国外で取引される資産については原則として基準価額計算日に知りうる直近の日の値で評価します。

2) 基準価額の算出頻度

基準価額は原則として委託会社の営業日において日々算出されます。

3) 基準価額の公表

基準価額は、販売会社でご確認いただけるほか、下記の照会先までお問い合わせください。

<照会先>

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

電話番号 03-4530-7333

(受付時間：原則として委託会社の営業日午前9時～午後5時)

ホームページアドレス：www.ssga.com/jp

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

当ファンドの信託期間は無期限ですが、後記(5)の1) 2) 3) 5)の事由により信託が終了する場合があります。

(4) 【計算期間】

- 1) 当ファンドの計算期間は、毎年11月16日から翌年11月15日までとすることを原則とします。
- 2) 上記1)の規定にかかわらず、上記1)の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、後記(5)の1) 2) 3) 5)に定める信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

1) 信託契約の解約

- (a) 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することによりこの信託の受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合または下回ることが明らかとなった場合、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (b) 委託会社は、上記(a)の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドに係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- (c) 上記(b)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本(c)において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行ふことができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (d) 上記(b)の書面決議は議決権を行ふことができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- (e) 上記(b)から上記(d)までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であつて、上記(b)から上記(d)までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

2) 信託契約に関する監督官庁の命令

- (a) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (b) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後記6)の規定にしたがいます。

3) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- (a) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(b) 上記（a）の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記6）の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

4) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

(a) 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。

(b) 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

5) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

(a) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記6）の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

(b) 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

6) 信託約款の変更等

(a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本6）に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

(b) 委託会社は、上記（a）の事項（信託約款の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドに係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

(c) 上記（b）の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本（c）において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(d) 上記（b）の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

(e) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

(f) 上記（b）から上記（e）までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(g) 上記（a）から上記（f）までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはで

きません。

7) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が前記「2換金（解約）手続等」に規定する一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、上記1)に規定する投資信託の解約または上記6)に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

8) 運用報告書の提供

毎決算時（毎年11月15日。ただし、該当日が休日の場合は翌営業日。）および償還時に、期中の運用経過等を記載した運用報告書を作成します。

(a) 交付運用報告書は、知れている受益者に対して販売会社を通じて提供します。

(b) 運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページ（www.ssga.com/jp）に掲載されます。

ただし、受益者から運用報告書（全体版）の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

9) 公告

(a) 委託会社が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.ssga.com/jp>

(b) 上記(a)の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

10) 関係法人との契約の更改に関する手続き等

委託会社と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）は、契約期間満了3ヶ月前までに、別段の意思表示のない限り、原則として1年毎に自動的に更新されるものとします。

4 【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、自動けいぞく投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

② 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヶ月以内の委託会社の指定する日から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

③ 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

④ 書面決議における議決権

委託会社が、当ファンドの信託契約の解約または重大な約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、それぞれの書面決議手続きにおいて、受益権の口数に応じて議決権を有しこれを行使することができます。

⑤ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3 【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの第1期計算期間は、約款第35条により、2024年1月11日から2024年11月15日までとしております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（2024年1月11日から2024年11月15日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。
- (4) 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第284条、第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (5) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（2024年11月16日から2025年5月15日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年1月31日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 榊原 康太
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているステート・ストリートTOPIXインデックス・オープンの2024年1月11日から2024年11月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ステート・ストリートTOPIXインデックス・オープンの2024年11月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

ステート・ストリート T O P I X インデックス・オープン

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

		第1期 (2024年11月15日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託		365
コール・ローン		40,125
親投資信託受益証券		46,004,110
流動資産合計		<u>46,044,600</u>
資産合計		<u>46,044,600</u>
負債の部		
流動負債		
未払解約金		19,135
未払受託者報酬		2,473
未払委託者報酬		10,932
その他未払費用		5,400
流動負債合計		<u>37,940</u>
負債合計		<u>37,940</u>
純資産の部		
元本等		
元本		41,343,869
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）		4,662,791
(分配準備積立金)		1,096,110
元本等合計		<u>46,006,660</u>
純資産合計		<u>46,006,660</u>
負債純資産合計		<u>46,044,600</u>

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

第1期

自 2024年 1月11日

至 2024年11月15日

営業収益	
受取利息	5
有価証券売買等損益	1,140,170
営業収益合計	1,140,175
営業費用	
支払利息	2
受託者報酬	3,330
委託者報酬	14,657
その他費用	7,185
営業費用合計	25,174
営業利益又は営業損失（△）	1,115,001
経常利益又は経常損失（△）	1,115,001
当期純利益又は当期純損失（△）	1,115,001
一部解約に伴う当期純利益額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失額の分配額（△）	18,891
期首剩余金又は期首次損金（△）	—
剩余金増加額又は欠損金減少額	4,245,978
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は 欠損金減少額	4,245,978
剩余金減少額又は欠損金増加額	679,297
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は 欠損金増加額	679,297
分配金	—
期末剩余金又は期末欠損金（△）	4,662,791

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-------------------	----------------------------------------------------------------------------

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第1期 (2024年11月15日現在)
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第1期 (2024年11月15日現在)
1 期首元本額	1,000,000円
期中追加設定元本額	47,810,775円
期中一部解約元本額	7,466,906円
2 受益権の総数	41,343,869口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第1期 自 2024年 1月11日 至 2024年11月15日
1 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（490,492円）、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（605,618円）、収益調整金（3,566,681円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は4,662,791円（1万口当たり1,127円）ですが、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(4) 附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク等の市場リスクに晒されておりま

<p>3 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>運用部に属するポートフォリオ・マネージャーは約款に定める運用方針に加え、内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行っております。また、業務部の運用評価グループは、毎月パフォーマンス分析レポートを作成し、月次収益率及び対ベンチマーク超過収益率の算出と要因分析を行っております。さらに、コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全ファンドにおける運用ガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しており、投資政策委員会において投資行動やパフォーマンスに関する運用の報告内容を確認するとともに、毎月末の運用ガイドライン遵守状況等の確認をしております。</p>
-------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

II 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第1期 (2024年11月15日現在)
<p>1 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額</p>	<p>貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありません。</p>
<p>2 金融商品の時価の算定方法</p>	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>(3)デリバティブ取引 該当する事項はありません。</p>
<p>3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p>	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	第1期 (2024年11月15日現在)
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1,124,478
合計	1,124,478

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

該当する事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当する事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第1期 (2024年11月15日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,1128円 (11,128円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当する事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託 受益証券	日本株式インデックス・ マザーファンド	8,928,676	46,004,110	
合計		8,928,676	46,004,110	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額は、証券数です。

第2 信用取引契約残高明細表

該当する事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当する事項はありません。

<参考>

当ファンドは「日本株式インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。なお、同親投資信託の状況は次の通りであります。

「日本株式インデックス・マザーファンド」の状況
以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

区分	注記 番号	(2024年11月15日現在)
		金額
資産の部		
流動資産		
金銭信託		12,232,533
コール・ローン		1,345,896,546
株式		46,951,438,010
派生商品評価勘定		13,207,100
未収配当金		468,056,435
未収利息		4,056
差入委託証拠金		112,709,186
流動資産合計		48,903,543,866
資産合計		48,903,543,866
負債の部		
流動負債		
前受金		7,380,000
派生商品評価勘定		1,387,640
未払解約金		43,225,000
流動負債合計		51,992,640
負債合計		51,992,640
純資産の部		
元本等		
元本	1	9,481,241,389
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）		39,370,309,837
元本等合計		48,851,551,226
純資産合計		48,851,551,226
負債純資産合計		48,903,543,866

(注) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年3月6日から、翌年3月5日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。
3 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

(2024年11月15日現在)

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	(2024年11月15日現在)
1 期首元本額	12,719,558,479円
期中追加設定元本額	1,729,958,391円
期中一部解約元本額	4,968,275,481円
元本の内訳	
ファンド名	
AMC／ステート・ストリート・リ	53,886,760円
スクバジエット型バランス・オーブ	
ン（ステイブル）	
日本株式インデックス・ファンド	545,685,988円
（年金1）<適格機関投資家限定>	
バランスファンドVA30A<適格機関投	798,607円
資家限定>	
バランスファンドVA30B<適格機関投	11,695,004円
資家限定>	
バランスファンドVA40A<適格機関投	77,417円
資家限定>	
バランスファンドVA40B<適格機関投	752,747円
資家限定>	
バランスファンドVA50A<適格機関投	2,293,639円

資家限定>	
バランスファンドVA50B<適格機関投資家限定>	2, 928, 494, 243円
日本株式インデックス・ファンドVA1<適格機関投資家限定>	260, 686, 272円
バランスファンドVA50C<適格機関投資家限定>	1, 175, 371円
バランスファンドVA25A<適格機関投資家限定>	290, 431, 665円
バランスファンドVA37. 5A<適格機関投資家限定>	302, 731, 801円
バランスファンドVA75A<適格機関投資家限定>	19, 697, 426円
日本株式インデックス・ファンドM<適格機関投資家限定>	69, 997, 329円
日本株式インデックス・ファンドS<適格機関投資家限定>	73, 429, 508円
4資産バランス20VA<適格機関投資家限定>	52, 674, 701円
4資産バランス40VA<適格機関投資家限定>	990, 316, 546円
4資産バランス30VA<適格機関投資家限定>	103, 264, 286円
バランスファンドVA35A<適格機関投資家限定>	596, 646, 753円
バランスファンドVA40C<適格機関投資家限定>	21, 086, 806円
グローバル4資産30VA<適格機関投資家限定>	6, 831, 021円
グローバル4資産45VA<適格機関投資家限定>	10, 426, 731円
4資産バランス30VA2<適格機関投資家限定>	2, 957, 299円
バランスファンドVA25B<適格機関投資家限定>	212, 701, 746円
バランスファンドVA20A<適格機関投資家限定>	605, 428円
バランスファンドVA35B<適格機関投資家限定>	304, 631円
日本株式インデックス・ファンドVA2<適格機関投資家限定>	35, 376, 603円
4資産インデックスバランスVA20<適格機関投資家限定>	135, 148, 973円
世界分散ファンドVA25A<適格機関投資家限定>	551, 302, 234円
Tad リスクバジエット型マルチ配分戦略ファンド(ステイブル) 年金<適格機関投資家限定>	53, 008, 111円
フレックス資産配分戦略ファンド<適格機関投資家限定>	294, 304, 283円
Tad リスクバジエット型マルチ配	49, 607, 266円

分戦略ファンド（ステイブル）<適格機関投資家限定>	
ステート・ストリート日本株式インデックス・オープン	1,601,274,409円
ステート・ストリートTOPIXインデックス・オープン	8,928,676円
世界バランス40VA<適格機関投資家限定>	656,733円
世界バランス60VA<適格機関投資家限定>	1,532,579円
グローバルバランス40VA<適格機関投資家限定>	101,150円
グローバルバランス40VA2<適格機関投資家限定>	183,575,878円
グローバルバランス40VA3<適格機関投資家限定>	4,236,832円
グローバルバランス50VA<適格機関投資家限定>	2,537,937円
計	9,481,241,389円
受益権の総数	
2	9,481,241,389口

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(3) 附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク等の市場リスクに晒されております。 デリバティブ取引には、ファンド資金の流入出等に伴う組入比率やキャッシュ・ポジションの調整、現物資産の流動性や取引コスト等を勘案した場合の代替など、ファンドの効率的な運用に資することを利用している株価指数先物取引があり、株価変動リスクに晒されております。
3 金融商品に係るリスク管理体制	運用部に属するポートフォリオ・マネージャーは約款に定める運用方針に加え、内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行っております。また、業務部の運用評価グループは、毎月パフォーマンス分析レポートを作成し、月次収益率及び対ベンチマーク超過収益率の算出と要因分析を行っております。さらに、コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全ファンドにおける運用ガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しており、投資政策委員会において投資行動やパフォーマンスに関する運用の報告内容を確認するとともに、毎月末の運用ガイドライン遵守状況等の確認をしておりま

す。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	(2024年11月15日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありません。
2 金融商品の時価の算定方法	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2) 有価証券 売買目的有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>(3) デリバティブ取引 「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。</p>
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p>

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	(2024年11月15日現在)
	当期間の損益に 含まれた評価差額
株式	△135,524,054
合計	△135,524,054

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末までを指しております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

取引の時価等に関する事項

株式関連

(単位：円)

区分	種類	(2024年11月15日現在)		
		契約額等	時価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引 買建 TOPIX(先物)	1,857,690,000	—	1,869,555,000 11,865,000
	合計	1,857,690,000	—	1,869,555,000 11,865,000

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。
5. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当する事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	(2024年11月15日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	5.1524円 (51,524円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

銘柄	株数	評価額		備考
		単価(円)	金額(円)	
リヨーサン菱洋ホールディングス	2,500	2,377.00	5,942,500	
サムティホールディングス	2,300	3,295.00	7,578,500	
シマダヤ	400	1,447.00	578,800	
飛島ホールディングス	1,300	1,554.00	2,020,200	
極洋	700	3,970.00	2,779,000	
ニッスイ	17,400	928.20	16,150,680	
マルハニチロ	2,600	3,045.00	7,917,000	
雪国まいたけ	1,500	1,038.00	1,557,000	
カネコ種苗	500	1,380.00	690,000	
サカタのタネ	2,000	3,420.00	6,840,000	
ホクト	1,400	1,727.00	2,417,800	
ホクリヨウ	100	1,046.00	104,600	
ショーボンドホールディングス	2,200	5,251.00	11,552,200	
ミライト・ワン	5,200	2,149.50	11,177,400	
タマホーム	1,100	3,750.00	4,125,000	
サンヨーホームズ	100	708.00	70,800	
日本アクア	200	792.00	158,400	
ファーストコーポレーション	200	821.00	164,200	
ベステラ	100	932.00	93,200	
r o b o t h o m e	3,400	137.00	465,800	
キャンディル	100	536.00	53,600	
住石ホールディングス	2,100	884.00	1,856,400	
日鉄鉱業	700	4,190.00	2,933,000	
三井松島ホールディングス	800	3,740.00	2,992,000	
I N P E X	51,200	2,040.50	104,473,600	
石油資源開発	9,200	1,115.00	10,258,000	
K&Oエナジーグループ	800	2,958.00	2,366,400	
ダイセキ環境ソリューション	100	1,184.00	118,400	
第一カッター興業	500	1,440.00	720,000	
明豊ファシリティワークス	200	888.00	177,600	
安藤・間	10,100	1,173.00	11,847,300	
東急建設	5,400	692.00	3,736,800	
コムシスホールディングス	6,000	3,259.00	19,554,000	
ビーアールホールディングス	2,600	344.00	894,400	
高松コンストラクショングループ	1,300	2,780.00	3,614,000	
東建コーポレーション	400	10,890.00	4,356,000	
ソネック	100	856.00	85,600	
ヤマウラ	900	1,155.00	1,039,500	
オリエンタル白石	6,400	384.00	2,457,600	
大成建設	10,700	6,576.00	70,363,200	
大林組	39,100	2,040.00	79,764,000	
清水建設	33,500	1,200.00	40,200,000	
長谷工コーポレーション	10,800	1,885.00	20,358,000	
松井建設	1,100	851.00	936,100	

錢高組	100	3,520.00	352,000	
鹿島建設	26,200	2,734.00	71,630,800	
不動テトラ	800	2,061.00	1,648,800	
大末建設	200	1,688.00	337,600	
鉄建建設	900	2,273.00	2,045,700	
西松建設	1,900	5,128.00	9,743,200	
三井住友建設	9,000	365.00	3,285,000	
大豊建設	400	3,265.00	1,306,000	
佐田建設	300	895.00	268,500	
ナカノフドー建設	300	567.00	170,100	
奥村組	2,000	3,945.00	7,890,000	
東鉄工業	1,300	3,155.00	4,101,500	
イチケン	100	2,547.00	254,700	
富士ピー・エス	200	406.00	81,200	
淺沼組	4,500	655.00	2,947,500	
戸田建設	14,500	986.90	14,310,050	
熊谷組	2,000	3,510.00	7,020,000	
北野建設	100	4,140.00	414,000	
植木組	100	1,559.00	155,900	
矢作建設工業	1,700	1,476.00	2,509,200	
ピーエス・コンストラクション	800	1,050.00	840,000	
日本ハウスホールディングス	2,600	317.00	824,200	
大東建託	4,000	17,170.00	68,680,000	
新日本建設	1,700	1,546.00	2,628,200	
東亜道路工業	2,000	1,250.00	2,500,000	
日本道路	1,400	1,678.00	2,349,200	
東亜建設工業	3,800	1,112.00	4,225,600	
日本国土開発	3,600	509.00	1,832,400	
若築建設	400	3,510.00	1,404,000	
東洋建設	3,100	1,286.00	3,986,600	
五洋建設	15,400	614.20	9,458,680	
世紀東急工業	1,600	1,534.00	2,454,400	
福田組	500	5,410.00	2,705,000	
日本ドライケミカル	100	3,640.00	364,000	
住友林業	10,200	5,499.00	56,089,800	
日本基礎技術	200	600.00	120,000	
巴コーポレーション	500	939.00	469,500	
大和ハウス工業	35,700	4,663.00	166,469,100	
ライト工業	2,400	2,142.00	5,140,800	
積水ハウス	35,900	3,561.00	127,839,900	
日特建設	1,200	988.00	1,185,600	
北陸電気工事	900	1,119.00	1,007,100	
ユアテック	2,200	1,505.00	3,311,000	
日本リーテック	1,000	1,102.00	1,102,000	
四電工	1,500	1,520.00	2,280,000	
中電工	1,900	3,440.00	6,536,000	
関電工	6,500	2,297.00	14,930,500	
きんでん	8,200	3,205.00	26,281,000	
東京エネシス	1,200	1,045.00	1,254,000	

トーエネック	2,000	912.00	1,824,000	
住友電設	900	4,825.00	4,342,500	
日本電設工業	2,300	1,853.00	4,261,900	
エクシオグループ	11,900	1,657.00	19,718,300	
新日本空調	800	3,940.00	3,152,000	
九電工	2,600	5,462.00	14,201,200	
三機工業	2,600	2,933.00	7,625,800	
日揮ホールディングス	12,000	1,308.00	15,696,000	
中外炉工業	400	2,795.00	1,118,000	
ヤマト	400	1,045.00	418,000	
太平電業	800	5,080.00	4,064,000	
高砂熱学工業	2,800	5,976.00	16,732,800	
三晃金属工業	100	4,340.00	434,000	
N E C ネッツエスアイ	4,800	3,325.00	15,960,000	
朝日工業社	1,100	1,717.00	1,888,700	
明星工業	2,000	1,300.00	2,600,000	
大氣社	1,400	4,885.00	6,839,000	
ダイダン	1,600	3,560.00	5,696,000	
日比谷総合設備	900	3,865.00	3,478,500	
ニップン	3,700	2,148.00	7,947,600	
日清製粉グループ本社	12,300	1,828.00	22,484,400	
日東富士製粉	200	6,600.00	1,320,000	
昭和産業	1,000	2,795.00	2,795,000	
鳥越製粉	300	681.00	204,300	
中部飼料	1,700	1,320.00	2,244,000	
フィード・ワン	1,800	820.00	1,476,000	
東洋精糖	100	1,396.00	139,600	
日本甜菜製糖	700	2,375.00	1,662,500	
DM三井製糖ホールディングス	1,200	3,200.00	3,840,000	
塩水港精糖	500	293.00	146,500	
ウェルネオシュガー	600	2,232.00	1,339,200	
L I F U L L	3,100	168.00	520,800	
M I X I	2,300	2,704.00	6,219,200	
ジェイエイシリクルートメント	4,600	722.00	3,321,200	
日本M&Aセンターホールディングス	18,100	660.60	11,956,860	
メンバーズ	400	1,098.00	439,200	
中広	100	428.00	42,800	
UTグループ	1,700	2,047.00	3,479,900	
アイティメディア	500	1,520.00	760,000	
ケアネット	2,600	658.00	1,710,800	
E・J ホールディングス	700	1,696.00	1,187,200	
オープナップグループ	3,800	1,838.00	6,984,400	
コシダカホールディングス	3,800	1,176.00	4,468,800	
アルトナー	200	1,884.00	376,800	
パソナグループ	1,500	1,941.00	2,911,500	
C D S	100	1,830.00	183,000	
リンクアンドモチベーション	2,900	561.00	1,626,900	
エス・エム・エス	4,500	1,587.50	7,143,750	
サニーサイドアップグループ	100	535.00	53,500	

パーソルホールディングス	115,600	234.60	27,119,760	
リニカル	300	339.00	101,700	
クックパッド	3,500	166.00	581,000	
エスクリ	300	192.00	57,600	
アイ・ケイ・ケイホールディングス	200	732.00	146,400	
森永製菓	4,900	2,603.50	12,757,150	
中村屋	300	3,195.00	958,500	
江崎グリコ	3,400	4,154.00	14,123,600	
名糖産業	500	1,899.00	949,500	
井村屋グループ	700	2,410.00	1,687,000	
不二家	800	2,651.00	2,120,800	
山崎製パン	7,900	2,906.50	22,961,350	
第一屋製パン	100	573.00	57,300	
モロゾフ	400	4,505.00	1,802,000	
亀田製菓	700	4,140.00	2,898,000	
寿スピリッツ	7,000	2,086.00	14,602,000	
カルビー	5,400	3,074.00	16,599,600	
森永乳業	4,300	2,945.00	12,663,500	
六甲バター	900	1,401.00	1,260,900	
ヤクルト本社	17,000	2,955.00	50,235,000	
明治ホールディングス	15,900	3,287.00	52,263,300	
雪印メグミルク	3,000	2,779.00	8,337,000	
プリマハム	1,600	2,212.00	3,539,200	
日本ハム	5,100	5,009.00	25,545,900	
林兼産業	100	461.00	46,100	
丸大食品	1,200	1,712.00	2,054,400	
S Foods	1,300	2,658.00	3,455,400	
柿安本店	500	2,750.00	1,375,000	
伊藤ハム米久ホールディングス	1,900	3,785.00	7,191,500	
学情	600	1,700.00	1,020,000	
スタジオアリス	600	2,051.00	1,230,600	
クロスキャット	800	1,093.00	874,400	
エプロ	100	779.00	77,900	
システナ	17,100	348.00	5,950,800	
NJS	300	3,585.00	1,075,500	
デジタルアーツ	800	5,820.00	4,656,000	
日鉄ソリューションズ	4,200	4,310.00	18,102,000	
綜合警備保障	20,700	1,079.50	22,345,650	
キューブシステム	700	1,018.00	712,600	
いちご	9,800	392.00	3,841,600	
日本駐車場開発	13,400	220.00	2,948,000	
コア	500	1,865.00	932,500	
カカクコム	8,900	2,405.50	21,408,950	
アイロムグループ	500	2,555.00	1,277,500	
セントケア・ホールディング	900	715.00	643,500	
サイネックス	100	739.00	73,900	
ルネサンス	1,000	999.00	999,000	
ディップ	2,000	2,545.00	5,090,000	
SBSホールディングス	1,100	2,427.00	2,669,700	

デジタルホールディングス	700	1,213.00	849,100	
新日本科学	1,200	1,441.00	1,729,200	
キャリアデザインセンター	100	1,845.00	184,500	
エムスリー	24,500	1,249.50	30,612,750	
ツカダ・グローバルホールディング	400	400.00	160,000	
プラス	100	540.00	54,000	
ウェルネット	300	915.00	274,500	
ワールドホールディングス	600	2,062.00	1,237,200	
ディー・エヌ・エー	4,500	2,255.00	10,147,500	
博報堂D Yホールディングス	14,000	1,140.00	15,960,000	
ぐるなび	2,400	305.00	732,000	
タカミヤ	1,700	432.00	734,400	
ファンコミュニケーションズ	1,800	416.00	748,800	
ライク	500	1,454.00	727,000	
A o b a - B B T	200	318.00	63,600	
エスプール	3,700	344.00	1,272,800	
W D B ホールディングス	700	1,673.00	1,171,100	
手間いらず	200	3,195.00	639,000	
ティア	400	431.00	172,400	
C D G	100	1,674.00	167,400	
アドウェイズ	1,800	311.00	559,800	
バリューコマース	1,100	1,110.00	1,221,000	
インフォマート	11,900	289.00	3,439,100	
サッポロホールディングス	3,900	7,910.00	30,849,000	
アサヒグループホールディングス	89,300	1,675.50	149,622,150	
キリンホールディングス	49,500	2,114.00	104,643,000	
宝ホールディングス	8,200	1,210.50	9,926,100	
オエノンホールディングス	3,700	415.00	1,535,500	
養命酒製造	400	2,439.00	975,600	
コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールデ	8,600	2,400.00	20,640,000	
ライフドリンク カンパニー	2,500	2,349.00	5,872,500	
サントリー食品インターナショナル	8,400	5,091.00	42,764,400	
ダイドーグループホールディングス	1,400	2,936.00	4,110,400	
伊藤園	4,100	3,183.00	13,050,300	
キーコーヒー	1,400	2,021.00	2,829,400	
ユニカフェ	100	938.00	93,800	
日清オイリオグループ	1,700	5,100.00	8,670,000	
不二製油グループ本社	2,300	3,425.00	7,877,500	
かどや製油	100	3,585.00	358,500	
J - オイルミルズ	1,400	2,124.00	2,973,600	
サンエー	2,000	2,797.00	5,594,000	
カワチ薬品	1,000	2,490.00	2,490,000	
エービーシー・マート	5,700	3,057.00	17,424,900	
ハードオフコーポレーション	500	1,850.00	925,000	
高千穂交易	400	3,855.00	1,542,000	
アスクル	3,200	1,909.00	6,108,800	
ゲオホールディングス	1,500	1,464.00	2,196,000	
アダストリア	1,600	3,570.00	5,712,000	
ジーフット	500	283.00	141,500	

シー・ヴィ・エス・ベイエリア	100	527.00	52,700	
オルバヘルスケアホールディングス	100	2,011.00	201,100	
伊藤忠食品	300	7,170.00	2,151,000	
くら寿司	1,500	3,975.00	5,962,500	
キャンドゥ	500	3,215.00	1,607,500	
エレマテック	1,200	2,396.00	2,875,200	
I K ホールディングス	200	368.00	73,600	
パルグループホールディングス	2,600	2,893.00	7,521,800	
エディオン	5,200	1,800.00	9,360,000	
あらた	2,000	3,080.00	6,160,000	
サーラコーポレーション	2,800	822.00	2,301,600	
ワッツ	200	693.00	138,600	
トーメンデバイス	200	6,890.00	1,378,000	
ハローズ	600	4,105.00	2,463,000	
J P ホールディングス	3,300	610.00	2,013,000	
フジオフードグループ本社	1,500	1,318.00	1,977,000	
あみやき亭	900	1,620.00	1,458,000	
東京エレクトロン デバイス	1,300	3,070.00	3,991,000	
ひらまつ	1,000	175.00	175,000	
円谷フィールズホールディングス	2,000	2,063.00	4,126,000	
双日	14,200	3,071.00	43,608,200	
アルフレッサ ホールディングス	11,900	2,246.50	26,733,350	
大黒天物産	400	10,710.00	4,284,000	
ハニーズホールディングス	1,200	1,621.00	1,945,200	
ファーマライズホールディングス	200	613.00	122,600	
キッコーマン	39,400	1,731.00	68,201,400	
味の素	28,000	6,253.00	175,084,000	
ブルドックソース	600	1,791.00	1,074,600	
キューピー	6,400	3,589.00	22,969,600	
ハウス食品グループ本社	4,000	2,851.00	11,404,000	
カゴメ	5,200	2,984.00	15,516,800	
アリアケジャパン	1,200	5,390.00	6,468,000	
ピエトロ	100	1,757.00	175,700	
エバラ食品工業	300	2,875.00	862,500	
やまみ	100	3,920.00	392,000	
ニチレイ	4,800	4,021.00	19,300,800	
横浜冷凍	3,300	815.00	2,689,500	
東洋水産	5,500	10,235.00	56,292,500	
イートアンドホールディングス	600	2,088.00	1,252,800	
大冷	100	1,910.00	191,000	
ヨシムラ・フード・ホールディングス	600	1,405.00	843,000	
日清食品ホールディングス	15,300	3,828.00	58,568,400	
一正蒲鉾	300	737.00	221,100	
フジッコ	1,300	1,722.00	2,238,600	
ロック・フィールド	1,500	1,456.00	2,184,000	
日本たばこ産業	72,300	4,187.00	302,720,100	
ケンコーマヨネーズ	800	2,244.00	1,795,200	
わらべや日洋ホールディングス	800	1,991.00	1,592,800	
なとり	800	2,130.00	1,704,000	

イフジ産業	100	1,476.00	147,600	
ファーマフーズ	1,600	978.00	1,564,800	
北の達人コーポレーション	5,300	151.00	800,300	
ユーグレナ	7,600	431.00	3,275,600	
紀文食品	1,100	1,098.00	1,207,800	
ピックルスホールディングス	700	1,053.00	737,100	
スター・マイカ・ホールディングス	1,500	675.00	1,012,500	
S R E ホールディングス	500	3,360.00	1,680,000	
ADワークスグループ	1,000	201.00	201,000	
片倉工業	1,100	1,974.00	2,171,400	
グンゼ	900	5,220.00	4,698,000	
ヒューリック	27,700	1,436.50	39,791,050	
神栄	100	1,502.00	150,200	
ラサ商事	500	1,400.00	700,000	
アルペン	1,100	2,002.00	2,202,200	
ハブ	100	739.00	73,900	
ラクーンホールディングス	900	693.00	623,700	
クオールホールディングス	1,800	1,412.00	2,541,600	
アルコニックス	1,700	1,442.00	2,451,400	
神戸物産	9,900	3,576.00	35,402,400	
ソリトンシステムズ	700	1,155.00	808,500	
ジンズホールディングス	1,000	6,410.00	6,410,000	
ビックカメラ	7,900	1,685.00	13,311,500	
DCMホールディングス	6,900	1,407.00	9,708,300	
ペッパーフードサービス	2,800	188.00	526,400	
ハイパー	100	295.00	29,500	
Mon o t a R O	18,100	2,509.00	45,412,900	
東京一番フーズ	100	503.00	50,300	
DDグループ	300	1,294.00	388,200	
あい ホールディングス	2,200	2,162.00	4,756,400	
ディープイエックス	100	886.00	88,600	
きちりホールディングス	100	902.00	90,200	
J. フロント リテイリング	14,600	1,679.00	24,513,400	
ドトール・日レスホールディングス	2,300	2,222.00	5,110,600	
マツキヨココカラ&カンパニー	22,500	2,118.00	47,655,000	
プロンコビリー	800	3,675.00	2,940,000	
Z O Z O	9,500	4,763.00	45,248,500	
トレジャー・ファクトリー	800	1,273.00	1,018,400	
物語コーポレーション	2,200	3,530.00	7,766,000	
三越伊勢丹ホールディングス	19,400	2,260.00	43,844,000	
東洋紡	5,400	937.00	5,059,800	
ユニチカ	4,000	247.00	988,000	
富士紡ホールディングス	500	4,910.00	2,455,000	
日清紡ホールディングス	9,400	893.20	8,396,080	
倉敷紡績	900	5,400.00	4,860,000	
ダイワボウホールディングス	5,800	3,201.00	18,565,800	
シキボウ	700	998.00	698,600	
日東紡績	1,400	5,560.00	7,784,000	
トヨタ紡織	5,200	1,999.00	10,394,800	

マクニカホールディングス	9,300	1,792.00	16,665,600	
Hamee	500	1,075.00	537,500	
マーケットエンタープライズ	100	928.00	92,800	
ラクト・ジャパン	500	2,748.00	1,374,000	
ウエルシアホールディングス	6,800	1,900.00	12,920,000	
クリエイトＳＤホールディングス	1,900	2,923.00	5,553,700	
グリムス	600	2,457.00	1,474,200	
バイタルケースケー・ホールディングス	2,000	1,181.00	2,362,000	
八洲電機	1,100	1,572.00	1,729,200	
メディアスホールディングス	700	782.00	547,400	
レスター	1,100	2,503.00	2,753,300	
ジオリーブグループ	100	1,066.00	106,600	
丸善CHIホールディングス	500	315.00	157,500	
大光	200	620.00	124,000	
OCHIホールディングス	100	1,304.00	130,400	
TOKAIホールディングス	7,100	922.00	6,546,200	
黒谷	200	545.00	109,000	
ミサワ	100	676.00	67,600	
ティーライフ	100	1,207.00	120,700	
Cominix	100	851.00	85,100	
エー・ピー・ホールディングス	100	925.00	92,500	
三洋貿易	1,300	1,529.00	1,987,700	
チムニー	200	1,233.00	246,600	
シュッピン	1,200	1,002.00	1,202,400	
ビューティガレージ	400	1,474.00	589,600	
オイシックス・ラ・大地	1,800	1,492.00	2,685,600	
ワイン・パートナーズ	900	1,263.00	1,136,700	
ネクステージ	3,000	1,498.00	4,494,000	
ジョイフル本田	3,500	1,983.00	6,940,500	
エターナルホスピタリティグループ	500	3,350.00	1,675,000	
ホットランド	1,000	2,117.00	2,117,000	
すかいらーくホールディングス	17,400	2,208.00	38,419,200	
SFPホールディングス	600	1,918.00	1,150,800	
綿半ホールディングス	1,000	1,581.00	1,581,000	
日本毛織	3,200	1,290.00	4,128,000	
ダイトウボウ	1,000	100.00	100,000	
トーア紡コーポレーション	300	410.00	123,000	
ダイドーリミテッド	500	849.00	424,500	
ヨシックスホールディングス	200	3,140.00	628,000	
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホール	3,700	812.00	3,004,400	
野村不動産ホールディングス	7,400	3,769.00	27,890,600	
三重交通グループホールディングス	2,700	489.00	1,320,300	
ディア・ライフ	2,100	991.00	2,081,100	
コーセーアールイー	100	722.00	72,200	
地主	900	2,110.00	1,899,000	
プレサンスコーポレーション	1,600	1,840.00	2,944,000	
フィル・カンパニー	200	856.00	171,200	
THEグローバル社	400	632.00	252,800	
ハウスコム	100	1,368.00	136,800	

J PMC	700	1,175.00	822,500	
サンセイランディック	100	961.00	96,100	
エストラスト	100	683.00	68,300	
フージャースホールディングス	1,900	1,018.00	1,934,200	
オープンハウスグループ	4,300	5,470.00	23,521,000	
東急不動産ホールディングス	35,700	957.10	34,168,470	
飯田グループホールディングス	11,400	2,261.50	25,781,100	
イーグランド	100	1,360.00	136,000	
ムゲンエステート	300	1,928.00	578,400	
帝国織維	1,400	2,565.00	3,591,000	
日本コークス工業	12,600	96.00	1,209,600	
ゴルフダイジェスト・オンライン	600	408.00	244,800	
ミタチ産業	100	1,112.00	111,200	
B E E N O S	800	3,325.00	2,660,000	
あさひ	1,200	1,494.00	1,792,800	
日本調剤	900	1,345.00	1,210,500	
コスマス薬品	2,200	7,045.00	15,499,000	
シップヘルスケアホールディングス	4,700	2,062.00	9,691,400	
トーエル	200	769.00	153,800	
ソフトクリエイトホールディングス	1,000	2,098.00	2,098,000	
セブン&アイ・ホールディングス	141,200	2,445.50	345,304,600	
クリエイト・レストランツ・ホールディング	8,900	1,169.00	10,404,100	
明治電機工業	500	1,396.00	698,000	
ツルハホールディングス	2,700	8,290.00	22,383,000	
デリカフーズホールディングス	200	500.00	100,000	
スターティアホールディングス	100	2,263.00	226,300	
サンマルクホールディングス	1,100	2,371.00	2,608,100	
フェリシモ	100	841.00	84,100	
トリドールホールディングス	3,600	3,534.00	12,722,400	
帝人	11,900	1,342.50	15,975,750	
東レ	88,400	901.60	79,701,440	
クラレ	17,600	1,997.50	35,156,000	
旭化成	81,800	1,108.50	90,675,300	
TOKYO BASE	1,600	274.00	438,400	
稻葉製作所	600	1,779.00	1,067,400	
宮地エンジニアリンググループ	1,200	1,914.00	2,296,800	
トーカロ	3,700	1,811.00	6,700,700	
アルファCo	200	1,080.00	216,000	
SUMCO	23,700	1,277.50	30,276,750	
川田テクノロジーズ	900	2,659.00	2,393,100	
RS Technologies	900	3,530.00	3,177,000	
ジェイテックコーポレーション	100	1,424.00	142,400	
信和	300	753.00	225,900	
ビーロット	300	1,381.00	414,300	
ファーストブラザーズ	100	1,141.00	114,100	
And Doホールディングス	700	1,007.00	704,900	
シーアールイー	500	1,181.00	590,500	
ケイアイスター不動産	600	4,265.00	2,559,000	
アグレ都市デザイン	100	1,556.00	155,600	

グッドコムアセット	1,100	832.00	915,200	
ジェイ・エス・ビー	600	2,627.00	1,576,200	
ロードスター・キャピタル	800	2,422.00	1,937,600	
イノベーションホールディングス	200	947.00	189,400	
グローバル・リンク・マネジメント	100	2,440.00	244,000	
フェイスネットワーク	100	1,639.00	163,900	
霞ヶ関キャピタル	500	13,140.00	6,570,000	
住江織物	100	2,025.00	202,500	
日本フェルト	200	470.00	94,000	
イチカワ	100	1,556.00	155,600	
エコナックホールディングス	400	114.00	45,600	
日東製網	100	1,430.00	143,000	
芦森工業	100	2,460.00	246,000	
アツギ	300	913.00	273,900	
ウイルプラスホールディングス	100	965.00	96,500	
J M ホールディングス	1,000	2,790.00	2,790,000	
コメダホールディングス	3,200	2,860.00	9,152,000	
サツドラホールディングス	200	794.00	158,800	
アレンザホールディングス	1,000	1,080.00	1,080,000	
串かつ田中ホールディングス	300	1,538.00	461,400	
バロックジャパンリミテッド	1,000	774.00	774,000	
クスリのアオキホールディングス	3,900	3,214.00	12,534,600	
ダイニック	100	743.00	74,300	
共和レザー	300	637.00	191,100	
ピーバンドットコム	100	359.00	35,900	
力の源ホールディングス	600	1,095.00	657,000	
FOOD & LIFE COMPANIE	6,800	3,140.00	21,352,000	
アセンテック	400	592.00	236,800	
セーレン	2,400	2,735.00	6,564,000	
ソトー	100	686.00	68,600	
東海染工	100	682.00	68,200	
小松マテーレ	1,800	766.00	1,378,800	
ワコールホールディングス	2,300	4,591.00	10,559,300	
ホギメディカル	1,600	4,530.00	7,248,000	
クラウディアホールディングス	100	331.00	33,100	
T S I ホールディングス	4,000	845.00	3,380,000	
マツオカコーポレーション	100	1,856.00	185,600	
ワールド	1,800	1,933.00	3,479,400	
T I S	12,800	3,879.00	49,651,200	
テクミラホールディングス	200	317.00	63,400	
グリー	4,300	417.00	1,793,100	
GMOペパボ	200	1,545.00	309,000	
コーニーテクモホールディングス	9,100	1,640.00	14,924,000	
三菱総合研究所	600	4,390.00	2,634,000	
ボルテージ	100	226.00	22,600	
電算	100	1,415.00	141,500	
A G S	200	808.00	161,600	
ファインデックス	1,000	806.00	806,000	
プレインパッド	1,000	981.00	981,000	

K L a b	2,200	177.00	389,400	
ポールトゥワインホールディングス	2,100	447.00	938,700	
ネクソン	26,600	2,039.50	54,250,700	
アイスタイル	4,200	444.00	1,864,800	
エムアップホールディングス	1,500	1,498.00	2,247,000	
エイチーム	700	602.00	421,400	
セルシス	1,600	1,303.00	2,084,800	
エニグモ	1,600	292.00	467,200	
テクノスジャパン	400	735.00	294,000	
e n i s h	800	172.00	137,600	
コロプラ	4,200	468.00	1,965,600	
オルトプラス	500	94.00	47,000	
ブロードリーフ	4,900	645.00	3,160,500	
クロス・マーケティンググループ	200	662.00	132,400	
デジタルハーツホールディングス	800	789.00	631,200	
メディアドウ	600	1,295.00	777,000	
じげん	3,600	506.00	1,821,600	
ブイキューブ	1,500	246.00	369,000	
エンカレッジ・テクノロジ	100	556.00	55,600	
サイバーリンクス	100	724.00	72,400	
ディー・エル・イー	700	114.00	79,800	
フィックスターズ	1,200	1,614.00	1,936,800	
C A R T A H O L D I N G S	600	1,422.00	853,200	
オプティム	1,300	630.00	819,000	
セレス	500	2,035.00	1,017,500	
S H I F T	800	16,035.00	12,828,000	
特種東海製紙	700	3,535.00	2,474,500	
ティーガイア	1,000	2,668.00	2,668,000	
セック	200	4,160.00	832,000	
テクマトリックス	2,300	2,471.00	5,683,300	
プロシップ	600	1,490.00	894,000	
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	3,000	3,069.00	9,207,000	
GMOペイメントゲートウェイ	2,800	6,958.00	19,482,400	
ザッパラス	200	384.00	76,800	
システムリサーチ	900	1,424.00	1,281,600	
インターネットイニシアティブ	6,600	3,085.00	20,361,000	
さくらインターネット	1,600	4,765.00	7,624,000	
GMOグローバルサイン・ホールディングス	400	2,720.00	1,088,000	
S R A ホールディングス	600	4,180.00	2,508,000	
システムインテグレータ	200	316.00	63,200	
朝日ネット	1,300	638.00	829,400	
e B A S E	1,800	652.00	1,173,600	
アバントグループ	1,600	2,035.00	3,256,000	
アドツル日進	500	1,978.00	989,000	
ODKソリューションズ	100	561.00	56,100	
フリービット	500	1,361.00	680,500	
コムチュア	1,800	2,262.00	4,071,600	
アステリア	900	474.00	426,600	
イル	600	3,040.00	1,824,000	

王子ホールディングス	45,700	548.50	25,066,450	
日本製紙	6,200	837.00	5,189,400	
三菱製紙	600	477.00	286,200	
北越コーポレーション	6,100	1,515.00	9,241,500	
中越パルプ工業	200	1,438.00	287,600	
巴川コーポレーション	100	742.00	74,200	
大王製紙	5,500	788.00	4,334,000	
阿波製紙	300	466.00	139,800	
マークライズ	700	2,273.00	1,591,100	
メディカル・データ・ビジョン	1,500	415.00	622,500	
g u m i	2,000	316.00	632,000	
ショーケース	100	359.00	35,900	
モバイルファクトリー	100	948.00	94,800	
テラスカイ	500	1,864.00	932,000	
デジタル・インフォメーション・テクノロジ	700	2,098.00	1,468,600	
P C I ホールディングス	200	930.00	186,000	
アイビーシー	200	624.00	124,800	
ネオジャパン	400	1,887.00	754,800	
P R T I M E S	200	1,564.00	312,800	
ラクス	5,900	2,162.00	12,755,800	
ランドコンピュータ	200	666.00	133,200	
ダブルスタンダード	400	1,575.00	630,000	
オープンドア	600	667.00	400,200	
マイネット	200	342.00	68,400	
アカツキ	600	2,183.00	1,309,800	
ベネフィットジャパン	100	1,108.00	110,800	
U b i c o m ホールディングス	400	1,319.00	527,600	
カナミックネットワーク	1,200	485.00	582,000	
ノムラシステムコーポレーション	500	116.00	58,000	
レンゴー	11,300	897.20	10,138,360	
トーモク	700	2,246.00	1,572,200	
ザ・パック	900	3,575.00	3,217,500	
チェンジホールディングス	2,700	1,320.00	3,564,000	
シンクロ・フード	300	415.00	124,500	
オークネット	500	2,408.00	1,204,000	
キャピタル・アセット・プランニング	100	761.00	76,100	
セグエグループ	400	630.00	252,000	
エイトレッド	100	1,524.00	152,400	
マクロミル	2,500	971.00	2,427,500	
ビーグリー	100	1,319.00	131,900	
オロ	400	2,452.00	980,800	
ユーザーローカル	500	2,046.00	1,023,000	
テモナ	100	188.00	18,800	
ニーズウェル	600	285.00	171,000	
PKSHA Technology	900	3,685.00	3,316,500	
マネーフォワード	2,800	4,645.00	13,006,000	
サインポスト	200	455.00	91,000	
レゾナック・ホールディングス	10,800	3,822.00	41,277,600	
住友化学	97,200	383.00	37,227,600	

住友精化	600	4,865.00	2,919,000	
日産化学	6,200	5,424.00	33,628,800	
ラサ工業	500	2,640.00	1,320,000	
クレハ	2,500	2,702.00	6,755,000	
多木化学	500	3,490.00	1,745,000	
ティカ	1,100	1,623.00	1,785,300	
石原産業	2,100	1,420.00	2,982,000	
片倉コーポアグリ	100	968.00	96,800	
日本曹達	2,500	2,577.00	6,442,500	
東ソー	16,100	2,041.00	32,860,100	
トクヤマ	4,000	2,632.50	10,530,000	
セントラル硝子	1,300	3,420.00	4,446,000	
東亞合成	6,000	1,520.00	9,120,000	
大阪ソーダ	4,200	1,516.00	6,367,200	
関東電化工業	2,400	954.00	2,289,600	
Sun Asterisk	900	645.00	580,500	
デンカ	4,500	2,034.50	9,155,250	
イビデン	7,000	4,810.00	33,670,000	
信越化学工業	108,600	5,687.00	617,608,200	
日本カーバイド工業	500	1,661.00	830,500	
プラスアルファ・コンサルティング	1,600	1,643.00	2,628,800	
電算システムホールディングス	600	2,500.00	1,500,000	
堺化学工業	900	2,561.00	2,304,900	
第一稀元素化学工業	1,400	722.00	1,010,800	
エア・ウォーター	11,400	1,862.00	21,226,800	
日本酸素ホールディングス	11,700	4,431.00	51,842,700	
日本化学工業	500	2,395.00	1,197,500	
東邦アセチレン	300	344.00	103,200	
日本パーカライジング	5,500	1,271.00	6,990,500	
高圧ガス工業	1,900	833.00	1,582,700	
チタン工業	100	847.00	84,700	
四国化成ホールディングス	1,400	2,050.00	2,870,000	
戸田工業	300	1,505.00	451,500	
ステラ ケミファ	700	3,890.00	2,723,000	
保土谷化学工業	400	3,835.00	1,534,000	
日本触媒	7,200	1,855.00	13,356,000	
大日精化工業	900	2,855.00	2,569,500	
カネカ	3,000	3,420.00	10,260,000	
協和キリン	14,600	2,570.00	37,522,000	
Appier Group	3,800	1,517.00	5,764,600	
三菱瓦斯化学	9,800	2,740.00	26,852,000	
三井化学	10,900	3,401.00	37,070,900	
東京応化工業	5,700	3,695.00	21,061,500	
大阪有機化学工業	1,000	2,769.00	2,769,000	
三菱ケミカルグループ	88,400	834.60	73,778,640	
KHネオケム	1,900	2,038.00	3,872,200	
ビジョナル	1,400	8,068.00	11,295,200	
ダイセル	13,700	1,331.00	18,234,700	
住友ベークライト	3,500	4,003.00	14,010,500	

積水化学工業	24, 100	2, 348. 50	56, 598, 850	
日本ゼオン	8, 500	1, 427. 00	12, 129, 500	
アイカ工業	3, 100	3, 343. 00	10, 363, 300	
U B E	5, 900	2, 284. 50	13, 478, 550	
積水樹脂	1, 600	2, 182. 00	3, 491, 200	
旭有機材	800	4, 005. 00	3, 204, 000	
ニチバン	700	1, 896. 00	1, 327, 200	
リケンテクノス	2, 300	1, 084. 00	2, 493, 200	
大倉工業	600	3, 030. 00	1, 818, 000	
積水化成品工業	1, 700	362. 00	615, 400	
群栄化学工業	300	2, 739. 00	821, 700	
タイガースポリマー	200	669. 00	133, 800	
ミライアル	100	1, 449. 00	144, 900	
ダイキアクシス	300	716. 00	214, 800	
ダイキヨーニシカワ	2, 700	617. 00	1, 665, 900	
竹本容器	200	859. 00	171, 800	
森六ホールディングス	600	2, 050. 00	1, 230, 000	
恵和	900	1, 007. 00	906, 300	
日本化薬	8, 400	1, 229. 00	10, 323, 600	
カーリット	1, 400	1, 240. 00	1, 736, 000	
ソルクシーズ	300	299. 00	89, 700	
C L ホールディングス	200	872. 00	174, 400	
プレステージ・インターナショナル	6, 000	657. 00	3, 942, 000	
フェイス	200	459. 00	91, 800	
プロトコードレーション	1, 400	1, 432. 00	2, 004, 800	
ハイマックス	400	1, 351. 00	540, 400	
アミューズ	800	1, 371. 00	1, 096, 800	
野村総合研究所	26, 300	4, 580. 00	120, 454, 000	
ドリームインキュベータ	400	2, 967. 00	1, 186, 800	
クイック	900	2, 010. 00	1, 809, 000	
T A C	300	200. 00	60, 000	
C E ホールディングス	200	532. 00	106, 400	
日本システム技術	1, 000	1, 660. 00	1, 660, 000	
電通グループ	13, 400	4, 097. 00	54, 899, 800	
インテージホールディングス	1, 400	1, 580. 00	2, 212, 000	
ティクアンドギヴ・ニーズ	500	812. 00	406, 000	
東邦システムサイエンス	400	1, 414. 00	565, 600	
ぴあ	400	3, 110. 00	1, 244, 000	
イオンファンタジー	500	2, 910. 00	1, 455, 000	
ソースネクスト	6, 100	205. 00	1, 250, 500	
シティーエス	1, 600	893. 00	1, 428, 800	
N E X Y Z . G r o u p	100	698. 00	69, 800	
メディカルシステムネットワーク	1, 400	410. 00	574, 000	
日本精化	800	2, 450. 00	1, 960, 000	
扶桑化学工業	1, 100	3, 495. 00	3, 844, 500	
トリケミカル研究所	1, 300	2, 818. 00	3, 663, 400	
シンプレクス・ホールディングス	1, 900	2, 611. 00	4, 960, 900	
H E R O Z	500	1, 033. 00	516, 500	
ラクスル	3, 100	1, 198. 00	3, 713, 800	

メルカリ	6,100	1,925.00	11,742,500	
I P S	400	2,657.00	1,062,800	
F I G	300	290.00	87,000	
システムサポート	500	1,780.00	890,000	
A D E K A	4,300	2,826.00	12,151,800	
日油	14,200	2,313.00	32,844,600	
ミヨシ油脂	200	1,439.00	287,800	
新日本理化	600	188.00	112,800	
ハリマ化成グループ	900	868.00	781,200	
イーソル	900	701.00	630,900	
東海ソフト	100	1,267.00	126,700	
ウイングアーク 1 s t	1,300	3,360.00	4,368,000	
ヒト・コミュニケーションズ・ホールディングス	400	832.00	332,800	
サーバーワークス	300	2,376.00	712,800	
東名	200	2,355.00	471,000	
ヴィッツ	100	781.00	78,100	
トビラシステムズ	100	754.00	75,400	
S a n s a n	4,100	2,029.00	8,318,900	
L i n k - U グループ	100	475.00	47,500	
ギフティ	1,100	1,092.00	1,201,200	
花王	29,500	6,280.00	185,260,000	
第一工業製薬	500	3,820.00	1,910,000	
石原ケミカル	600	2,503.00	1,501,800	
日華化学	200	1,122.00	224,400	
ニイタカ	100	1,943.00	194,300	
三洋化成工業	800	4,045.00	3,236,000	
メドレー	1,400	4,010.00	5,614,000	
ベース	400	3,215.00	1,286,000	
J M D C	1,500	4,242.00	6,363,000	
武田薬品工業	107,800	4,263.00	459,551,400	
アステラス製薬	106,300	1,670.50	177,574,150	
住友ファーマ	9,200	599.00	5,510,800	
塩野義製薬	40,200	2,140.00	86,028,000	
わかもと製薬	800	241.00	192,800	
日本新薬	3,200	4,013.00	12,841,600	
中外製薬	37,900	7,141.00	270,643,900	
科研製薬	2,100	4,380.00	9,198,000	
エーザイ	16,100	5,029.00	80,966,900	
理研ビタミン	1,100	2,612.00	2,873,200	
ロート製薬	12,800	2,744.50	35,129,600	
小野薬品工業	24,700	1,815.50	44,842,850	
久光製薬	2,700	4,220.00	11,394,000	
有機合成薬品工業	300	268.00	80,400	
持田製薬	1,400	3,330.00	4,662,000	
参天製薬	23,000	1,688.00	38,824,000	
扶桑薬品工業	400	2,651.00	1,060,400	
日本ケミファ	100	1,485.00	148,500	
ツムラ	3,900	4,800.00	18,720,000	
テルモ	80,800	3,044.00	245,955,200	

H. U. グループホールディングス	3,700	2,447.50	9,055,750	
キッセイ薬品工業	2,100	3,650.00	7,665,000	
生化学工業	2,100	811.00	1,703,100	
栄研化学	1,900	2,172.00	4,126,800	
鳥居薬品	700	4,580.00	3,206,000	
J C R ファーマ	4,200	642.00	2,696,400	
東和薬品	1,600	2,827.00	4,523,200	
富士製薬工業	900	1,363.00	1,226,700	
ゼリア新薬工業	1,700	2,229.00	3,789,300	
ネクセラファーマ	5,300	1,166.00	6,179,800	
第一三共	114,400	4,615.00	527,956,000	
杏林製薬	2,700	1,473.00	3,977,100	
大幸薬品	2,600	361.00	938,600	
ダイト	900	2,110.00	1,899,000	
大塚ホールディングス	30,200	9,128.00	275,665,600	
ペプチドリーム	6,000	2,884.50	17,307,000	
大日本塗料	1,400	1,103.00	1,544,200	
日本ペイントホールディングス	53,500	987.70	52,841,950	
関西ペイント	10,100	2,120.00	21,412,000	
神東塗料	300	131.00	39,300	
中国塗料	2,500	2,497.00	6,242,500	
日本特殊塗料	300	1,232.00	369,600	
藤倉化成	1,500	502.00	753,000	
太陽ホールディングス	2,200	4,100.00	9,020,000	
D I C	4,400	3,252.00	14,308,800	
サカタインクス	2,800	1,517.00	4,247,600	
a r t i e n c e	2,200	3,095.00	6,809,000	
アルプス技研	1,200	2,625.00	3,150,000	
サニックス	2,300	274.00	630,200	
日本空調サービス	1,400	1,031.00	1,443,400	
オリエンタルランド	73,900	3,632.00	268,404,800	
フォーカスシステムズ	800	1,076.00	860,800	
ダスキン	2,800	3,790.00	10,612,000	
パーク24	9,500	1,840.00	17,480,000	
明光ネットワークジャパン	1,500	701.00	1,051,500	
ファルコホールディングス	600	2,282.00	1,369,200	
クレスコ	2,000	1,264.00	2,528,000	
フジ・メディア・ホールディングス	11,600	1,658.00	19,232,800	
秀英予備校	100	261.00	26,100	
田谷	100	337.00	33,700	
ラウンドワン	12,000	1,061.00	12,732,000	
リゾートトラスト	4,900	2,925.00	14,332,500	
オービック	22,500	5,045.00	113,512,500	
ジャストシステム	1,800	3,270.00	5,886,000	
T D C ソフト	2,000	1,234.00	2,468,000	
L I N E ヤフー	193,700	407.70	78,971,490	
ビー・エム・エル	1,600	2,796.00	4,473,600	
トレンドマイクロ	6,400	8,228.00	52,659,200	
I D ホールディングス	800	1,570.00	1,256,000	

リゾー教育	6,700	282.00	1,889,400	
日本オラクル	2,300	14,900.00	34,270,000	
早稲田アカデミー	700	1,817.00	1,271,900	
アルファシステムズ	300	3,405.00	1,021,500	
フューチャー	2,700	2,053.00	5,543,100	
CAC Holdings	700	1,753.00	1,227,100	
トーセ	200	621.00	124,200	
ユー・エス・エス	25,500	1,338.50	34,131,750	
オービックビジネスコンサルタント	2,000	7,002.00	14,004,000	
アイテイフォー	1,600	1,408.00	2,252,800	
東京個別指導学院	1,700	399.00	678,300	
東計電算	300	4,685.00	1,405,500	
サイバーエージェント	27,400	974.50	26,701,300	
楽天グループ	87,400	900.10	78,668,740	
エックスネット	100	1,400.00	140,000	
クリーク・アンド・リバー社	600	1,598.00	958,800	
SBIグローバルアセットマネジメント	2,500	618.00	1,545,000	
ティー・オー・ダブリュー	2,500	312.00	780,000	
大塚商会	13,700	3,668.00	50,251,600	
サイボウズ	1,700	2,066.00	3,512,200	
山田コンサルティンググループ	600	2,054.00	1,232,400	
セントラルスポーツ	500	2,419.00	1,209,500	
パラカ	400	1,740.00	696,000	
電通総研	1,200	5,180.00	6,216,000	
ACCESS	1,300	1,295.00	1,683,500	
デジタルガレージ	2,000	3,645.00	7,290,000	
EMシステムズ	2,100	640.00	1,344,000	
ウェザーニューズ	400	6,010.00	2,404,000	
C I J	3,200	428.00	1,369,600	
ビジネスエンジニアリング	200	4,105.00	821,000	
日本エンタープライズ	500	109.00	54,500	
WOWOW	900	976.00	878,400	
スカラ	1,200	461.00	553,200	
インテリジェント ウェイブ	200	1,049.00	209,800	
フルキャストホールディングス	1,200	1,439.00	1,726,800	
エン・ジャパン	2,100	2,078.00	4,363,800	
セルソース	400	1,131.00	452,400	
あすか製薬ホールディングス	1,100	2,082.00	2,290,200	
サワイグループホールディングス	7,100	1,916.50	13,607,150	
富士フィルムホールディングス	73,100	3,354.00	245,177,400	
コニカミノルタ	27,100	686.00	18,590,600	
資生堂	25,300	2,775.00	70,207,500	
ライオン	15,400	1,734.50	26,711,300	
高砂香料工業	900	5,850.00	5,265,000	
マンダム	2,700	1,218.00	3,288,600	
ミルボン	1,700	3,005.00	5,108,500	
コーワー	2,500	6,721.00	16,802,500	
コタ	1,300	1,623.00	2,109,900	
シーボン	100	1,156.00	115,600	

ポーラ・オルビスホールディングス	6,400	1,364.00	8,729,600	
ノエビアホールディングス	1,100	4,980.00	5,478,000	
アジュバンホールディングス	100	825.00	82,500	
新日本製薬	700	1,877.00	1,313,900	
I - n e	300	2,038.00	611,400	
アクシージア	700	546.00	382,200	
エステー	1,000	1,511.00	1,511,000	
アグロ カネショウ	500	1,896.00	948,000	
コニシ	3,600	1,338.00	4,816,800	
長谷川香料	2,400	3,140.00	7,536,000	
小林製薬	3,200	5,314.00	17,004,800	
荒川化学工業	1,100	1,130.00	1,243,000	
メック	1,000	3,300.00	3,300,000	
日本高純度化学	300	3,400.00	1,020,000	
タカラバイオ	3,300	1,074.00	3,544,200	
J C U	1,400	3,695.00	5,173,000	
新田ゼラチン	300	740.00	222,000	
O A Tアグリオ	300	2,080.00	624,000	
デクセリアルズ	10,600	2,477.50	26,261,500	
アース製薬	1,100	5,390.00	5,929,000	
北興化学工業	1,300	1,371.00	1,782,300	
大成ラミック	400	2,517.00	1,006,800	
クミアイ化学工業	4,900	790.00	3,871,000	
日本農薬	2,300	705.00	1,621,500	
富士興産	100	1,419.00	141,900	
ニチレキグループ	1,300	2,359.00	3,066,700	
ユシロ化学工業	600	2,123.00	1,273,800	
ビーピー・カストロール	200	883.00	176,600	
富士石油	3,300	296.00	976,800	
MORESCO	200	1,254.00	250,800	
出光興産	56,600	1,021.50	57,816,900	
ENEOSホールディングス	205,500	792.20	162,797,100	
コスモエネルギーホールディングス	4,000	6,629.00	26,516,000	
ANY COLOR	1,800	2,134.00	3,841,200	
テスホールディングス	2,700	275.00	742,500	
インフロニア・ホールディングス	12,300	1,203.00	14,796,900	
横浜ゴム	6,100	3,033.00	18,501,300	
TOYO TIRE	7,100	2,391.50	16,979,650	
ブリヂストン	35,500	5,438.00	193,049,000	
住友ゴム工業	11,800	1,779.00	20,992,200	
藤倉コンポジット	1,100	1,472.00	1,619,200	
オカモト	600	5,270.00	3,162,000	
アキレス	800	1,504.00	1,203,200	
フコク	700	1,805.00	1,263,500	
ニッタ	1,300	3,665.00	4,764,500	
クリエートメディック	200	905.00	181,000	
住友理工	2,000	1,567.00	3,134,000	
三ツ星ベルト	1,400	4,185.00	5,859,000	
バンドー化学	1,800	1,757.00	3,162,600	

A G C	11,800	4,744.00	55,979,200	
日本板硝子	5,900	339.00	2,000,100	
石塚硝子	100	2,462.00	246,200	
有沢製作所	1,800	1,524.00	2,743,200	
日本山村硝子	200	1,641.00	328,200	
日本電気硝子	4,600	3,318.00	15,262,800	
オハラ	600	1,270.00	762,000	
住友大阪セメント	2,100	3,250.00	6,825,000	
太平洋セメント	7,100	3,387.00	24,047,700	
リソルホールディングス	100	5,010.00	501,000	
日本ヒューム	1,100	1,241.00	1,365,100	
日本コンクリート工業	2,400	342.00	820,800	
三谷セキサン	500	5,960.00	2,980,000	
アジアパイルホールディングス	1,800	769.00	1,384,200	
東海カーボン	11,500	926.10	10,650,150	
日本カーボン	700	4,330.00	3,031,000	
東洋炭素	900	4,780.00	4,302,000	
ノリタケ	1,400	3,830.00	5,362,000	
T O T O	8,800	4,001.00	35,208,800	
日本碍子	14,100	2,024.50	28,545,450	
日本特殊陶業	9,900	4,789.00	47,411,100	
ダントーホールディングス	300	338.00	101,400	
MARUWA	500	47,250.00	23,625,000	
品川リフラクトリーズ	1,500	1,649.00	2,473,500	
黒崎播磨	1,000	2,383.00	2,383,000	
ヨータイ	800	1,560.00	1,248,000	
東京窯業	400	422.00	168,800	
ニッカトー	300	486.00	145,800	
フジミインコーポレーテッド	3,300	2,408.00	7,946,400	
クニミネ工業	200	1,007.00	201,400	
エーアンドエーマテリアル	100	1,180.00	118,000	
ニチアス	3,100	5,901.00	18,293,100	
日本製鉄	63,100	3,096.00	195,357,600	
神戸製鋼所	25,000	1,612.00	40,300,000	
中山製鋼所	2,900	732.00	2,122,800	
合同製鐵	700	3,850.00	2,695,000	
J F E ホールディングス	37,500	1,746.00	65,475,000	
東京製鐵	3,600	1,453.00	5,230,800	
共英製鋼	1,200	1,713.00	2,055,600	
大和工業	2,400	8,015.00	19,236,000	
東京鐵鋼	600	6,490.00	3,894,000	
大阪製鐵	600	3,010.00	1,806,000	
淀川製鋼所	1,100	5,240.00	5,764,000	
中部鋼鈑	800	2,146.00	1,716,800	
丸一鋼管	3,900	3,243.00	12,647,700	
モリ工業	300	4,840.00	1,452,000	
大同特殊鋼	8,100	1,180.50	9,562,050	
日本高周波鋼業	100	386.00	38,600	
日本冶金工業	900	3,980.00	3,582,000	

山陽特殊製鋼	1, 300	1, 897. 00	2, 466, 100	
愛知製鋼	700	4, 695. 00	3, 286, 500	
日本金属	100	627. 00	62, 700	
ミガロホールディングス	200	1, 480. 00	296, 000	
大平洋金属	1, 100	1, 378. 00	1, 515, 800	
新日本電工	6, 600	282. 00	1, 861, 200	
栗本鐵工所	600	4, 100. 00	2, 460, 000	
虹技	100	1, 151. 00	115, 100	
日本鋳鉄管	100	1, 088. 00	108, 800	
日本製鋼所	3, 700	6, 015. 00	22, 255, 500	
三菱製鋼	1, 000	1, 333. 00	1, 333, 000	
日亜鋼業	400	298. 00	119, 200	
日本精線	1, 000	1, 269. 00	1, 269, 000	
エンビプロ・ホールディングス	800	453. 00	362, 400	
大紀アルミニウム工業所	1, 600	1, 058. 00	1, 692, 800	
日本軽金属ホールディングス	3, 700	1, 506. 00	5, 572, 200	
三井金属鉱業	3, 100	4, 631. 00	14, 356, 100	
東邦亜鉛	800	827. 00	661, 600	
三菱マテリアル	8, 900	2, 411. 50	21, 462, 350	
住友金属鉱山	15, 800	3, 707. 00	58, 570, 600	
DOWAホールディングス	3, 200	4, 541. 00	14, 531, 200	
古河機械金属	1, 700	1, 591. 00	2, 704, 700	
エス・サイエンス	5, 700	21. 00	119, 700	
大阪チタニウムテクノロジーズ	2, 200	1, 903. 00	4, 186, 600	
東邦チタニウム	2, 600	968. 00	2, 516, 800	
UACJ	1, 800	5, 440. 00	9, 792, 000	
CKサンエツ	300	3, 745. 00	1, 123, 500	
古河電気工業	4, 100	6, 047. 00	24, 792, 700	
住友電気工業	43, 000	2, 845. 00	122, 335, 000	
フジクラ	13, 400	5, 524. 00	74, 021, 600	
SWCC	1, 700	7, 280. 00	12, 376, 000	
カナレ電気	100	1, 425. 00	142, 500	
平河ヒューテック	800	1, 541. 00	1, 232, 800	
いよぎんホールディングス	15, 500	1, 576. 50	24, 435, 750	
しづおかフィナンシャルグループ	26, 100	1, 358. 00	35, 443, 800	
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	10, 300	1, 582. 00	16, 294, 600	
楽天銀行	5, 600	3, 989. 00	22, 338, 400	
京都フィナンシャルグループ	14, 900	2, 327. 50	34, 679, 750	
リヨービ	1, 400	1, 931. 00	2, 703, 400	
アーレスティ	500	541. 00	270, 500	
AREホールディングス	4, 800	1, 784. 00	8, 563, 200	
東洋製罐グループホールディングス	7, 900	2, 232. 50	17, 636, 750	
ホッカンホールディングス	600	1, 726. 00	1, 035, 600	
コロナ	700	947. 00	662, 900	
横河ブリッジホールディングス	2, 000	2, 780. 00	5, 560, 000	
駒井ハルテック	100	1, 550. 00	155, 000	
高田機工	300	1, 045. 00	313, 500	
三和ホールディングス	12, 400	4, 407. 00	54, 646, 800	
文化シヤッター	3, 300	1, 896. 00	6, 256, 800	

三協立山	1, 600	726. 00	1, 161, 600	
アルインコ	1, 000	960. 00	960, 000	
東洋シヤッター	200	783. 00	156, 600	
L I X I L	18, 100	1, 740. 50	31, 503, 050	
日本ファイルコン	300	540. 00	162, 000	
ノーリツ	1, 700	1, 714. 00	2, 913, 800	
長府製作所	1, 300	1, 926. 00	2, 503, 800	
リンナイ	6, 600	3, 152. 00	20, 803, 200	
ユニプレス	2, 300	1, 014. 00	2, 332, 200	
ダイニチ工業	200	607. 00	121, 400	
日東精工	1, 900	587. 00	1, 115, 300	
三洋工業	100	2, 952. 00	295, 200	
岡部	2, 400	802. 00	1, 924, 800	
ジーテクト	1, 600	1, 568. 00	2, 508, 800	
東プレ	2, 300	1, 936. 00	4, 452, 800	
高周波熱鍊	1, 900	989. 00	1, 879, 100	
東京製綱	800	1, 248. 00	998, 400	
サンコール	1, 300	350. 00	455, 000	
モリテック スチール	400	176. 00	70, 400	
パイオラックス	1, 600	2, 508. 00	4, 012, 800	
エイチワン	1, 300	1, 040. 00	1, 352, 000	
日本発條	11, 000	1, 768. 00	19, 448, 000	
中央発條	1, 000	1, 277. 00	1, 277, 000	
アドバネクス	100	801. 00	80, 100	
三浦工業	5, 600	3, 749. 00	20, 994, 400	
タクマ	4, 200	1, 608. 00	6, 753, 600	
テクノプロ・ホールディングス	7, 200	2, 812. 00	20, 246, 400	
アトラグループ	700	134. 00	93, 800	
アイ・アールジャパンホールディングス	700	822. 00	575, 400	
K e e P e r 技研	800	4, 290. 00	3, 432, 000	
楽待	100	674. 00	67, 400	
三機サービス	100	928. 00	92, 800	
G u n o s y	1, 100	708. 00	778, 800	
デザインワン・ジャパン	600	115. 00	69, 000	
イー・ガーディアン	600	1, 820. 00	1, 092, 000	
リブセンス	500	155. 00	77, 500	
ジャパンマテリアル	3, 900	1, 635. 00	6, 376, 500	
ベクトル	1, 500	936. 00	1, 404, 000	
ウチヤマホールディングス	200	310. 00	62, 000	
チャーム・ケア・コーポレーション	1, 100	1, 213. 00	1, 334, 300	
キャリアリンク	500	2, 556. 00	1, 278, 000	
I B J	1, 000	626. 00	626, 000	
アサンテ	600	1, 672. 00	1, 003, 200	
バリューアール	1, 100	1, 837. 00	2, 020, 700	
M&A キャピタルパートナーズ	1, 000	2, 339. 00	2, 339, 000	
ライドオンエクスプレスホールディングス	500	1, 000. 00	500, 000	
E R I ホールディングス	100	1, 885. 00	188, 500	
アビスト	100	3, 060. 00	306, 000	
シグマクシス・ホールディングス	1, 700	1, 873. 00	3, 184, 100	

ウィルグループ	1, 100	958. 00	1, 053, 800	
エスクロー・エージェント・ジャパン	500	141. 00	70, 500	
メドピア	1, 000	506. 00	506, 000	
レアジョブ	200	398. 00	79, 600	
リクルートホールディングス	96, 900	9, 819. 00	951, 461, 100	
エラン	1, 700	736. 00	1, 251, 200	
ツガミ	2, 800	1, 400. 00	3, 920, 000	
オークマ	2, 200	3, 035. 00	6, 677, 000	
芝浦機械	1, 600	3, 760. 00	6, 016, 000	
アマダ	16, 900	1, 482. 50	25, 054, 250	
アイダエンジニアリング	3, 000	788. 00	2, 364, 000	
F U J I	5, 300	2, 223. 50	11, 784, 550	
牧野フライス製作所	1, 400	6, 550. 00	9, 170, 000	
オーエスジー	5, 500	1, 772. 50	9, 748, 750	
ダイジェット工業	100	720. 00	72, 000	
旭ダイヤモンド工業	2, 900	824. 00	2, 389, 600	
DMG森精機	7, 700	2, 804. 50	21, 594, 650	
ソディック	3, 000	722. 00	2, 166, 000	
ディスコ	5, 900	42, 580. 00	251, 222, 000	
日東工器	600	2, 659. 00	1, 595, 400	
日進工具	1, 200	753. 00	903, 600	
パンチ工業	400	403. 00	161, 200	
富士ダイス	600	768. 00	460, 800	
土木管理総合試験所	300	306. 00	91, 800	
日本郵政	139, 100	1, 482. 00	206, 146, 200	
ベルシステム24ホールディングス	1, 400	1, 293. 00	1, 810, 200	
鎌倉新書	1, 100	525. 00	577, 500	
SMN	100	271. 00	27, 100	
一蔵	100	398. 00	39, 800	
グローバルキッズCOMPANY	100	694. 00	69, 400	
エアトリ	900	1, 004. 00	903, 600	
アトラエ	900	772. 00	694, 800	
ストライク	600	3, 730. 00	2, 238, 000	
ソラスト	3, 600	474. 00	1, 706, 400	
セラク	400	1, 343. 00	537, 200	
インソース	2, 800	1, 010. 00	2, 828, 000	
豊田自動織機	10, 300	11, 355. 00	116, 956, 500	
豊和工業	200	1, 136. 00	227, 200	
石川製作所	100	1, 533. 00	153, 300	
リケンN P R	1, 400	2, 406. 00	3, 368, 400	
東洋機械金属	300	632. 00	189, 600	
津田駒工業	100	363. 00	36, 300	
エンシュウ	100	599. 00	59, 900	
島精機製作所	2, 000	1, 061. 00	2, 122, 000	
オptron	2, 100	1, 911. 00	4, 013, 100	
イワキポンプ	800	2, 919. 00	2, 335, 200	
フリュー	1, 200	1, 063. 00	1, 275, 600	
ヤマシンフィルタ	3, 000	564. 00	1, 692, 000	
日阪製作所	1, 400	996. 00	1, 394, 400	

やまびこ	2,000	2,552.00	5,104,000	
野村マイクロ・サイエンス	1,700	1,870.00	3,179,000	
平田機工	600	5,170.00	3,102,000	
PEGASUS	1,400	441.00	617,400	
マルマエ	500	1,568.00	784,000	
タツモ	800	2,995.00	2,396,000	
ナブテスコ	7,600	2,430.00	18,468,000	
三井海洋開発	1,600	3,340.00	5,344,000	
レオン自動機	1,500	1,440.00	2,160,000	
SMC	3,700	66,780.00	247,086,000	
ホソカワミクロン	900	3,700.00	3,330,000	
ユニオンツール	500	6,110.00	3,055,000	
瑞光	900	1,252.00	1,126,800	
オイレス工業	1,700	2,271.00	3,860,700	
日精エー・エス・ビー機械	400	5,120.00	2,048,000	
サトーホールディングス	1,500	2,109.00	3,163,500	
技研製作所	1,200	1,712.00	2,054,400	
日本エアーテック	600	1,245.00	747,000	
カワタ	100	798.00	79,800	
日精樹脂工業	1,000	934.00	934,000	
オカダアイヨン	100	1,909.00	190,900	
ワイエイシイホールディングス	400	1,920.00	768,000	
小松製作所	61,600	4,098.00	252,436,800	
住友重機械工業	7,200	3,237.00	23,306,400	
日立建機	4,800	3,341.00	16,036,800	
日工	1,900	715.00	1,358,500	
巴工業	500	3,940.00	1,970,000	
井関農機	1,200	971.00	1,165,200	
TOWA	3,700	1,680.00	6,216,000	
丸山製作所	100	2,082.00	208,200	
北川鉄工所	500	1,213.00	606,500	
シンニッタン	500	202.00	101,000	
ローツェ	6,300	1,912.00	12,045,600	
タカキタ	200	394.00	78,800	
クボタ	63,800	1,962.00	125,175,600	
荏原実業	600	4,520.00	2,712,000	
東洋エンジニアリング	1,800	692.00	1,245,600	
三菱化工機	400	3,240.00	1,296,000	
月島ホールディングス	1,700	1,511.00	2,568,700	
帝国電機製作所	900	2,752.00	2,476,800	
東京機械製作所	300	344.00	103,200	
新東工業	2,600	971.00	2,524,600	
澁谷工業	1,200	4,005.00	4,806,000	
アイチ コーポレーション	1,700	1,190.00	2,023,000	
小森コーポレーション	3,100	1,121.00	3,475,100	
鶴見製作所	1,000	3,830.00	3,830,000	
日本ギア工業	200	453.00	90,600	
酒井重工業	400	2,431.00	972,400	
荏原製作所	25,000	2,327.00	58,175,000	

西島製作所	1, 100	2, 624. 00	2, 886, 400	
北越工業	1, 300	1, 715. 00	2, 229, 500	
ダイキン工業	15, 900	18, 705. 00	297, 409, 500	
オルガノ	1, 900	8, 820. 00	16, 758, 000	
トヨーカネツ	400	4, 220. 00	1, 688, 000	
栗田工業	6, 800	6, 266. 00	42, 608, 800	
椿本チエイン	5, 100	1, 924. 00	9, 812, 400	
大同工業	200	744. 00	148, 800	
日機装	2, 900	991. 00	2, 873, 900	
木村化工機	1, 000	995. 00	995, 000	
レイズネクスト	1, 800	1, 449. 00	2, 608, 200	
アネスト岩田	2, 000	1, 483. 00	2, 966, 000	
ダイフク	20, 600	3, 236. 00	66, 661, 600	
サムコ	300	2, 957. 00	887, 100	
加藤製作所	200	1, 243. 00	248, 600	
油研工業	100	2, 448. 00	244, 800	
タダノ	7, 200	1, 147. 00	8, 258, 400	
フジテック	3, 900	5, 840. 00	22, 776, 000	
C K D	3, 500	2, 541. 00	8, 893, 500	
平和	3, 700	2, 132. 00	7, 888, 400	
理想科学工業	1, 000	3, 595. 00	3, 595, 000	
SANKYO	14, 100	2, 128. 00	30, 004, 800	
日本金銭機械	1, 500	999. 00	1, 498, 500	
マースグループホールディングス	600	3, 220. 00	1, 932, 000	
フクシマガリレイ	800	5, 740. 00	4, 592, 000	
オーイズミ	100	346. 00	34, 600	
ダイコク電機	600	3, 220. 00	1, 932, 000	
竹内製作所	2, 300	4, 930. 00	11, 339, 000	
アマノ	3, 400	4, 318. 00	14, 681, 200	
JUKI	2, 000	414. 00	828, 000	
サンデン	600	151. 00	90, 600	
ジャノメ	1, 300	972. 00	1, 263, 600	
プラザー工業	16, 300	2, 664. 50	43, 431, 350	
マックス	1, 500	3, 395. 00	5, 092, 500	
モリタホールディングス	1, 900	2, 106. 00	4, 001, 400	
グローリー	3, 000	2, 645. 50	7, 936, 500	
新晃工業	1, 300	3, 830. 00	4, 979, 000	
大和冷機工業	1, 900	1, 463. 00	2, 779, 700	
セガサミーホールディングス	10, 900	2, 607. 50	28, 421, 750	
TPR	1, 600	2, 409. 00	3, 854, 400	
ツバキ・ナカシマ	2, 600	507. 00	1, 318, 200	
ホシザキ	7, 800	5, 827. 00	45, 450, 600	
大豊工業	1, 100	610. 00	671, 000	
日本精工	22, 500	662. 90	14, 915, 250	
NTN	27, 100	240. 20	6, 509, 420	
ジェイテクト	11, 100	1, 060. 00	11, 766, 000	
不二越	900	3, 190. 00	2, 871, 000	
ミネベアミツミ	21, 200	2, 443. 00	51, 791, 600	
日本トムソン	3, 400	486. 00	1, 652, 400	

THK	7,200	3,339.00	24,040,800	
ユーシン精機	900	658.00	592,200	
前澤給装工業	900	1,310.00	1,179,000	
イーグル工業	1,400	1,964.00	2,749,600	
前澤工業	300	1,163.00	348,900	
PILLAR	1,200	4,560.00	5,472,000	
キット	4,200	1,107.00	4,649,400	
日立製作所	314,300	3,951.00	1,241,799,300	
三菱電機	124,100	2,744.50	340,592,450	
富士電機	7,400	8,609.00	63,706,600	
東洋電機製造	100	1,101.00	110,100	
安川電機	13,200	4,155.00	54,846,000	
シンフォニアテクノロジー	1,200	6,390.00	7,668,000	
明電舎	2,000	3,930.00	7,860,000	
オリジン	100	1,155.00	115,500	
山洋電気	500	8,370.00	4,185,000	
デンヨー	1,000	2,541.00	2,541,000	
PHCホールディングス	2,300	1,037.00	2,385,100	
KOKUSAI ELECTRIC	8,500	2,490.00	21,165,000	
ソシオネクスト	12,100	2,414.50	29,215,450	
ベイカレント	9,100	5,791.00	52,698,100	
Orchestra Holdings	300	826.00	247,800	
アイモバイル	1,600	508.00	812,800	
ディスラプターズ	600	165.00	99,000	
MS-Japan	500	1,038.00	519,000	
船場	100	1,288.00	128,800	
ジャパンエレベーターサービスホールディング	4,800	2,730.00	13,104,000	
フルテック	100	1,157.00	115,700	
グリーンズ	200	1,709.00	341,800	
ツナググループ・ホールディングス	100	580.00	58,000	
GameWith	200	215.00	43,000	
MS&Consulting	100	471.00	47,100	
エル・ティー・エス	100	2,336.00	233,600	
ミダックホールディングス	800	1,720.00	1,376,000	
キュービーネットホールディングス	700	988.00	691,600	
オープングループ	1,700	201.00	341,700	
三櫻工業	1,900	700.00	1,330,000	
マキタ	15,200	4,581.00	69,631,200	
東芝テック	1,600	3,530.00	5,648,000	
芝浦メカトロニクス	900	8,330.00	7,497,000	
マブチモーター	5,500	2,225.50	12,240,250	
ニデック	53,900	2,818.00	151,890,200	
ユー・エム・シー・エレクトロニクス	600	337.00	202,200	
トレックス・セミコンダクター	600	1,353.00	811,800	
東光高岳	800	2,092.00	1,673,600	
ダブル・スコープ	3,700	333.00	1,232,100	
宮越ホールディングス	500	1,910.00	955,000	
ダイヘン	1,200	6,870.00	8,244,000	
ヤーマン	2,400	750.00	1,800,000	

J V Cケンウッド	9,900	1,506.00	14,909,400	
ミマキエンジニアリング	1,200	1,533.00	1,839,600	
I－P E X	700	2,944.00	2,060,800	
大崎電気工業	2,700	816.00	2,203,200	
オムロン	11,200	5,155.00	57,736,000	
日東工業	1,700	2,935.00	4,989,500	
I D E C	1,800	2,522.00	4,539,600	
正興電機製作所	100	1,192.00	119,200	
不二電機工業	100	1,104.00	110,400	
ジー・エス・ユアサ コーポレーション	5,400	2,623.00	14,164,200	
サクサ	100	2,586.00	258,600	
メルコホールディングス	400	2,225.00	890,000	
テクノメディカ	300	1,810.00	543,000	
ダイヤモンドエレクトリックホールディングス	500	555.00	277,500	
日本電気	17,300	12,730.00	220,229,000	
富士通	112,300	2,824.00	317,135,200	
沖電気工業	5,700	949.00	5,409,300	
電気興業	500	1,755.00	877,500	
サンケン電気	1,200	5,223.00	6,267,600	
ナカヨ	100	1,133.00	113,300	
アイホン	700	2,826.00	1,978,200	
ルネサスエレクトロニクス	93,000	2,046.00	190,278,000	
セイコーホームズ	15,600	2,692.50	42,003,000	
ワコム	8,400	696.00	5,846,400	
アルバック	2,700	6,138.00	16,572,600	
アクセル	600	1,316.00	789,600	
E I Z O	1,500	2,212.00	3,318,000	
ジャパンディスプレイ	53,900	19.00	1,024,100	
日本信号	2,900	909.00	2,636,100	
京三製作所	2,700	538.00	1,452,600	
能美防災	1,700	3,000.00	5,100,000	
ホーチキ	900	2,395.00	2,155,500	
星和電機	200	521.00	104,200	
エレコム	3,000	1,448.00	4,344,000	
パナソニック ホールディングス	144,100	1,467.50	211,466,750	
シャープ	17,500	1,004.50	17,578,750	
アンリツ	8,800	1,149.00	10,111,200	
富士通ゼネラル	3,500	1,938.00	6,783,000	
ソニーグループ	423,200	2,889.50	1,222,836,400	
T D K	105,400	1,988.50	209,587,900	
帝国通信工業	500	2,927.00	1,463,500	
タムラ製作所	5,000	511.00	2,555,000	
アルプスアルパイン	9,900	1,533.50	15,181,650	
池上通信機	200	646.00	129,200	
日本電波工業	1,500	983.00	1,474,500	
鈴木	700	1,775.00	1,242,500	
マイコー	1,200	8,610.00	10,332,000	
日本トリム	300	3,445.00	1,033,500	
フォスター電機	1,000	1,811.00	1,811,000	

SMK	300	2,359.00	707,700	
ヨコオ	1,100	1,495.00	1,644,500	
ティック	700	82.00	57,400	
ホシデン	2,800	2,211.00	6,190,800	
ヒロセ電機	1,800	17,885.00	32,193,000	
日本航空電子工業	3,000	2,785.00	8,355,000	
TOA	1,500	917.00	1,375,500	
マクセル	2,400	1,705.00	4,092,000	
古野電気	1,600	2,749.00	4,398,400	
スミダコーポレーション	1,700	931.00	1,582,700	
アイコム	500	2,784.00	1,392,000	
リオン	500	2,476.00	1,238,000	
横河電機	13,300	3,566.00	47,427,800	
新電元工業	500	2,449.00	1,224,500	
アズビル	33,200	1,252.00	41,566,400	
東亜ディーケー	200	738.00	147,600	
日本光電工業	10,600	2,191.00	23,224,600	
チノー	500	2,201.00	1,100,500	
共和電業	400	428.00	171,200	
日本電子材料	800	2,010.00	1,608,000	
堀場製作所	2,300	8,069.00	18,558,700	
アドバンテスト	38,100	9,136.00	348,081,600	
小野測器	200	543.00	108,600	
エスペック	1,000	2,654.00	2,654,000	
キーエンス	12,100	65,680.00	794,728,000	
日置電機	600	8,020.00	4,812,000	
システムズ	31,300	3,060.00	95,778,000	
日本マイクロニクス	2,000	3,840.00	7,680,000	
メガチップス	1,000	5,560.00	5,560,000	
OBARA GROUP	800	4,075.00	3,260,000	
IMAGICA GROUP	1,200	486.00	583,200	
澤藤電機	100	952.00	95,200	
デンソー	128,200	2,308.50	295,949,700	
原田工業	200	543.00	108,600	
コーセル	1,300	1,233.00	1,602,900	
イリソ電子工業	1,100	2,718.00	2,989,800	
オプテックスグループ	2,300	1,714.00	3,942,200	
千代田インテグレ	500	3,345.00	1,672,500	
レーザーテック	5,500	18,235.00	100,292,500	
スタンレー電氣	7,500	2,551.50	19,136,250	
ウシオ電機	5,500	2,101.50	11,558,250	
岡谷電機産業	300	227.00	68,100	
ヘリオス テクノ ホールディング	500	956.00	478,000	
エノモト	100	1,507.00	150,700	
日本セラミック	1,000	2,677.00	2,677,000	
遠藤照明	200	1,391.00	278,200	
古河電池	900	1,363.00	1,226,700	
山一電機	1,100	2,615.00	2,876,500	
図研	1,000	4,195.00	4,195,000	

日本電子	2,800	5,744.00	16,083,200	
カシオ計算機	9,000	1,087.00	9,783,000	
ファナック	58,500	4,136.00	241,956,000	
日本シイエムケイ	2,900	438.00	1,270,200	
エンプラス	400	5,550.00	2,220,000	
大真空	1,800	533.00	959,400	
ローム	21,800	1,439.50	31,381,100	
浜松ホトニクス	19,400	1,691.50	32,815,100	
三井ハイテック	5,500	767.00	4,218,500	
新光電気工業	4,300	5,294.00	22,764,200	
京セラ	75,000	1,478.50	110,887,500	
協栄産業	100	2,237.00	223,700	
太陽誘電	5,300	2,184.50	11,577,850	
村田製作所	107,900	2,634.00	284,208,600	
双葉電子工業	2,400	463.00	1,111,200	
日東電工	38,300	2,476.50	94,849,950	
北陸電気工業	200	1,578.00	315,600	
東海理化電機製作所	3,500	2,105.00	7,367,500	
ニチコン	3,300	1,090.00	3,597,000	
日本ケミコン	1,300	1,143.00	1,485,900	
K O A	1,900	1,000.00	1,900,000	
三井E & S	6,200	1,446.00	8,965,200	
カナデビア	9,900	954.00	9,444,600	
三菱重工業	213,400	2,408.50	513,973,900	
川崎重工業	9,100	6,425.00	58,467,500	
I H I	9,800	9,110.00	89,278,000	
名村造船所	3,500	1,755.00	6,142,500	
サノヤスホールディングス	600	162.00	97,200	
スプリックス	100	790.00	79,000	
マネジメントソリューションズ	500	1,831.00	915,500	
プロレド・パートナーズ	300	475.00	142,500	
a n d f a c t o r y	300	232.00	69,600	
テノ. ホールディングス	100	518.00	51,800	
フロンティア・マネジメント	300	745.00	223,500	
ピアラ	200	266.00	53,200	
コプロ・ホールディングス	100	1,658.00	165,800	
ギークス	100	411.00	41,100	
アンビスホールディングス	2,700	976.00	2,635,200	
カーブスホールディングス	3,600	768.00	2,764,800	
フォーラムエンジニアリング	1,800	960.00	1,728,000	
F a s t F i t n e s s J a p a n	500	1,408.00	704,000	
M a c b e e P l a n e t	400	2,666.00	1,066,400	
日本車輌製造	400	2,242.00	896,800	
三菱ロジスネクスト	2,000	1,255.00	2,510,000	
近畿車輛	100	1,352.00	135,200	
一家ホールディングス	100	666.00	66,600	
フルサト・マルカホールディングス	1,200	2,241.00	2,689,200	
ヤマエグループホールディングス	1,200	2,112.00	2,534,400	
ジャパンクラフトホールディングス	600	141.00	84,600	

F P G	4, 200	3, 025. 00	12, 705, 000	
島根銀行	200	488. 00	97, 600	
じもとホールディングス	500	299. 00	149, 500	
全国保証	3, 100	5, 387. 00	16, 699, 700	
めぶきフィナンシャルグループ	59, 600	657. 40	39, 181, 040	
ジャパンインベストメントアドバイザー	2, 000	1, 118. 00	2, 236, 000	
東京きらぼしフィナンシャルグループ	1, 600	4, 200. 00	6, 720, 000	
九州フィナンシャルグループ	20, 800	743. 40	15, 462, 720	
かんぽ生命保険	13, 800	3, 031. 00	41, 827, 800	
ゆうちょ銀行	98, 000	1, 480. 50	145, 089, 000	
あんしん保証	200	165. 00	33, 000	
富山第一銀行	3, 900	1, 112. 00	4, 336, 800	
コンコルディア・フィナンシャルグループ	63, 200	889. 40	56, 210, 080	
ジェイリース	600	1, 269. 00	761, 400	
西日本フィナンシャルホールディングス	6, 800	1, 968. 00	13, 382, 400	
イントラスト	200	738. 00	147, 600	
日本モーゲージサービス	200	425. 00	85, 000	
C a s a	200	847. 00	169, 400	
S B I アルヒ	1, 200	816. 00	979, 200	
プレミアグループ	2, 100	2, 409. 00	5, 058, 900	
日産自動車	158, 800	428. 50	68, 045, 800	
いすゞ自動車	37, 300	1, 960. 50	73, 126, 650	
トヨタ自動車	642, 500	2, 704. 00	1, 737, 320, 000	
日野自動車	18, 600	392. 80	7, 306, 080	
三菱自動車工業	46, 900	455. 40	21, 358, 260	
エフテック	300	502. 00	150, 600	
レシップホールディングス	200	533. 00	106, 600	
G M B	100	1, 040. 00	104, 000	
ファルテック	100	423. 00	42, 300	
武藏精密工業	3, 000	3, 160. 00	9, 480, 000	
日産車体	1, 300	1, 090. 00	1, 417, 000	
新明和工業	3, 600	1, 324. 00	4, 766, 400	
極東開発工業	1, 600	2, 285. 00	3, 656, 000	
トピー工業	1, 000	1, 878. 00	1, 878, 000	
ティラド	300	3, 490. 00	1, 047, 000	
曙ブレーキ工業	7, 700	113. 00	870, 100	
タチエス	2, 300	1, 722. 00	3, 960, 600	
N O K	4, 800	2, 240. 50	10, 754, 400	
フタバ産業	3, 300	645. 00	2, 128, 500	
カヤバ	1, 000	4, 855. 00	4, 855, 000	
市光工業	2, 200	422. 00	928, 400	
大同メタル工業	2, 500	476. 00	1, 190, 000	
プレス工業	5, 000	542. 00	2, 710, 000	
ミクニ	600	319. 00	191, 400	
太平洋工業	2, 800	1, 332. 00	3, 729, 600	
河西工業	700	132. 00	92, 400	
アイシン	25, 500	1, 628. 50	41, 526, 750	
マツダ	37, 000	1, 014. 50	37, 536, 500	
今仙電機製作所	100	508. 00	50, 800	

本田技研工業	286, 300	1, 351. 50	386, 934, 450	
スズキ	97, 600	1, 597. 00	155, 867, 200	
S U B A R U	37, 400	2, 472. 50	92, 471, 500	
安永	300	518. 00	155, 400	
ヤマハ発動機	51, 000	1, 368. 00	69, 768, 000	
小糸製作所	12, 500	1, 910. 00	23, 875, 000	
T B K	400	277. 00	110, 800	
エクセディ	2, 000	4, 340. 00	8, 680, 000	
ミツバ	2, 300	862. 00	1, 982, 600	
豊田合成	3, 500	2, 566. 50	8, 982, 750	
愛三工業	2, 100	1, 435. 00	3, 013, 500	
盟和産業	100	1, 171. 00	117, 100	
日本プラスト	400	357. 00	142, 800	
ヨロズ	1, 200	1, 163. 00	1, 395, 600	
エフ・シー・シー	2, 200	3, 045. 00	6, 699, 000	
新家工業	100	4, 440. 00	444, 000	
シマノ	5, 200	21, 095. 00	109, 694, 000	
ティ・エス テック	4, 400	1, 698. 00	7, 471, 200	
三十三フィナンシャルグループ	1, 100	1, 986. 00	2, 184, 600	
第四北越フィナンシャルグループ	3, 800	2, 711. 00	10, 301, 800	
ひろぎんホールディングス	16, 700	1, 134. 00	18, 937, 800	
マーキュリアホールディングス	200	795. 00	159, 000	
おきなわフィナンシャルグループ	1, 000	2, 461. 00	2, 461, 000	
ダイレクトマーケティングミックス	1, 300	261. 00	339, 300	
ポピンズ	200	1, 253. 00	250, 600	
L I T A L I C O	1, 000	956. 00	956, 000	
コンフィデンス・インターワークス	100	1, 600. 00	160, 000	
十六フィナンシャルグループ	1, 600	4, 260. 00	6, 816, 000	
北國フィナンシャルホールディングス	1, 200	4, 890. 00	5, 868, 000	
ネットプロテクションズホールディングス	4, 100	441. 00	1, 808, 100	
プロクレアホールディングス	1, 400	1, 828. 00	2, 559, 200	
F P パートナー	300	2, 982. 00	894, 600	
あいちフィナンシャルグループ	2, 200	2, 450. 00	5, 390, 000	
ジャムコ	500	1, 307. 00	653, 500	
小野建	1, 300	1, 440. 00	1, 872, 000	
はるやまホールディングス	200	535. 00	107, 000	
南陽	200	1, 104. 00	220, 800	
ノジマ	3, 800	2, 373. 00	9, 017, 400	
佐鳥電機	800	1, 861. 00	1, 488, 800	
カッパ・クリエイト	2, 100	1, 540. 00	3, 234, 000	
エコートレーディング	100	915. 00	91, 500	
伯東	800	4, 480. 00	3, 584, 000	
コンドーテック	1, 000	1, 365. 00	1, 365, 000	
中山福	200	363. 00	72, 600	
ライトオン	300	198. 00	59, 400	
ナガイレーベン	1, 700	2, 260. 00	3, 842, 000	
三菱食品	1, 200	4, 930. 00	5, 916, 000	
良品計画	15, 200	2, 785. 00	42, 332, 000	
パリミキホールディングス	600	310. 00	186, 000	

松田産業	1,000	2,960.00	2,960,000	
第一興商	5,100	1,865.50	9,514,050	
メディパルホールディングス	13,800	2,472.50	34,120,500	
アドヴァングループ	1,200	935.00	1,122,000	
SPK	600	2,024.00	1,214,400	
萩原電気ホールディングス	600	3,270.00	1,962,000	
アルビス	400	2,615.00	1,046,000	
アズワン	4,100	2,760.50	11,318,050	
スズデン	500	1,794.00	897,000	
尾家産業	100	1,994.00	199,400	
シモジマ	900	1,296.00	1,166,400	
ドウシシャ	1,200	2,082.00	2,498,400	
小津産業	100	1,660.00	166,000	
コナカ	500	233.00	116,500	
高速	800	2,432.00	1,945,600	
ハウス オブ ローゼ	100	1,456.00	145,600	
G-7ホールディングス	1,400	1,456.00	2,038,400	
たけびし	500	2,103.00	1,051,500	
イオン北海道	3,000	878.00	2,634,000	
コジマ	2,300	1,045.00	2,403,500	
ヒマラヤ	200	854.00	170,800	
コーナン商事	1,400	3,565.00	4,991,000	
ネットワンシステムズ	4,800	4,505.00	21,624,000	
エコス	500	2,048.00	1,024,000	
ワタミ	1,400	1,014.00	1,419,600	
マルシェ	200	197.00	39,400	
リックス	300	2,763.00	828,900	
システムソフト	4,300	58.00	249,400	
パン・パシフィック・インターナショナルホ	25,800	3,697.00	95,382,600	
丸文	1,200	1,061.00	1,273,200	
西松屋チェーン	2,600	2,227.00	5,790,200	
ゼンショーホールディングス	7,300	8,204.00	59,889,200	
ハピネット	1,000	4,035.00	4,035,000	
幸楽苑	1,000	1,285.00	1,285,000	
ハーフスレイ	100	700.00	70,000	
橋本総業ホールディングス	500	1,150.00	575,000	
日本ライフライン	3,500	1,285.00	4,497,500	
サイゼリヤ	1,900	5,160.00	9,804,000	
タカショ一	1,100	472.00	519,200	
VTホールディングス	5,100	448.00	2,284,800	
アルゴグラフィックス	1,100	4,960.00	5,456,000	
魚力	500	2,417.00	1,208,500	
IDOM	3,500	1,017.00	3,559,500	
日本エム・ディ・エム	1,000	609.00	609,000	
ポプラ	100	217.00	21,700	
フジ・コーポレーション	600	1,977.00	1,186,200	
ユナイテッドアローズ	1,500	2,377.00	3,565,500	
進和	800	2,790.00	2,232,000	
エスケイジャパン	200	639.00	127,800	

ダイトロン	500	2,793.00	1,396,500	
ハイディ日高	1,900	2,720.00	5,168,000	
シークス	1,900	1,118.00	2,124,200	
京都きもの友禅ホールディングス	500	79.00	39,500	
コロワイド	6,800	1,693.00	11,512,400	
田中商事	200	676.00	135,200	
オーハシテクニカ	700	1,959.00	1,371,300	
壱番屋	5,200	1,017.00	5,288,400	
白銅	400	2,350.00	940,000	
トップカルチャー	400	141.00	56,400	
P L A N T	100	1,525.00	152,500	
スギホールディングス	6,800	2,564.00	17,435,200	
ダイコー通産	100	1,219.00	121,900	
薬王堂ホールディングス	600	2,047.00	1,228,200	
島津製作所	17,400	4,386.00	76,316,400	
J M S	1,100	442.00	486,200	
クボテック	300	214.00	64,200	
長野計器	900	2,614.00	2,352,600	
ブイ・テクノロジー	700	2,182.00	1,527,400	
スター精密	2,100	1,832.00	3,847,200	
東京計器	900	3,715.00	3,343,500	
愛知時計電機	500	1,977.00	988,500	
インターラクション	800	1,021.00	816,800	
オーバル	300	358.00	107,400	
東京精密	2,500	7,779.00	19,447,500	
マニー	5,000	1,786.00	8,930,000	
ニコン	19,000	1,850.00	35,150,000	
トプコン	6,000	1,504.50	9,027,000	
オリンパス	69,200	2,497.00	172,792,400	
理研計器	1,800	3,800.00	6,840,000	
S C R E E N ホールディングス	5,000	9,521.00	47,605,000	
キヤノン電子	1,200	2,514.00	3,016,800	
タムロン	1,600	4,265.00	6,824,000	
HO Y A	23,800	19,920.00	474,096,000	
シード	200	473.00	94,600	
ノーリツ鋼機	1,200	4,175.00	5,010,000	
A & D ホロンホールディングス	1,500	1,992.00	2,988,000	
朝日インテック	14,700	2,601.50	38,242,050	
キヤノン	60,300	5,038.00	303,791,400	
リコー	31,100	1,656.00	51,501,600	
シチズン時計	11,400	898.00	10,237,200	
リズム	100	3,845.00	384,500	
大研医器	400	504.00	201,600	
メニコン	4,300	1,619.00	6,961,700	
シンシア	100	506.00	50,600	
K Y O R I T S U	100	144.00	14,400	
中本パックス	100	1,662.00	166,200	
パラマウントベッドホールディングス	2,600	2,509.00	6,523,400	
トランザクション	800	2,237.00	1,789,600	

粧美堂	100	508.00	50,800	
ニホンフラッシュ	1,200	867.00	1,040,400	
前田工織	2,200	1,802.00	3,964,400	
永大産業	200	215.00	43,000	
アートネイチャー	1,200	832.00	998,400	
フルヤ金属	1,200	3,525.00	4,230,000	
バンダイナムコホールディングス	32,800	3,239.00	106,239,200	
アイフィスジャパン	100	573.00	57,300	
S H O E I	3,500	1,971.00	6,898,500	
フランスベッドホールディングス	1,600	1,230.00	1,968,000	
マーベラス	2,100	571.00	1,199,100	
パイロットコーポレーション	1,700	4,965.00	8,440,500	
萩原工業	800	1,418.00	1,134,400	
エイベックス	2,100	1,501.00	3,152,100	
フジシールインターナショナル	2,500	2,521.00	6,302,500	
タカラトミー	5,100	4,077.00	20,792,700	
広済堂ホールディングス	3,500	478.00	1,673,000	
エステールホールディングス	100	601.00	60,100	
レック	1,600	1,201.00	1,921,600	
タカノ	200	713.00	142,600	
三光合成	1,600	614.00	982,400	
プロネクサス	1,300	1,253.00	1,628,900	
ホクシン	200	102.00	20,400	
ウッドワン	200	819.00	163,800	
きもと	700	301.00	210,700	
T O P P A N ホールディングス	15,800	4,167.00	65,838,600	
大日本印刷	25,000	2,457.50	61,437,500	
共同印刷	300	3,995.00	1,198,500	
N I S S H A	2,100	1,693.00	3,555,300	
光村印刷	100	1,462.00	146,200	
Z A C R O S	1,000	4,135.00	4,135,000	
ヴィア・ホールディングス	700	127.00	88,900	
T A K A R A & C O M P A N Y	700	2,690.00	1,883,000	
前澤化成工業	800	1,820.00	1,456,000	
未来工業	400	3,650.00	1,460,000	
アシックス	44,600	2,720.00	121,312,000	
ツツミ	300	2,094.00	628,200	
ウェーブロックホールディングス	200	638.00	127,600	
J S P	900	2,020.00	1,818,000	
ニチハ	1,600	2,985.00	4,776,000	
ローランド	900	3,905.00	3,514,500	
エフピコ	2,400	2,704.00	6,489,600	
小松ウオール工業	1,000	1,515.00	1,515,000	
ヤマハ	22,000	1,063.00	23,386,000	
河合楽器製作所	400	2,928.00	1,171,200	
クリナップ	1,300	700.00	910,000	
ピジョン	7,900	1,414.00	11,170,600	
天馬	900	3,000.00	2,700,000	
キングジム	1,200	851.00	1,021,200	

象印マホービン	3,400	1,583.00	5,382,200	
リンテック	2,500	3,035.00	7,587,500	
信越ポリマー	2,700	1,656.00	4,471,200	
東リ	900	443.00	398,700	
イトーキ	2,400	1,670.00	4,008,000	
任天堂	76,300	8,259.00	630,161,700	
三菱鉛筆	1,800	2,574.00	4,633,200	
松風	1,200	2,112.00	2,534,400	
タカラスタンダード	2,500	1,635.00	4,087,500	
コクヨ	6,200	2,709.50	16,798,900	
ナカバヤシ	1,300	515.00	669,500	
ニフコ	4,500	3,664.00	16,488,000	
立川ブラインド工業	600	1,349.00	809,400	
グローブライド	1,100	1,912.00	2,103,200	
オカムラ	3,700	1,953.00	7,226,100	
バルカー	1,000	3,245.00	3,245,000	
MUTOHホールディングス	100	2,388.00	238,800	
伊藤忠商事	86,000	7,900.00	679,400,000	
丸紅	106,000	2,410.00	255,460,000	
スクロール	2,000	1,031.00	2,062,000	
高島	300	1,185.00	355,500	
ヨンドシーホールディングス	1,200	1,818.00	2,181,600	
三陽商会	500	2,590.00	1,295,000	
長瀬産業	5,700	3,221.00	18,359,700	
ナイガイ	200	239.00	47,800	
蝶理	700	3,900.00	2,730,000	
豊田通商	38,400	2,735.00	105,024,000	
オンワードホールディングス	7,300	521.00	3,803,300	
三共生興	1,800	575.00	1,035,000	
兼松	5,500	2,712.50	14,918,750	
美津濃	1,200	7,120.00	8,544,000	
ツカモトコーポレーション	100	1,070.00	107,000	
ルックホールディングス	400	2,544.00	1,017,600	
三井物産	191,500	3,250.00	622,375,000	
日本紙パルプ商事	6,000	649.00	3,894,000	
東京エレクトロン	25,600	22,300.00	570,880,000	
カメリ	1,400	1,860.00	2,604,000	
東都水産	100	5,490.00	549,000	
OUGホールディングス	100	2,575.00	257,500	
スターゼン	900	2,866.00	2,579,400	
セイコーグループ	1,700	4,200.00	7,140,000	
山善	4,000	1,317.00	5,268,000	
椿本興業	800	1,932.00	1,545,600	
住友商事	76,600	3,284.00	251,554,400	
B I P R O G Y	4,100	4,553.00	18,667,300	
内田洋行	500	6,670.00	3,335,000	
三菱商事	245,500	2,700.00	662,850,000	
第一実業	1,200	2,564.00	3,076,800	
キヤノンマーケティングジャパン	2,500	4,835.00	12,087,500	

西華産業	500	4,710.00	2,355,000	
佐藤商事	900	1,398.00	1,258,200	
東京産業	1,200	717.00	860,400	
ユアサ商事	1,000	4,635.00	4,635,000	
神鋼商事	300	6,040.00	1,812,000	
トルク	400	221.00	88,400	
阪和興業	2,100	4,915.00	10,321,500	
正栄食品工業	900	4,450.00	4,005,000	
カナデン	1,000	1,444.00	1,444,000	
R Y O D E N	1,100	2,314.00	2,545,400	
ニプロ	10,300	1,375.50	14,167,650	
岩谷産業	12,700	1,909.00	24,244,300	
ナイス	100	1,573.00	157,300	
ニチモウ	100	1,855.00	185,500	
極東貿易	800	1,592.00	1,273,600	
アステナホールディングス	2,500	501.00	1,252,500	
三愛オブリ	3,100	2,048.00	6,348,800	
稻畑産業	3,400	3,340.00	11,356,000	
G S I クレオス	700	2,088.00	1,461,600	
明和産業	1,500	645.00	967,500	
クワザワホールディングス	200	630.00	126,000	
キムラタン	2,700	26.00	70,200	
ゴールドワイン	2,100	8,319.00	17,469,900	
ユニ・チャーム	25,200	3,911.00	98,557,200	
キング	200	730.00	146,000	
ワキタ	1,800	1,558.00	2,804,400	
ヤマトイインターナショナル	300	321.00	96,300	
東邦ホールディングス	3,500	4,312.00	15,092,000	
サンゲツ	3,000	2,881.00	8,643,000	
ミツウロコグループホールディングス	1,700	1,657.00	2,816,900	
シナネンホールディングス	400	6,320.00	2,528,000	
伊藤忠エネクス	3,200	1,646.00	5,267,200	
サンリオ	10,400	4,663.00	48,495,200	
サンワテクノス	700	2,180.00	1,526,000	
新光商事	1,800	967.00	1,740,600	
トーホー	500	2,730.00	1,365,000	
三信電気	500	1,925.00	962,500	
東陽テクニカ	1,200	1,497.00	1,796,400	
モスフードサービス	1,900	3,605.00	6,849,500	
加賀電子	2,400	2,776.00	6,662,400	
都築電気	700	2,468.00	1,727,600	
ソーダニッカ	1,300	1,137.00	1,478,100	
立花エレテック	900	2,570.00	2,313,000	
木曽路	2,000	2,125.00	4,250,000	
S R S ホールディングス	2,200	1,134.00	2,494,800	
千趣会	2,400	308.00	739,200	
タカキュー	400	124.00	49,600	
リテールパートナーズ	2,000	1,235.00	2,470,000	
上新電機	1,300	2,411.00	3,134,300	

日本瓦斯	6, 100	2, 125. 00	12, 962, 500	
ロイヤルホールディングス	2, 300	2, 437. 00	5, 605, 100	
東天紅	100	861. 00	86, 100	
いなげや	800	1, 158. 00	926, 400	
チヨダ	1, 300	1, 370. 00	1, 781, 000	
ライフコーポレーション	1, 400	3, 400. 00	4, 760, 000	
リンガーハット	1, 700	2, 250. 00	3, 825, 000	
M r M a x HD	1, 700	657. 00	1, 116, 900	
テンアライド	600	270. 00	162, 000	
AOKI ホールディングス	2, 800	1, 204. 00	3, 371, 200	
オークワ	1, 900	893. 00	1, 696, 700	
コメリ	1, 700	3, 240. 00	5, 508, 000	
青山商事	2, 800	2, 016. 00	5, 644, 800	
しまむら	3, 000	8, 020. 00	24, 060, 000	
はせがわ	200	304. 00	60, 800	
高島屋	16, 800	1, 205. 00	20, 244, 000	
松屋	2, 200	867. 00	1, 907, 400	
エイチ・ツー・オー リテイリング	6, 200	2, 041. 50	12, 657, 300	
近鉄百貨店	600	2, 080. 00	1, 248, 000	
丸井グループ	8, 400	2, 368. 00	19, 891, 200	
クレディセゾン	7, 500	3, 395. 00	25, 462, 500	
アクシアル リテイリング	3, 600	910. 00	3, 276, 000	
井筒屋	200	412. 00	82, 400	
イオン	47, 300	3, 750. 00	177, 375, 000	
イズミ	1, 900	3, 186. 00	6, 053, 400	
フォーバル	500	1, 355. 00	677, 500	
平和堂	2, 200	2, 202. 00	4, 844, 400	
フジ	2, 000	2, 034. 00	4, 068, 000	
ヤオコー	1, 500	9, 522. 00	14, 283, 000	
ゼビオホールディングス	1, 800	1, 088. 00	1, 958, 400	
ケーズホールディングス	8, 800	1, 404. 00	12, 355, 200	
PALTAC	1, 800	4, 251. 00	7, 651, 800	
三谷産業	2, 300	321. 00	738, 300	
Olympic グループ	300	462. 00	138, 600	
日産東京販売ホールディングス	700	421. 00	294, 700	
あおぞら銀行	8, 200	2, 719. 50	22, 299, 900	
三菱UFJ フィナンシャル・グループ	780, 700	1, 824. 00	1, 423, 996, 800	
りそなホールディングス	146, 900	1, 246. 00	183, 037, 400	
三井住友トラストグループ	42, 400	3, 654. 00	154, 929, 600	
三井住友フィナンシャルグループ	248, 300	3, 635. 00	902, 570, 500	
千葉銀行	36, 800	1, 200. 00	44, 160, 000	
群馬銀行	21, 100	1, 015. 50	21, 427, 050	
武蔵野銀行	1, 700	2, 892. 00	4, 916, 400	
千葉興業銀行	2, 400	1, 224. 00	2, 937, 600	
筑波銀行	5, 500	234. 00	1, 287, 000	
七十七銀行	3, 600	4, 423. 00	15, 922, 800	
秋田銀行	800	2, 121. 00	1, 696, 800	
山形銀行	1, 400	975. 00	1, 365, 000	
岩手銀行	800	2, 748. 00	2, 198, 400	

東邦銀行	9,700	275.00	2,667,500	
東北銀行	200	1,080.00	216,000	
ふくおかフィナンシャルグループ	10,300	4,173.00	42,981,900	
スルガ銀行	7,900	1,028.00	8,121,200	
八十二銀行	27,800	968.60	26,927,080	
山梨中央銀行	1,400	1,758.00	2,461,200	
大垣共立銀行	2,300	1,890.00	4,347,000	
福井銀行	1,100	1,873.00	2,060,300	
清水銀行	500	1,519.00	759,500	
富山銀行	100	1,529.00	152,900	
滋賀銀行	1,800	3,470.00	6,246,000	
南都銀行	1,800	3,095.00	5,571,000	
百五銀行	11,500	600.00	6,900,000	
紀陽銀行	4,400	2,063.00	9,077,200	
ほくほくフィナンシャルグループ	6,600	1,784.00	11,774,400	
山陰合同銀行	7,600	1,229.00	9,340,400	
鳥取銀行	100	1,205.00	120,500	
百十四銀行	1,200	2,942.00	3,530,400	
四国銀行	1,800	1,092.00	1,965,600	
阿波銀行	1,700	2,798.00	4,756,600	
大分銀行	700	3,185.00	2,229,500	
宮崎銀行	700	2,966.00	2,076,200	
佐賀銀行	700	2,142.00	1,499,400	
琉球銀行	2,600	1,020.00	2,652,000	
セブン銀行	42,400	336.50	14,267,600	
みずほフィナンシャルグループ	160,700	3,765.00	605,035,500	
高知銀行	100	870.00	87,000	
山口フィナンシャルグループ	11,600	1,623.00	18,826,800	
芙蓉総合リース	1,100	11,000.00	12,100,000	
みずほリース	8,900	1,026.00	9,131,400	
東京センチュリー	9,100	1,454.00	13,231,400	
S B I ホールディングス	19,100	3,440.00	65,704,000	
日本証券金融	4,500	2,010.00	9,045,000	
アイフル	18,000	304.00	5,472,000	
日本アジア投資	300	210.00	63,000	
名古屋銀行	800	6,310.00	5,048,000	
北洋銀行	16,000	440.00	7,040,000	
大光銀行	100	1,463.00	146,300	
愛媛銀行	1,600	1,042.00	1,667,200	
トマト銀行	100	1,131.00	113,100	
京葉銀行	5,000	780.00	3,900,000	
栃木銀行	6,300	266.00	1,675,800	
北日本銀行	400	2,780.00	1,112,000	
東和銀行	2,300	623.00	1,432,900	
福島銀行	400	224.00	89,600	
大東銀行	200	715.00	143,000	
リコーリース	1,200	5,040.00	6,048,000	
イオンフィナンシャルサービス	7,000	1,236.50	8,655,500	
アコム	28,100	376.70	10,585,270	

ジャックス	1, 300	3, 775. 00	4, 907, 500	
オリエントコーポレーション	4, 000	828. 00	3, 312, 000	
オリックス	71, 400	3, 361. 00	239, 975, 400	
三菱HC キャピタル	59, 600	1, 020. 50	60, 821, 800	
ジャフコ グループ	3, 600	2, 038. 00	7, 336, 800	
九州リースサービス	200	1, 060. 00	212, 000	
トモニホールディングス	11, 500	435. 00	5, 002, 500	
大和証券グループ本社	85, 000	1, 019. 00	86, 615, 000	
野村ホールディングス	200, 100	915. 70	183, 231, 570	
岡三証券グループ	9, 300	617. 00	5, 738, 100	
丸三証券	4, 100	969. 00	3, 972, 900	
東洋証券	3, 200	584. 00	1, 868, 800	
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	14, 500	467. 00	6, 771, 500	
光世証券	100	401. 00	40, 100	
水戸証券	3, 600	530. 00	1, 908, 000	
いちはし証券	2, 300	855. 00	1, 966, 500	
松井証券	8, 100	824. 00	6, 674, 400	
S O M P O ホールディングス	58, 200	3, 437. 00	200, 033, 400	
日本取引所グループ	70, 800	1, 801. 50	127, 546, 200	
マネックスグループ	12, 000	908. 00	10, 896, 000	
極東証券	1, 700	1, 317. 00	2, 238, 900	
岩井コスモホールディングス	1, 400	2, 223. 00	3, 112, 200	
アイザワ証券グループ	1, 800	1, 745. 00	3, 141, 000	
フィデアホールディングス	1, 300	1, 407. 00	1, 829, 100	
池田泉州ホールディングス	16, 900	364. 00	6, 151, 600	
アニコム ホールディングス	4, 100	647. 00	2, 652, 700	
MS & AD インシュアランスグループホール	87, 200	3, 624. 00	316, 012, 800	
マネーパートナーズグループ	700	474. 00	331, 800	
スパークス・グループ	1, 400	1, 322. 00	1, 850, 800	
小林洋行	300	259. 00	77, 700	
第一生命ホールディングス	56, 000	4, 003. 00	224, 168, 000	
東京海上ホールディングス	116, 200	5, 921. 00	688, 020, 200	
アドバンテッジリスクマネジメント	400	605. 00	242, 000	
イー・ギャランティ	2, 000	1, 520. 00	3, 040, 000	
アサックス	200	710. 00	142, 000	
NECキャピタルソリューション	600	3, 700. 00	2, 220, 000	
T&Dホールディングス	31, 900	2, 472. 50	78, 872, 750	
アドバンスクリエイト	900	706. 00	635, 400	
三井不動産	165, 100	1, 294. 00	213, 639, 400	
三菱地所	68, 900	2, 095. 50	144, 379, 950	
平和不動産	2, 000	4, 170. 00	8, 340, 000	
東京建物	10, 400	2, 662. 50	27, 690, 000	
京阪神ビルディング	1, 900	1, 538. 00	2, 922, 200	
住友不動産	19, 300	4, 574. 00	88, 278, 200	
太平洋興発	200	721. 00	144, 200	
テーオーシー	2, 200	610. 00	1, 342, 000	
レオパレス21	10, 300	497. 00	5, 119, 100	
スタートコーポレーション	1, 800	3, 725. 00	6, 705, 000	
フジ住宅	1, 500	758. 00	1, 137, 000	

空港施設	1,700	579.00	984,300	
明和地所	700	983.00	688,100	
ゴールドクレスト	800	3,005.00	2,404,000	
リログループ	6,400	1,697.00	10,860,800	
エスリード	600	4,425.00	2,655,000	
日神グループホールディングス	2,000	501.00	1,002,000	
日本エスコン	2,300	993.00	2,283,900	
M I R A R T H ホールディングス	5,800	498.00	2,888,400	
AVANTIA	200	772.00	154,400	
イオンモール	7,200	2,006.50	14,446,800	
毎日コムネット	200	725.00	145,000	
ファースト住建	200	1,003.00	200,600	
ランド	65,600	8.00	524,800	
カチタス	3,300	2,131.00	7,032,300	
東祥	900	649.00	584,100	
トーセイ	2,000	2,379.00	4,758,000	
穴吹興産	100	1,993.00	199,300	
サンフロンティア不動産	1,800	1,840.00	3,312,000	
F J ネクストホールディングス	1,300	1,119.00	1,454,700	
インテリックス	100	742.00	74,200	
ランドビジネス	200	188.00	37,600	
サンネクスタグループ	100	1,010.00	101,000	
グランディハウス	700	547.00	382,900	
東武鉄道	12,700	2,597.50	32,988,250	
相鉄ホールディングス	4,000	2,500.50	10,002,000	
東急	33,800	1,915.00	64,727,000	
京浜急行電鉄	15,300	1,235.00	18,895,500	
小田急電鉄	19,900	1,604.50	31,929,550	
京王電鉄	6,000	4,204.00	25,224,000	
京成電鉄	7,000	4,032.00	28,224,000	
富士急行	1,500	2,409.00	3,613,500	
東日本旅客鉄道	66,600	2,896.00	192,873,600	
西日本旅客鉄道	30,800	2,671.50	82,282,200	
東海旅客鉄道	46,500	3,160.00	146,940,000	
西武ホールディングス	13,100	3,612.00	47,317,200	
鴻池運輸	2,100	2,666.00	5,598,600	
西日本鉄道	3,300	2,342.00	7,728,600	
ハマキヨウレックス	4,400	1,248.00	5,491,200	
サカイ引越センター	1,400	2,403.00	3,364,200	
近鉄グループホールディングス	12,900	3,375.00	43,537,500	
阪急阪神ホールディングス	16,100	3,935.00	63,353,500	
南海電気鉄道	5,500	2,447.50	13,461,250	
京阪ホールディングス	6,600	3,479.00	22,961,400	
神戸電鉄	300	2,293.00	687,900	
名古屋鉄道	12,800	1,793.50	22,956,800	
山陽電気鉄道	900	2,018.00	1,816,200	
トランコム	400	10,250.00	4,100,000	
ヤマトホールディングス	14,600	1,611.00	23,520,600	
山九	2,900	5,278.00	15,306,200	

日新	900	4,310.00	3,879,000	
丸運	200	500.00	100,000	
丸全昭和運輸	800	6,040.00	4,832,000	
センコーグループホールディングス	6,600	1,488.00	9,820,800	
トナミホールディングス	300	6,030.00	1,809,000	
ニッコンホールディングス	6,800	1,933.00	13,144,400	
日本石油輸送	100	2,820.00	282,000	
福山通運	1,100	3,525.00	3,877,500	
セイノーホールディングス	5,900	2,483.50	14,652,650	
神奈川中央交通	400	3,610.00	1,444,000	
A Z - C O M 丸和ホールディングス	3,200	1,038.00	3,321,600	
日本郵船	25,000	4,983.00	124,575,000	
商船三井	22,900	5,366.00	122,881,400	
川崎汽船	27,400	2,108.00	57,759,200	
N S ユナイテッド海運	700	3,975.00	2,782,500	
明海グループ	500	704.00	352,000	
飯野海運	4,500	1,131.00	5,089,500	
共栄タンカー	100	1,158.00	115,800	
九州旅客鉄道	9,200	3,852.00	35,438,400	
S G ホールディングス	20,200	1,446.50	29,219,300	
N I P P O N E X P R E S S ホールディン	4,300	7,333.00	31,531,900	
I D & E ホールディングス	800	3,925.00	3,140,000	
日本航空	27,600	2,450.50	67,633,800	
A N A ホールディングス	32,800	2,877.00	94,365,600	
ビーウィズ	300	1,585.00	475,500	
サンウェルズ	500	822.00	411,000	
T R E ホールディングス	2,500	1,619.00	4,047,500	
人・夢・技術グループ	500	1,685.00	842,500	
西本W i s m e t t a c ホールディングス	900	1,928.00	1,735,200	
シルバーライフ	400	744.00	297,600	
ヤマシタヘルスケアホールディングス	100	2,212.00	221,200	
G e n k y D r u g S t o r e s	1,200	3,035.00	3,642,000	
コーナー商事ホールディングス	800	600.00	480,000	
K P P グループホールディングス	2,500	685.00	1,712,500	
ナルミヤ・インターナショナル	100	1,295.00	129,500	
ブックオフグループホールディングス	900	1,389.00	1,250,100	
ギフトホールディングス	600	3,610.00	2,166,000	
三菱倉庫	12,500	1,021.50	12,768,750	
三井倉庫ホールディングス	1,200	7,820.00	9,384,000	
住友倉庫	3,300	2,731.00	9,012,300	
瀧澤倉庫	600	3,080.00	1,848,000	
ヤマタネ	600	3,495.00	2,097,000	
東陽倉庫	100	1,459.00	145,900	
乾汽船	1,400	1,507.00	2,109,800	
日本トランシスティ	2,600	974.00	2,532,400	
ケイヒン	100	1,970.00	197,000	
中央倉庫	700	1,514.00	1,059,800	
川西倉庫	100	1,049.00	104,900	
安田倉庫	900	1,635.00	1,471,500	

ファイズホールディングス	100	950.00	95,000	
N I S S O ホールディングス	1,100	763.00	839,300	
大栄環境	2,300	2,981.00	6,856,300	
G E N O V A	400	1,592.00	636,800	
日本管財ホールディングス	1,300	2,585.00	3,360,500	
東洋埠頭	100	1,251.00	125,100	
上組	5,700	3,411.00	19,442,700	
サンリツ	200	776.00	155,200	
キムラユニティー	200	1,450.00	290,000	
キューソー流通システム	600	1,918.00	1,150,800	
東海運	200	315.00	63,000	
エーアイティー	800	1,764.00	1,411,200	
内外トランスライン	500	2,870.00	1,435,000	
ショーエイコーポレーション	200	571.00	114,200	
日本コンセプト	400	1,750.00	700,000	
T B S ホールディングス	6,100	3,765.00	22,966,500	
日本テレビホールディングス	10,700	2,248.00	24,053,600	
朝日放送グループホールディングス	1,200	613.00	735,600	
テレビ朝日ホールディングス	3,000	2,032.00	6,096,000	
スカパーＪＳＡＴホールディングス	9,700	829.00	8,041,300	
テレビ東京ホールディングス	700	2,970.00	2,079,000	
日本B S 放送	200	881.00	176,200	
ビジョン	1,900	1,318.00	2,504,200	
スマートバリュー	100	292.00	29,200	
U-NEXT HOLDINGS	1,400	4,915.00	6,881,000	
ワイヤレスゲート	200	226.00	45,200	
日本通信	12,200	139.00	1,695,800	
クロップス	100	978.00	97,800	
日本電信電話	3,605,200	154.60	557,363,920	
K D D I	89,100	5,026.00	447,816,600	
ソフトバンク	1,939,100	194.70	377,542,770	
光通信	1,400	32,430.00	45,402,000	
エムティーアイ	900	1,150.00	1,035,000	
GMOインターネットグループ	4,000	2,600.00	10,400,000	
ファイバーゲート	700	881.00	616,700	
アイドママーケティングコミュニケーション	200	230.00	46,000	
K A D O K A W A	6,400	3,020.00	19,328,000	
学研ホールディングス	2,300	1,028.00	2,364,400	
ゼンリン	2,100	823.00	1,728,300	
昭文社ホールディングス	400	400.00	160,000	
インプレスホールディングス	900	137.00	123,300	
東京電力ホールディングス	101,500	580.60	58,930,900	
中部電力	44,500	1,700.50	75,672,250	
関西電力	50,900	1,977.50	100,654,750	
中国電力	20,900	1,029.00	21,506,100	
北陸電力	12,700	944.60	11,996,420	
東北電力	31,800	1,314.50	41,801,100	
四国電力	11,500	1,310.50	15,070,750	
九州電力	27,800	1,533.50	42,631,300	

北海道電力	12,000	879.40	10,552,800	
沖縄電力	3,200	992.00	3,174,400	
電源開発	9,100	2,640.00	24,024,000	
エフオン	900	398.00	358,200	
イーレックス	2,300	656.00	1,508,800	
レノバ	3,300	832.00	2,745,600	
東京瓦斯	23,500	3,806.00	89,441,000	
大阪瓦斯	24,100	3,314.00	79,867,400	
東邦瓦斯	4,700	3,891.00	18,287,700	
北海道瓦斯	3,500	558.00	1,953,000	
広島ガス	2,600	378.00	982,800	
西部ガスホールディングス	1,300	1,806.00	2,347,800	
静岡ガス	2,500	1,008.00	2,520,000	
メタウォーター	1,500	1,785.00	2,677,500	
M&A総研ホールディングス	1,300	2,274.00	2,956,200	
アイネット	800	1,622.00	1,297,600	
松竹	600	10,620.00	6,372,000	
東宝	7,600	5,959.00	45,288,400	
エイチ・アイ・エス	3,700	1,800.00	6,660,000	
東映	2,000	5,420.00	10,840,000	
ラックランド	600	1,922.00	1,153,200	
N T Tデータグループ	31,700	2,720.00	86,224,000	
共立メンテナンス	4,000	2,514.00	10,056,000	
イチネンホールディングス	1,300	1,985.00	2,580,500	
建設技術研究所	700	4,540.00	3,178,000	
スペース	800	1,096.00	876,800	
AINホールディングス	1,800	4,873.00	8,771,400	
燐ホールディングス	1,200	1,087.00	1,304,400	
ピー・シー・エー	700	1,908.00	1,335,600	
スバル興業	400	3,030.00	1,212,000	
東京アトラル	200	1,091.00	218,200	
タナベコンサルティンググループ	300	1,190.00	357,000	
ビジネスブレイン太田昭和	500	2,003.00	1,001,500	
ナガワ	300	6,600.00	1,980,000	
東京都競馬	900	4,230.00	3,807,000	
カナモト	2,000	2,745.00	5,490,000	
D T S	2,200	3,990.00	8,778,000	
スクウェア・エニックス・ホールディングス	6,100	5,602.00	34,172,200	
シーアーシー	1,600	1,998.00	3,196,800	
カプコン	24,100	3,578.00	86,229,800	
ニシオホールディングス	1,100	3,600.00	3,960,000	
アイ・エス・ビー	600	1,378.00	826,800	
アゴーラ ホスピタリティー グループ	3,000	49.00	147,000	
日本空港ビルディング	4,200	5,367.00	22,541,400	
トランス・コスマス	1,400	3,440.00	4,816,000	
乃村工藝社	5,600	769.00	4,306,400	
S C S K	9,900	2,949.50	29,200,050	
藤田観光	500	8,490.00	4,245,000	
K N T - C T ホールディングス	800	1,230.00	984,000	

トーカイ	1, 100	2, 213. 00	2, 434, 300	
白洋舎	100	2, 226. 00	222, 600	
セコム	25, 300	5, 153. 00	130, 370, 900	
N S W	600	2, 964. 00	1, 778, 400	
セントラル警備保障	700	2, 744. 00	1, 920, 800	
アイネス	1, 000	1, 701. 00	1, 701, 000	
丹青社	2, 500	803. 00	2, 007, 500	
メイテックグループホールディングス	4, 300	2, 873. 00	12, 353, 900	
T K C	2, 200	3, 825. 00	8, 415, 000	
富士ソフト	3, 300	9, 110. 00	30, 063, 000	
応用地質	1, 200	2, 424. 00	2, 908, 800	
船井総研ホールディングス	2, 500	2, 404. 00	6, 010, 000	
N S D	4, 400	3, 377. 00	14, 858, 800	
進学会ホールディングス	200	211. 00	42, 200	
丸紅建材リース	100	2, 892. 00	289, 200	
オオバ	300	1, 023. 00	306, 900	
コナミグループ	4, 500	14, 465. 00	65, 092, 500	
いであ	100	2, 412. 00	241, 200	
学究社	500	1, 937. 00	968, 500	
イオンディライト	1, 400	4, 420. 00	6, 188, 000	
ナック	1, 000	564. 00	564, 000	
福井コンピュータホールディングス	800	2, 777. 00	2, 221, 600	
ダイセキ	3, 000	3, 720. 00	11, 160, 000	
ステップ	500	2, 002. 00	1, 001, 000	
泉州電業	800	5, 460. 00	4, 368, 000	
G e n k i G l o b a l D i n i n g	700	4, 075. 00	2, 852, 500	
トラスコ中山	2, 800	2, 187. 00	6, 123, 600	
ヤマダホールディングス	39, 100	469. 80	18, 369, 180	
オートバックスセブン	4, 600	1, 422. 00	6, 541, 200	
モリト	1, 000	1, 436. 00	1, 436, 000	
アークランズ	3, 900	1, 668. 00	6, 505, 200	
ニトリホールディングス	4, 700	17, 820. 00	83, 754, 000	
グルメ杵屋	1, 100	1, 066. 00	1, 172, 600	
愛眼	300	145. 00	43, 500	
ケーユーホールディングス	600	1, 111. 00	666, 600	
吉野家ホールディングス	4, 800	3, 125. 00	15, 000, 000	
加藤産業	1, 600	4, 365. 00	6, 984, 000	
北恵	200	947. 00	189, 400	
イノテック	800	1, 405. 00	1, 124, 000	
イエローハット	2, 100	2, 485. 00	5, 218, 500	
松屋フーズホールディングス	600	6, 430. 00	3, 858, 000	
J B C C ホールディングス	800	4, 825. 00	3, 860, 000	
J K ホールディングス	1, 000	980. 00	980, 000	
サガミホールディングス	2, 000	1, 717. 00	3, 434, 000	
日伝	700	2, 953. 00	2, 067, 100	
ミロク情報サービス	1, 100	1, 914. 00	2, 105, 400	
北沢産業	500	350. 00	175, 000	
杉本商事	1, 200	1, 364. 00	1, 636, 800	
因幡電機産業	3, 400	3, 850. 00	13, 090, 000	

王将フードサービス	2,500	3,055.00	7,637,500	
ミニストップ	1,000	1,814.00	1,814,000	
アークス	2,100	2,502.00	5,254,200	
バローホールディングス	2,500	2,100.00	5,250,000	
東テク	1,300	2,777.00	3,610,100	
ミスミグループ本社	19,300	2,504.50	48,336,850	
アルテック	200	215.00	43,000	
ベルク	700	6,610.00	4,627,000	
大庄	700	1,033.00	723,100	
タキヒヨー	100	1,245.00	124,500	
ファーストリテイリング	7,200	50,240.00	361,728,000	
ソフトバンクグループ	59,800	8,920.00	533,416,000	
蔵王産業	100	2,444.00	244,400	
スズケン	4,200	5,077.00	21,323,400	
サンドラッグ	4,400	3,503.00	15,413,200	
サックスバー ホールディングス	1,100	927.00	1,019,700	
ジェコス	800	976.00	780,800	
ヤマザワ	100	1,162.00	116,200	
やまや	100	2,852.00	285,200	
ベルーナ	3,300	722.00	2,382,600	
合 計	22,883,600		46,951,438,010	

② 株式以外の有価証券

該当する事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当する事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

独立監査人の中間監査報告書

2025年7月25日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 榊原 康太
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているステート・ストリートTOPIXインデックス・オープンの2024年11月16日から2025年5月15日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ステート・ストリートTOPIXインデックス・オープンの2025年5月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年11月16日から2025年5月15日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められる

かどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

【中間財務諸表】

ステート・ストリート T O P I X インデックス・オープン

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	前計算期間末 (2024年11月15日現在)	当中間計算期間末 (2025年5月15日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	365	5,447
コール・ローン	40,125	699,520
親投資信託受益証券	46,004,110	93,703,785
未収利息	—	8
流動資産合計	46,044,600	94,408,760
資産合計	46,044,600	94,408,760
負債の部		
流動負債		
未払解約金	19,135	661,030
未払受託者報酬	2,473	5,583
未払委託者報酬	10,932	24,756
その他未払費用	5,400	12,285
流動負債合計	37,940	703,654
負債合計	37,940	703,654
純資産の部		
元本等		
元本	41,343,869	82,397,836
剩余金		
中間剩余金又は中間欠損金（△）	4,662,791	11,307,270
（分配準備積立金）	1,096,110	552,099
元本等合計	46,006,660	93,705,106
純資産合計	46,006,660	93,705,106
負債純資産合計	46,044,600	94,408,760

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前中間計算期間 自 2024年1月11日 至 2024年7月10日	当中間計算期間 自 2024年11月16日 至 2025年 5月15日
営業収益		
受取利息	—	357
有価証券売買等損益	1,715,013	4,252,375
営業収益合計	1,715,013	4,252,732
営業費用		
支払利息	2	—
受託者報酬	857	5,583
委託者報酬	3,725	24,756
その他費用	1,785	12,285
営業費用合計	6,369	42,624
営業利益又は営業損失（△）	1,708,644	4,210,108
経常利益又は経常損失（△）	1,708,644	4,210,108
中間純利益又は中間純損失（△）	1,708,644	4,210,108
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	96,919	△229,443
期首剰余金又は期首次損金（△）	—	4,662,791
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,679,914	5,920,545
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	2,679,914	5,920,545
剰余金減少額又は欠損金増加額	192,024	3,715,617
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	192,024	3,715,617
中間剰余金又は中間欠損金（△）	4,099,615	11,307,270

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-------------------	----------------------------------------------------------------------------

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	前計算期間末 (2024年11月15日現在)	当中間計算期間末 (2025年5月15日現在)
1 期首元本額	1,000,000円	41,343,869円
期中追加設定元本額	47,810,775円	76,856,423円
期中一部解約元本額	7,466,906円	35,802,456円
2 受益権の総数	41,343,869口	82,397,836口

(中間損益及び剩余金計算書に関する注記)

該当する事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	前計算期間末 (2024年11月15日現在)	当中間計算期間末 (2025年5月15日現在)
1 中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありません。	中間貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありません。
2 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 該当する事項はありません。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左

3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
---------------------------	------------------------------------------------------------------	----

(有価証券関係に関する注記)

該当する事項はありません。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

該当する事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	前計算期間末 (2024年11月15日現在)	当中間計算期間末 (2025年5月15日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,1128円 (11,128円)	1,1372円 (11,372円)

<参考>

当ファンドは「日本株式インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

なお、同親投資信託の状況は次の通りであります。

「日本株式インデックス・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

区分	注記 番号	(2024年11月15日現在)	(2025年5月15日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
金銭信託		12,232,533	9,708,767
コール・ローン		1,345,896,546	1,246,747,964
株式		46,951,438,010	43,286,852,960
派生商品評価勘定		13,207,100	137,876,340
未収配当金		468,056,435	536,032,866
未収利息		4,056	14,517
差入委託証拠金		112,709,186	118,652,349
流動資産合計		48,903,543,866	45,335,885,763
資産合計		48,903,543,866	45,335,885,763
負債の部			
流動負債			
前受金		7,380,000	149,670,000
派生商品評価勘定		1,387,640	6,202,920
未払解約金		43,225,000	135,201,000
流動負債合計		51,992,640	291,073,920
負債合計		51,992,640	291,073,920
純資産の部			
元本等			
元本	1	9,481,241,389	8,540,977,535
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		39,370,309,837	36,503,834,308
元本等合計		48,851,551,226	45,044,811,843
純資産合計		48,851,551,226	45,044,811,843
負債純資産合計		48,903,543,866	45,335,885,763

(注) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年3月6日から、翌年3月5日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として主たる取引所の発表する清算値又は最終相場によっております。
3 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	(2024年11月15日現在)	(2025年5月15日現在)
1 期首元本額	12,719,558,479円	9,481,241,389円
期中追加設定元本額	1,729,958,391円	463,399,848円
期中一部解約元本額	4,968,275,481円	1,403,663,702円
元本の内訳		
ファンド名		
AMC／ステート・ストリート・リスクバジエット型バランス・オーブン（ステイブル）	53,886,760円	56,502,671円
日本株式インデックス・ファンド（年金1）＜適格機関投資家限定＞	545,685,988円	526,696,681円
バランスファンドVA30A＜適格機関投資家限定＞	798,607円	774,612円
バランスファンドVA30B＜適格機関投資家限定＞	11,695,004円	9,471,316円
バランスファンドVA40A＜適格機関投資家限定＞	77,417円	76,118円
バランスファンドVA40B＜適格機関投資家限定＞	752,747円	735,167円
バランスファンドVA50A＜適格機関投資家限定＞	2,293,639円	2,168,910円
バランスファンドVA50B＜適格機関投資家限定＞	2,928,494,243円	2,654,623,678円
日本株式インデックス・ファンドVA1＜適格機関投資家限定＞	260,686,272円	218,619,886円
バランスファンドVA50C＜適格機関投資家限定＞	1,175,371円	1,157,830円

バランスファンドVA25A<適格機関投資家限定>	290,431,665円	241,194,443円
バランスファンドVA37.5A<適格機関投資家限定>	302,731,801円	275,928,393円
バランスファンドVA75A<適格機関投資家限定>	19,697,426円	17,870,165円
日本株式インデックス・ファンドM<適格機関投資家限定>	69,997,329円	68,484,270円
日本株式インデックス・ファンドS<適格機関投資家限定>	73,429,508円	71,843,717円
4資産バランス20VA<適格機関投資家限定>	52,674,701円	46,003,301円
4資産バランス40VA<適格機関投資家限定>	990,316,546円	899,824,472円
4資産バランス30VA<適格機関投資家限定>	103,264,286円	83,353,275円
バランスファンドVA35A<適格機関投資家限定>	596,646,753円	530,393,269円
バランスファンドVA40C<適格機関投資家限定>	21,086,806円	19,469,840円
グローバル4資産30VA<適格機関投資家限定>	6,831,021円	6,582,160円
グローバル4資産45VA<適格機関投資家限定>	10,426,731円	9,038,075円
4資産バランス30VA2<適格機関投資家限定>	2,957,299円	2,633,458円
バランスファンドVA25B<適格機関投資家限定>	212,701,746円	198,905,949円
バランスファンドVA20A<適格機関投資家限定>	605,428円	573,825円
バランスファンドVA35B<適格機関投資家限定>	304,631円	303,761円
日本株式インデックス・ファンドVA2<適格機関投資家限定>	35,376,603円	25,546,731円
4資産インデックスバランスVA20<適格機関投資家限定>	135,148,973円	122,605,474円
世界分散ファンドVA25A<適格機関投資家限定>	551,302,234円	504,054,680円
Tadリスクバジエット型マルチ配分戦略ファンド(ステイブル)年金<適格機関投資家限定>	53,008,111円	53,008,111円
フレックス資産配分戦略ファンド<適格機関投資家限定>	294,304,283円	160,025,490円
Tadリスクバジエット型マルチ配分戦略ファンド(ステイブル)<適格機関投資家限定>	49,607,266円	52,386,182円
ステート・ストリート日本株式インデックス・オープン	1,601,274,409円	1,488,113,044円
ステート・ストリートTOPIXインデックス・オープン	8,928,676円	17,767,119円

世界バランス 40VA <適格機関投資家限定>	656,733円	649,867円
世界バランス 60VA <適格機関投資家限定>	1,532,579円	1,443,452円
グローバルバランス 40VA <適格機関投資家限定>	101,150円	97,170円
グローバルバランス 40VA 2 <適格機関投資家限定>	183,575,878円	165,767,700円
グローバルバランス 40VA 3 <適格機関投資家限定>	4,236,832円	3,806,028円
グローバルバランス 50VA <適格機関投資家限定>	2,537,937円	2,477,245円
計	9,481,241,389円	8,540,977,535円
2 受益権の総数	9,481,241,389口	8,540,977,535口

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	(2024年11月15日現在)	(2025年5月15日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありません。	同左
2 金融商品の時価の算定方法	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>(3)デリバティブ取引 「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。</p>	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 同左</p> <p>(3)デリバティブ取引 同左</p>
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」におけるデリバティブ取引に関する契約額等につい	同左

では、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(有価証券関係に関する注記)

該当する事項はありません。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

取引の時価等に関する事項

株式関連

(単位：円)

区分	種類	(2024年11月15日現在)		
		契約額等 うち1年超	時価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引 買建 TOPIX(先物)	1,857,690,000	—	1,869,555,000 11,865,000
	合計	1,857,690,000	—	1,869,555,000 11,865,000

(単位：円)

区分	種類	(2025年5月15日現在)		
		契約額等 うち1年超	時価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引 買建 TOPIX(先物)	1,590,075,000	— 1,721,790,000	131,715,000
	合計	1,590,075,000	— 1,721,790,000	131,715,000

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。
5. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	(2024年11月15日現在)	(2025年5月15日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	5.1524円 (51,524円)	5.2740円 (52,740円)

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2025年5月30日現在)

I 資産総額	104, 043, 537円
II 負債総額	4, 984, 332円
III 純資産総額 (I - II)	99, 059, 205円
IV 発行済口数	85, 160, 326口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	1. 1632円

<参考情報>

親投資信託受益証券（日本株式インデックス・マザーファンド）

(2025年5月30日現在)

I 資産総額	46, 037, 920, 152円
II 負債総額	383, 891, 900円
III 純資産総額 (I - II)	45, 654, 028, 252円
IV 発行済口数	8, 461, 338, 771口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	5. 3956円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

受益者が委託会社に対して行う下記の手続きは、販売会社を通じて、委託会社に請求することにより行なうことができます。詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

(1) 受益証券の名義書換等

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。したがって該当事項はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等名簿の閉鎖の時期

該当事項はありません。

(3) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(4) 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

<受益権の譲渡>

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

<受益権の譲渡の対抗要件>

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) その他内国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

<受益権の再分割>

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

<償還金>

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定さ

れた受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。) に支払います。

<質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて>

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（本書提出日現在）

① 資本金の額

委託会社の資本金の額は金3億1千万円です。

② 発行する株式の総数

委託会社の発行する株式の総数は6, 200株です。

③ 発行済株式の総数

委託会社の発行済株式総数は6, 200株です。

④ 最近5年間における主な資本金の額の増減

該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定します。代表取締役社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、代表取締役社長に事故があるときにその職務を代行します。監査役は、委託会社の会計監査を行います。各部には、部長をおき、部長は、代表取締役社長または取締役の命を受け、所属員を指揮監督し、部の業務を統括します。

② 投資運用の意思決定機構

1) 運用基本方針の決定

投資政策委員会で、投資対象地域経済、産業、政治について更に精緻に分析を行い、投資対象企業、債券を様々な面より分析しつつ、基本的な運用方針を決定します。

2) 運用実施計画の作成

ファンド・マネージャーは決定された運用基本方針に基づいて、具体的な銘柄選択と運用実施計画を作成します。

3) 運用の実行

ファンド・マネージャーは運用計画に基づいて、組入有価証券の売買等を指図します。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言業、第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業を行っています。

2025年5月末現在、委託会社の運用する証券投資信託は、124本であり、その純資産総額は3, 819, 526百万円です（親投資信託を除く、公募投資信託および私募投資信託の合計値です。）。

3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるストート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社（以下「委託会社」といいます）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年6月10日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉宏和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 財務諸表に対する意見表明の基礎となる、財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、構成単位の財務情報の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

期 別 科 目	前事業年度 (2024年3月31日現在)		当事業年度 (2025年3月31日現在)	
	金額	構成比	金額	構成比
(資産の部)		%		%
流動資産				
預金	4,234,566		5,255,086	
前払金	102,444		192,385	
前払費用	41,233		41,160	
未収入金	1,032,848		651,420	
未収委託者報酬	749,873		828,796	
未収収益	27,066		1,301	
流動資産計	6,188,032	81.2	6,970,151	85.3
固定資産				
有形固定資産		0	10,584	
建物附属設備	※ 1	0	-	
器具備品	※ 1	0	10,584	0
無形固定資産		0	0	
ソフトウェア	0		0	
投資その他の資産		1,432,737	1,189,419	
投資有価証券	39,012		40,048	
長期差入保証金	48,833		43,216	
繰延税金資産	1,338,616		1,099,879	
その他投資	6,275		6,275	
固定資産計	1,432,737	18.8	1,200,003	14.7
資産合計	7,620,770	100.0	8,170,154	100.0

(単位：千円)

期 別 科 目	前事業年度 (2024年3月31日現在)		当事業年度 (2025年3月31日現在)	
	金 額	構成比	金 額	構成比
(負債の部)		%		%
流動負債				
預り金	188,612		207,627	
未払金	339,082		404,642	
未払手数料			254,991	
その他未払金	221,226		149,650	
未払費用	117,856		13,751	
未払法人税等			45,960	
未払消費税等			59,410	
賞与引当金			125,008	
流動負債計		10.1	771,826	
固定負債				
退職給付引当金	62,307		79,516	
固定負債計	62,307	0.8	79,516	1.0
負債合計	834,133	10.9	1,060,041	13.0
(純資産の部)		%		%
株主資本	6,778,287	88.9		
資本金	310,000		310,000	
利益剰余金				
利益準備金	77,500		77,500	
その他利益剰余金				
別途積立金	31,620		31,620	
繰越利益剰余金	6,359,167		6,681,926	
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金	8,348	0.1	9,066	0.1
純資産合計	6,786,636	89.1	7,110,113	87.0
負債・純資産合計	7,620,770	100.0	8,170,154	100.0

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

科 目	期 別	前事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日		当事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日	
		金 額	構成比	金 額	構成比
営業収益			%		%
委託者報酬		2,891,198		3,159,384	
投資顧問収入		2,862,987		2,869,671	
その他営業収益	※ 1	102,972		74,525	
営業収益計		5,857,158	100.0	6,103,581	100.0
営業費用					
支払手数料		906,480		1,024,590	
広告宣伝費		21,264		84,625	
公告費		-		1,140	
調査費		720,300		723,759	
調査費		396,650		389,188	
委託調査費		323,202		334,212	
図書費		446		358	
委託計算費		207,395		232,269	
営業雑経費		55,720		50,286	
通信費		8,017		7,612	
印刷費		26,511		15,708	
協会費		15,992		21,171	
諸会費		83		1	
その他		5,114		5,792	
営業費用計		1,911,160	32.6	2,116,670	34.7
一般管理費					
給料		1,332,279		1,418,542	
役員報酬		154,418		130,477	
給料・手当		805,664		905,955	
賞与		289,236		298,672	
賞与引当金繰入額		82,960		83,436	
交際費		2,358		2,917	
旅費交通費		11,678		13,965	
租税公課		29,533		43,879	
不動産賃借料		72,193		69,771	
退職給付費用		61,309		96,268	
固定資産減価償却費		428		932	
福利厚生費		144,113		148,872	
諸経費		161,722		206,939	
一般管理費計		1,815,616	31.0	2,002,089	32.8
営業利益		2,130,381	36.4	1,984,820	32.5
営業外収益					
為替差益		1,186		-	
有価証券運用益		1,258		-	
有価証券分配金		-		40	
雑収入		61		115	
営業外収益計		2,505	0.0	155	0.0
営業外費用					

移転価格調整金	※1、※2		996,646			416,568	
為替差損			2,193			839	
雑損失			3,349			20	
営業外費用計			1,002,189	17.1		417,428	6.8
経常利益			1,130,697	19.3		1,567,547	25.7
特別損失							
事務処理損失			814			654	
特別損失計			814	0.0		654	0.0
税引前当期純利益			1,129,883	19.3		1,566,893	25.7
法人税、住民税及び事業税			189,140	3.2		260,714	4.3
法人税等調整額			195,041	3.3		238,420	3.9
当期純利益			745,701	12.7		1,067,758	17.5

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：千円)

	株 主 資 本					評価・換算差額等		純資産合計	
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
		利益準備金	その他利益剰余金	別途積立金					
当期首残高	310,000	77,500	31,620	6,784,466	6,893,586	7,203,586	-	7,203,586	
当期変動額									
剰余金の配当	-	-	-	(1,171,000)	(1,171,000)	(1,171,000)	-	(1,171,000)	
当期純利益	-	-	-	745,701	745,701	745,701	-	745,701	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	8,348	8,348	
当期変動額合計	-	-	-	(425,298)	(425,298)	(425,298)	8,348	8,348	
当期末残高	310,000	77,500	31,620	6,359,167	6,468,287	6,778,287	8,348	6,786,636	

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：千円)

	株 主 資 本					評価・換算差額等		純資産合計	
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
		利益準備金	その他利益剰余金	別途積立金					
当期首残高	310,000	77,500	31,620	6,359,167	6,468,287	6,778,287	8,348	6,786,636	
当期変動額									
剰余金の配当	-	-	-	(745,000)	(745,000)	(745,000)	-	(745,000)	
当期純利益	-	-	-	1,067,758	1,067,758	1,067,758	-	1,067,758	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	718	718	
当期変動額合計	-	-	-	322,758	322,758	322,758	718	718	
当期末残高	310,000	77,500	31,620	6,681,926	6,791,046	7,101,046	9,066	7,110,113	

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。</p>
2. 固定資産の減価償却方法	<p>有形固定資産 リース資産以外の有形固定資産 定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 器具備品 3～7年</p>
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員等に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に負担すべき金額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員等の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。</p> <p>① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。</p> <p>② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異 発生の翌事業年度に一括損益処理しております。</p>
5. 収益の計上方法	<p>(1) 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託約款に定められた履行義務の充足状況に基づき、投資信託約款毎に、日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額で収益を認識しております。</p> <p>(2) 投資顧問収入 投資顧問収入は、投資顧問契約に定められた履行義務の充足状況に基づき、投資顧問契約毎に計算基礎額に投資顧問料率を乗じた金額で収益を認識しております。</p>

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより、当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産 1,099,879千円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生および金額によって見積もっております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課

税所得の時期および金額が見積りと異なった場合や将来の税法の改正等により、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）
 - ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日）
- ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものであります。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (2024年3月31日現在)	当事業年度 (2025年3月31日現在)
※1. 有形固定資産の減価償却累計額 器 具 備 品 29,386千円	※1. 有形固定資産の減価償却累計額 器 具 備 品 28,435千円
関係会社に係る注記 該当事項はありません。	関係会社に係る注記 同左

(損益計算書関係)

前事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日	当事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日
※1. 移転価格調整金の取り扱いに係る注記 当社とステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーはグループ間移転価格調整の方針に従って調整額を精算することとしております。当事業年度にステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーから当社に支払われた事務手数料調整額102,739千円は、損益計算書のその他営業収益に、また、当社がステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーに支払った調整額996,646千円は、損益計算書の営業外費用である移転価格調整金に含まれております。	※1. 移転価格調整金の取り扱いに係る注記 当社とステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーはグループ間移転価格調整の方針に従って調整額を精算することとしております。当事業年度にステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーから当社に支払われた事務手数料調整額74,278千円は、損益計算書のその他営業収益に、また、当社がステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーに支払った調整額416,568千円は、損益計算書の営業外費用である移転価格調整金に含まれております。
※2. 関係会社に係る注記 関係会社との取引高 営業外費用 996,646千円	※2. 関係会社に係る注記 関係会社との取引高 営業費用および一般管理費 880,997千円 営業外費用 416,568千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式の総数に関する事項

	当事業年度期首	当期増加株式数	当期減少株式数	当事業年度末
普通株式	6,200株	-	-	6,200株

2. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2023年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,171,000千円	188,870.96円	2023年3月31日	2023年6月28日

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	745,000千円	利益剰余金	120,161.29円	2024年3月31日	2024年6月28日

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式の総数に関する事項

	当事業年度期首	当期増加株式数	当期減少株式数	当事業年度末
普通株式	6,200株	-	-	6,200株

2. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	745,000千円	120,161.29円	2024年3月31日	2024年6月28日

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,067,000千円	利益剰余金	172,096.77円	2025年3月31日	2025年6月27日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言業、第二種金融商品取引業及び第一種金融商品取引業を行っております。これらの事業を行うための資金運用については、短期的な預金等に限定し、資金調達については、現状必要性を想定しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社の営業債権である未収委託者報酬は、投資信託及び投資法人に関する法律により、信託銀行において分別管理される信託財産のため、当該報酬は、計理上日々の未払委託者報酬として投資信託財産の負債項目に計上されております。このため、顧客の信用リスクは限定されております。

同じく営業債権である未収投資顧問料は、概ね6か月以内に回収される債権であり、また顧客の業種等も多岐にわたり分散されていることから、顧客の信用リスクは限定されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日現在

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
投資有価証券	39,012	39,012	-
資産計	39,012	39,012	-

預金、未収入金、未収委託者報酬、未収収益、未払手数料及びその他未払金は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

2025年3月31日現在

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
投資有価証券	40,048	40,048	-
資産計	40,048	40,048	-

預金、未収入金、未収委託者報酬、未収収益、未払手数料及びその他未払金は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

2024年3月31日現在

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	-	39,012	-	39,012
その他有価証券		39,012		39,012
資産計	-	39,012	-	39,012

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券は投資信託であり基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

2025年3月31日現在

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	-	40,048	-	40,048
その他有価証券		40,048		40,048
資産計	-	40,048	-	40,048

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券は投資信託であり基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

(有価証券関係)

2024年3月31日現在

その他有価証券

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託	39,012千円	26,980千円	12,032千円
小計	39,012千円	26,980千円	12,032千円
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託	—	—	—
小計	—	—	—
合計	39,012千円	26,980千円	12,032千円

2025年3月31日現在

その他有価証券

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託	39,113千円	25,980千円	13,133千円
小計	39,113千円	25,980千円	13,133千円
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託	934千円	1,000千円	△65千円
小計	934千円	1,000千円	△65千円
合計	40,048千円	26,980千円	13,068千円

(デリバティブ取引関係)

前事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日	当事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日
該当事項はありません。	同左

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

前事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日	当事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日
<p>2011年4月1日に複数事業主制度の確定給付企業年金制度（キャッシュ・バランス・プラン）、確定拠出年金制度を導入いたしました。</p> <p>また、2000年9月29日より退職給付信託を設定しております。</p> <p>なお、複数事業主制度の確定給付企業年金制度は自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に算定できることから、確定給付制度の注記に含めて記載しております。</p>	同左

2. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日
退職給付債務の期首残高	483, 396
勤務費用	51, 371
利息費用	-
数理計算上の差異の発生額	20, 319
退職給付の支払額	<u>△66, 566</u>
退職給付債務の期末残高	488, 520

(単位：千円)

	当事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日
退職給付債務の期首残高	488, 520
勤務費用	54, 894
利息費用	-
数理計算上の差異の発生額	15, 628
退職給付の支払額	<u>△62, 700</u>
退職給付債務の期末残高	496, 343

3. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

前事業年度	
	自 2023年4月 1日
	至 2024年3月31日
年金資産の期首残高	416,191
期待運用収益	3,083
数理計算上の差異の発生額	△3,224
事業主からの拠出額	53,186
退職給付の支払額	△66,566
年金資産の期末残高	402,670

(単位：千円)

当事業年度	
	自 2024年4月 1日
	至 2025年3月31日
年金資産の期首残高	402,670
期待運用収益	2,981
数理計算上の差異の発生額	5,196
事業主からの拠出額	58,246
退職給付の支払額	△62,700
年金資産の期末残高	406,394

4. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

前事業年度	
	自 2023年4月 1日
	至 2024年3月31日
積立型制度の退職給付債務	488,520
年金資産	△402,670
	85,850
非積立型制度の退職給付債務	-
未積立退職給付債務	85,850
未認識数理計算上の差異	△23,543
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	62,307

(単位：千円)

当事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日	
積立型制度の退職給付債務 年金資産	496,343 <u>△ 406,394</u>
非積立型制度の退職給付債務 未積立退職給付債務	89,948 <u>-</u>
未認識数理計算上の差異	89,948 <u>△ 10,431</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	79,516

5. 退職給付費用の内訳

(単位：千円)

前事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日	
確定給付制度に係る退職給付費用	39,232
(1)勤務費用	<u>51,371</u>
(2)利息費用	<u>-</u>
(3)期待運用収益	△3,083
(4)数理計算上の差異の費用処理額	△9,055

(単位：千円)

当事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日	
確定給付制度に係る退職給付費用	75,456
(1)勤務費用	<u>54,894</u>
(2)利息費用	<u>-</u>
(3)期待運用収益	△2,981
(4)数理計算上の差異の費用処理額	23,543

6. 年金資産に関する事項

前事業年度（2024年3月31日現在）

① 年金資産の内訳

保険資産（一般勘定）	98.1%
その他	1.9%
合計	100.0%

② 長期期待運用收益率の設定方法

年金資産の長期期待運用收益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の收益率を考慮しております。

当事業年度（2025年3月31日現在）

① 年金資産の内訳

保険資産（一般勘定）	98.1%
その他	1.9%
合計	100.0%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

7. 退職給付債務等の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (2024年3月31日現在)
(1)割引率	0.00%
(2)長期期待運用収益率	0.75%
(3)予想昇給率	5.80%
(4)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(5)過去勤務費用の処理年数	発生時より 11年
(6)数理計算上の差異の処理年数	1年

	当事業年度 (2025年3月31日現在)
(1)割引率	0.00%
(2)長期期待運用収益率	0.75%
(3)予想昇給率	5.80%
(4)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(5)過去勤務費用の処理年数	発生時より 11年
(6)数理計算上の差異の処理年数	1年

8. 確定拠出制度

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当社の確定拠出制度への要拠出額は22,077千円であります。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当社の確定拠出制度への要拠出額は20,811千円であります。

（税効果会計関係）

前事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日	当事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日
繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 （単位：千円）	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 （単位：千円）
繰延税金資産 賞与引当金繰入超過額 27,942 退職給付引当金 20,778 (注)繰越欠損金 1,267,265 その他 26,314	繰延税金資産 賞与引当金繰入超過額 24,152 退職給付引当金 26,815 (注)税務上の繰越欠損金 1,039,855 その他 46,429

繰延税金資産 合計	1, 342, 300	繰延税金資産 小計	1, 137, 251
繰延税金負債		税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	—
その他有価証券評価差額金	△3, 684	将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	
繰延税金資産の純額	1, 338, 616	△33, 371	
		評価性引当額 小計	△33, 371
		繰延税金資産 合計	1, 103, 881
		繰延税金負債	
		その他有価証券評価差額金	△4, 001
		繰延税金資産の純額	1, 099, 879

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度 (2024年3月31日現在)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (*1)	-	137, 227	157, 331	-	366, 561	606, 144	1, 267, 265
繰延税金資産	-	137, 227	157, 331	-	366, 561	606, 144	(*2) 1, 267, 265

(*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(*2) 税務上の繰越欠損金1, 267, 265千円（法定実効税率を乗じた金額）について、繰延税金資産1, 267, 265千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産については、将来の課税所得の見込等により回収可能と判断しております。

当事業年度 (2025年3月31日現在)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (*1)	-	43, 867	-	372, 027	287, 713	336, 248	1, 039, 855
繰延税金資産	-	43, 867	-	372, 027	287, 713	336, 248	(*2) 1, 039, 855

(*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(*2) 税務上の繰越欠損金1, 039, 855千円（法定実効税率を乗じた金額、1年以内のものは30. 62%、1年を超えるものは31. 52%）について、繰延税金資産1, 039, 855千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産については、将来の課税所得の見込等により回収可能と判断しております。

前事業年度（2024年3月31日現在）	当事業年度（2025年3月31日現在）
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
法定実効税率 30.6%	
交際費等永久に損金に算入されない項目 2.8%	
その他 0.6%	

税効果会計適用後の法人税等の負担率 34.0%	
=====	

法人税等の税率の変更により繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より防衛特別法人税が新設されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率は30.62%から31.52%に変更されます。この変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）が23,465千円、法人税等調整額が23,465千円それぞれ増加しております。

(資産除去債務関係)

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(1) 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィス及びバックアップセンターの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(2) 資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃貸借契約期間と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における資産除去債務の総額の増減

当事業年度において、長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額として算定した金額は15,059千円あります。資産除去債務の総額は当事業年度において、変動はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(1) 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(2) 資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃貸借契約期間と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における資産除去債務の総額の増減

当事業年度において、長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額として算定した金額は19,219千円あります。当事業年度において、原状回復費用の見直しが行われたことから、資産除去債務

の総額は、4,160千円増加しました。

(収益認識関係)

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当社は、「(セグメント情報)」に記載のとおり、投資運用業の単一セグメントであり、営業収益のうち委託者報酬と投資顧問収入は、顧客との契約から生じる収益であります。

(1) 収益の分解情報

当会計期間の収益の構成は次のとおりです。

委託者報酬	2,891,198千円
投資顧問収入	2,862,987千円
その他営業収益	102,972千円
合計	5,857,158千円

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針「5. 収益の計上方法」に記載のとおりです。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当社は、「(セグメント情報)」に記載のとおり、投資運用業の単一セグメントであり、営業収益のうち委託者報酬と投資顧問収入は、顧客との契約から生じる収益であります。

(1) 収益の分解情報

当会計期間の収益の構成は次のとおりです。

委託者報酬	3,159,384千円
投資顧問収入	2,869,671千円
その他営業収益	74,525千円
合計	6,103,581千円

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針「5. 収益の計上方法」に記載のとおりです。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(セグメント情報)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

2. セグメント関連情報

1. 商品及びサービスに関する情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域に関する情報

① 営業収益

本邦に所在している顧客への収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、集計対象より除外しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記

載を省略しております。

3. 主要な顧客に関する情報

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、記載を省略しております。

また、投資顧問収入については、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

I 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
同一の親会社を持つ会社	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー	米国マサチューセッツ州ボストン市	29百万米ドル	銀行、投資顧問、投資信託委託業務、及びそれらの関連業務	なし	なし	助言などの投資顧問サービスの提供並びに受入れ	ソフトウェア使用料の支払 投資顧問料の支払 ソフトウェアの使用契約 人件費等の支払 人件費等及び事務手数料の支払 事務手数料の受取 移転価格調整金の支払	349,158 233,443 112,526 102,739 996,646	前払金 未払金	3,388 33,312
	ステート・ストリート信託銀行株式会社	東京都港区	25億円	銀行業	なし	なし	投資信託計理の事務サービスの受入れ	投資信託計理業務委託 人件費等の支払	39,191 45,719	前払金	99,056

						兼職社員の人事費支払等				
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ユニティッド・キングダム	英国ロンドン	62百万ポンド	投資顧問、投資信託委託業務	なし	なし	投資顧問サービスの受入れ	投資顧問料の支払	23,532	-	-
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール	シンガポール	136万シンガポールドル	投資顧問業	なし	なし	投資顧問サービスの受入れ及びETF商品の紹介	紹介料の受取 投資顧問料の支払	233 22,463	-	-

(注) 上記の金額のうち、ステート・ストリート信託銀行株式会社に関しましては、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- ソフトウェア使用料及び事務手数料については、グループ全体の費用を一定の基準で配分した金額に基づき決定しております。
- 人件費及び事務所賃借料については、実際支払額を基として支払いを行っております。
- 役務料については、当社との間で締結された役務提供契約に基づいて支払われております。
- 投資顧問料については、当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算されております。
- ETF商品の紹介料については、当社との間で締結された役務提供契約に基づいて計算されております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)				
						関係									
						役員の兼任等	事業上の関係								
同一の親会社を持つ会社	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カナダ	米国マサチューセッツ州ボストン市	29百万米ドル	銀行、投資顧問、投資信託委託業務、及びそれらの関連業務	なし	なし	助言などの投資顧問サービスの提供並びに受入れ	ソフトウェア使用料の支払 投資顧問料の支払 ソフトウェアの使用契約 人件費等の支払 人件費等及び事務手数料の受取	334,750 230,948 95,312 74,278	前払金 未払金	170,340 33,242				

						支払	移転価格調整金の支払	416, 568		
ステート・ストリート信託銀行株式会社	東京都港区	25億円	銀行業	なし	なし	投資信託計理の事務サービスの受入れ 兼職社員の人件費支払等	投資信託計理業務委託 人件費等の支払	39, 783 126, 028	前払金	22, 044
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ユナイテッド・キングダム	英国ロンドン	62百万ポンド	投資顧問、投資信託委託業務	なし	なし	投資顧問サービスの受入れ	投資顧問料の支払	31, 542	-	-
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール	シンガポール シンガポール市	136万シンガポールドル	投資顧問業	なし	なし	投資顧問サービスの受入れ及びETF商品の紹介	紹介料の受取 投資顧問料の支払	247 22, 631	-	-

(注) 上記の金額のうち、ステート・ストリート信託銀行株式会社に関しましては、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. ソフトウェア使用料及び事務手数料については、グループ全体の費用を一定の基準で配分した金額に基づき決定しております。
2. 人件費及び事務所賃借料については、実際支払額を基として支払いを行っております。
3. 役務料については、当社との間で締結された役務提供契約に基づいて支払われております。
4. 投資顧問料については、当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算されております。
5. ETF商品の紹介料については、当社との間で締結された役務提供契約に基づいて計算されております。

II 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

- ステート・ストリート・コーポレーション（ニューヨーク証券取引所に上場）
- ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ（非上場）
- ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インターナショナル・ホールディングス（非上場）
- ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ジャパン・ホールディングス合同会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

前事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日	当事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日
1株当たり純資産 1,094,618円75銭	1株当たり純資産 1,146,792円47銭
1株当たり当期純利益 120,274円44銭	1株当たり当期純利益 172,219円14銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益の算定基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日	当事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日
当期純利益 (千円)	745,701	1,067,758
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式にかかる当期純利益 (千円)	745,701	1,067,758
期中平均株式数 (株)	6,200	6,200

(重要な後発事象)

前事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日
該当事項はありません。

当事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日
該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

その他、営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実は存在しておりません。

追加型証券投資信託
SSGAインデックス・シリーズ・ライト

ステート・ストリートTOPIX
インデックス・オープン

約款

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

運用の基本方針

約款第17条の規定に基づき、委託者が定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、日本株式インデックス・マザーファンドへの投資を通じて、実質的に日本の金融商品取引所に上場されている株式（これに準ずるものを含む）に投資を行い、中長期的にTOPIX（東証株価指数、配当込み）に連動した投資成果を目指して運用を行うことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

「日本株式インデックス・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①TOPIX（東証株価指数、配当込み）をベンチマークとします。
- ②マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
- ③信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ④信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）および金利先渡取引を行うことができます。
- ⑤資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等、やむを得ない事情が発生した場合は、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ①マザーファンド受益証券の投資割合には制限を設けません。
- ②株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には制限を設けません。
- ③外貨建資産への投資は行いません。
- ④投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）の実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤有価証券先物取引等は、約款第20条、第22条の範囲で行います。
- ⑥スワップ取引は、約款第21条の範囲で行います。
- ⑦一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引をいいます。）の利用は行いません。
- ⑧一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資

信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

① 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の範囲内とします。

② 分配対象収益についての分配方針

分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③ 留保益の運用方針

特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
ステート・ストリートTOPIXインデックス・オープン

約款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。
- ② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第16条および第27条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

- 第2条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖する目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。
- ② 委託者は、受託者と合意のうえ金1兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第2項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

- 第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第45条第1項、第46条第1項、第47条第1項、第49条第2項の規定による信託終了日または信託契約解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

- 第4条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

- 第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

- 第6条 委託者は、第2条第1項に規定する信託によって生じた受益権については、これを100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

- 第7条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益

権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第26条に規定する借入公社債を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第9条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第10条 受託者は、この信託契約締結により生じた受益権については信託設定時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第11条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、第3項に規定する受益権の価額に取得申込口数を乗じて得た金額について、委託者の承諾を得て委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が定める申込単位をもって当該受益権の取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、第41条第2項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加

の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の手数料額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。
- ⑤ 前2項の規定にかかわらず、受益者が委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関との間に結ばれた別に定める自動けいぞく投資約款にしたがった契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第35条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」という場合があります。また、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。以下同じ。）における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、受益権の取得申込の受付けを中止することおよび既に受付けた受益権の取得申込の受付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第12条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第13条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第14条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 1. 有価証券
 2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条、第21条および第22条に定めるものに限ります。）

以下同じ。)

- ハ. 金銭債権
- ニ. 約束手形

- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
- イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第15条 委託者は、信託金を、主としてステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された「日本株式インデックス・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4. 特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9. 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号までの証券または証書の性質を有するもの
- 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 20. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- 21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号まで

の証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものならびに第14号の証券のうち、投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（「投資法人債券」および「外国投資証券で投資法人債券に類する証券」を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該金融商品取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。以下同じ。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第16条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第27条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に定める資産への投資等を行うことができます。

- ② 前項の取扱いは、第19条ないし第22条、第24条ないし第26条、第30条ないし第32条における委託者の指図による取引その他これらに類する行為を行う場合についても同様とします。
- ③ 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ④ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条ないし第22条、第24条ないし第26条、第30条ないし第32条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

⑤ 前4項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第17条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

第18条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、または金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの（上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものを含みます。）とします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

(信用取引の指図範囲)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図にあたっては、当該売り付けに係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売り付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

④ 第2項においてマザーファンドの信託財産に属する当該売り付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売り付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ 委託者は、第1項の取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(先物取引等の運用指図)

第20条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第21条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、異なった受取り金利または異なる受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」と

いいます。)を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち当該信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少してスワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引の運用指図）

- 第22条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ② 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
 - ④ 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（デリバティブ取引等にかかる投資制限）

- 第23条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

- 第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券を貸付けることの指図をすることができます。
- ② 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（公社債の空売りの指図範囲）

- 第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ② 前項の売り付けの指図にあたっては、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(公社債の借入れ)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図にあたっては、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第27条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存に係る業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 - 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第28条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第29条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるとときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

（有価証券の売却等の指図）

第30条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券に係る信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第31条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第32条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、当該資金借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第33条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第34条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（計算期間）

第35条 この信託の計算期間は、毎年11月16日から翌年11月15日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から2024年11月15日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第36条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用等)

第37条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産にかかる監査費用等および当該監査費用にかかる消費税等（以下「監査費用等」といいます。）に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
- ③ 第1項の諸経費および前項の監査費用等に加え、以下の諸費用（以下「諸費用」といいます。）および当該諸費用に係る消費税等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
1. 投資信託振替制度に係る手数料および費用
 2. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
 3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
 4. 約款の作成、印刷および届出に係る費用
 5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
 6. この信託の受益者に対する公告に係る費用ならびに約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

- ④ 委託者は、前2項に定める監査費用等および諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。
- ⑤ 前項において第2項に定める監査費用等および第3項に定める諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ⑥ 第4項において第2項に定める監査費用等および第3項に定める諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる監査費用等および諸費用の額は、第35条に規定する計算期

間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる監査費用等および諸費用は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

⑦ 第1項に定める諸経費および第3項に定める諸費用は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せざかつ委託者の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。

(信託報酬等)

第38条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第35条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の9.8の率を乗じて得た金額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末（ただし、当日が休業日の場合は翌営業日とします。）または信託終了のときに信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第39条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、諸費用、当該諸費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、諸費用、当該諸費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 每計算期末において信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第40条 受託者は、収益分配金については、第41条第1項に規定する支払開始日および同条第2項に規定する交付開始前までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第41条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第44条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第41条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第41条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関と受益権の取得申込者との間に結ばれた別に定める自動けいぞく投資約款にしたがった契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。ただし、第44条第1項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項に準じて受益者に支払います。当該売付けにより増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、第44条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第42条 受益者が、収益分配金については第41条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について第41条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

第43条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（一部解約）

第44条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者の承諾を得て委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が定める解約単位をもって一部解約の実行を請求することができます。なお、委託者は、大口の解約請求には、制限を設けることがあります。

- ② 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指

定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。

- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求日の基準価額とします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた第1項による一部解約の実行の請求を取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第4項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第45条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することによりこの信託の受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合または下回ることが明らかとなった場合、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知りれている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これ行使することができます。なお、知りれている受益者が議決権を行使しないときは、当該知りれている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第46条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第50条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第47条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第50条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第48条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第49条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第50条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第50条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第51条 この信託は、受益者が第44条に規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第45条に規定する投資信託の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第52条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(公 告)

第53条 委託者が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.ssga.com/jp>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第54条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(運用状況に係る情報の提供)

第55条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

令和6年1月11日

令和7年4月1日変更

委託者 東京都港区虎ノ門一丁目 23 番 1 号
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
代表取締役 新原 謙介

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号
三井住友信託銀行株式会社
取締役社長 大山 一也

(付則)

第1条 第22条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日からの一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

親投資信託
日本株式インデックス・マザーファンド
約 款

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

運用の基本方針

約款第13条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、中長期的な観点から、TOPIX（東証株価指数、配当込み）に連動した投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本の取引所に上場されている株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①TOPIX（東証株価指数、配当込み）をベンチマークとします。

②株式の組入比率は、原則として信託財産総額の50%超を基本とします。

③信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）の指図をすることができます。

④信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利との元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

⑤信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

⑥信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。

⑦大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむをえない事情が発生した場合には、上記のような運用が行われない場合や、当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

(3) 投資制限

①株式への投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への投資は行いません。

③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑤信用取引の指図は、約款第15条の範囲で行います。

⑥有価証券先物取引等は、約款第16条の範囲で行います。

⑦スワップ取引は、約款第17条の範囲で行います。

⑧金利先渡取引は、約款第18条の範囲で行います。

⑨一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
日本株式インデックス・マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、ストート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
- ③ 第1項の受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金50億円を上限として受益者のために利殖する目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ金2兆円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託が行われたときは、受託者は、その引き受けを証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第2項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から、第40条第1項、第2項、第41条第1項、第42条第1項、第44条第2項の規定による信託終了日または信託契約解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当する勧誘のうち、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9項第1号に掲げる適格機関投資家私募により行われます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするストート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の証券投資信託（以下「ベビーファンド」といいます。）の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項に規定する信託によって生じた受益権については、これを50億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該基準価額に0.05%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として加算した価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第22条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条第1項の規定により分割された受益権を表示する受益証券を発行します。この場合の受益証券は、記名式とします。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
③ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券

- ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第16条、第17条および第18条に定めるものに限ります。）
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
- イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4. 特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9. 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12. 投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 13. 投資証券もしくは投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 14. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- 15. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 16. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益

証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

17. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

18. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、第15号の証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券、第15号の証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第12号の証券および第13号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(運用の基本方針)

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

第14条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、国内の取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「金融商品取引所」といい、金融商品取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「取引所」もしくは「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、または国内の取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの（上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認でき

るものを含みます。) とします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

(信用取引の指図範囲)

第15条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図にあたっては、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- ④ 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の信用取引による株券の売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。当該売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を上回ることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する当該売り付けに係る建玉を決済するための指図をするものとします。
- ⑤ 委託者は、第1項の取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(先物取引等の運用指図)

第16条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）の指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第17条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、異なった受取り金利または異なる受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」とい

います。)を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期間が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少してスワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部解約を指図するものとします。
- ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- ⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引の運用指図)

- 第18条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ② 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
 - ④ 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(デリバティブ取引等にかかる投資制限)

- 第18条の2 委託者は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、オプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

- 第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券を貸付けることの指図をすることができます。
- ② 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行う

ものとします。

(公社債の空売りの指図範囲)

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売り付けの指図にあたっては、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(公社債の借入れ)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図にあたっては、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

(保管業務の委任)

第22条 受託者は、委託者と協議の上、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第23条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第24条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類す

る者をいいます。以下本条において同じ。) から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第25条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済に係る国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第26条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

(有価証券の売却等の指図)

第27条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第28条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第29条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第30条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(計算期間)

第31条 この信託の計算期間は、毎年3月6日から翌年3月5日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成15年5月20日から平成16年3月5日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。但し、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第32条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第33条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 第1項に定める信託事務の処理等に要する諸費用のうち、ベビーファンドに関連して生じたものについては、委託者はこれをこの信託に関連して生じたものではないとみなすことができます。

(信託報酬等)

第34条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を收受しません。

(利益の留保)

第35条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産に留保し、期中には分配を行いま

せん。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第36条 追加信託金または一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額の差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第37条 受託者は、信託が終了した時は、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払い)

第38条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引き換えに当該償還金を受益者に支払います。

(一部解約)

第39条 委託者は、受益者の請求があった場合には、この信託契約の一部を解約します。

② 前項の一部解約の価額は、一部解約実行日の前営業日の基準価額から当該基準価額に0.05%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

(信託契約の解約)

第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第41条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第42条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁が、この信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第43条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。
- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

- 第44条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。
- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第45条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第46条 第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第40条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(利益相反のおそれがある場合の受益者の書面交付)

第47条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用状況に係る情報)

第48条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

(公 告)

第49条 委託者が受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第50条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 15 年 5 月 20 日
平成 17 年 6 月 8 日変更
平成 17 年 7 月 1 日変更
平成 18 年 5 月 1 日変更
平成 19 年 9 月 30 日変更
平成 19 年 10 月 1 日変更
平成 19 年 11 月 30 日変更
平成 20 年 5 月 16 日変更
平成 20 年 7 月 1 日変更
平成 20 年 6 月 30 日変更
平成 24 年 4 月 1 日変更
平成 25 年 1 月 4 日変更
平成 26 年 12 月 1 日変更
平成 28 年 4 月 28 日変更
平成 28 年 5 月 31 日変更
令和 5 年 12 月 6 日変更
令和 7 年 4 月 1 日変更

委託者 ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

(付則)

第1条 第18条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日からの一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。